

中学校学習指導要領解説

社会編

平成20年7月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 総説	1
1 改訂の経緯	1
2 社会科改訂の趣旨	3
(1) 基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得	5
(2) 言語活動の充実	6
(3) 社会参画，伝統や文化，宗教に関する学習の充実	7
3 社会科改訂の要点	7
(1) 教科の改訂の要点	7
(2) 各分野の改訂の要点	10
第2章 社会科の目標及び内容	20
第1節 教科の目標	20
第2節 各分野の目標及び内容	22
〔地理的分野〕	22
1 目標	22
2 内容	32
(1) 世界の様々な地域	32
(2) 日本の様々な地域	47
3 内容の取扱い	74
〔歴史的分野〕	79
1 目標	79
2 内容	82
(1) 歴史のとらえ方	82
(2) 古代までの日本	86
(3) 中世の日本	89
(4) 近世の日本	91

(5) 近代の日本と世界	96
(6) 現代の日本と世界	103
3 内容の取扱い	106
[公民的分野]	110
1 目標	110
2 内容	116
(1) 私たちと現代社会	116
(2) 私たちと経済	123
(3) 私たちと政治	130
(4) 私たちと国際社会の諸課題	137
3 内容の取扱い	145
第3章 指導計画の作成と内容の取扱い	149
1 指導計画の作成上の配慮事項	149
2 資料等の活用と作業的, 体験的な学習	154
3 政治及び宗教に関する事項の取扱い	156

第 1 章 総 説

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
 - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
 - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかの

ぼった法改正を踏まえた審議が行われ，2年10か月にわたる審議の末，平成20年1月に「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては，上記のような児童生徒の課題を踏まえ，

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として，各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には，①については，教育基本法が約60年振りに改正され，21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から，これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて，新たに義務教育の目標が規定されるとともに，各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については，読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は，例えば，小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど，発達の段階に応じて徹底して習得させ，学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に，④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために，観察・実験，レポートの作成，論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに，これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために，小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱，漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で，各教科等において，記録，要約，説明，論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また，⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については，徳育や体育の充実のほか，国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により，

他者，社会，自然・環境とかかわる中で，これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ，平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに，幼稚園教育要領，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。中学校学習指導要領は，平成21年4月1日から移行措置として数学，理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに，平成24年4月1日から全面実施することとしている。

2 社会科改訂の趣旨

社会科において，答申の趣旨を生かす上で特に留意しなければならないのは，知識基盤社会化やグローバル化が進む時代にある今こそ，世界や日本に関する基礎的教養を培い，国際社会に主体的に生き，公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することである。そのためには，基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得に努めるとともに，思考力・判断力・表現力等を確実にほぐくむため言語活動の充実を図り，社会参画に関する学習を重視することが必要である。

具体的には，答申の中で，社会科，地理歴史科，公民科の改善の基本方針及び中学校社会科の改善の具体的事項については，次のように示された。

(i) 改善の基本方針

- 社会科，地理歴史科，公民科においては，その課題を踏まえ，小学校，中学校及び高等学校を通じて，社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し，公正に判断する能力と態度を養い，社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識，概念や技能を確実に習得させ，それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から，各学校段階の特質に応じて，習得すべき知識，概念の明確化を図るとともに，コンピュータなども活用しながら，地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取

ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

- 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

(ii) 改善の具体的事項

(中学校)

- 小学校社会科の学習を踏まえ、地理的分野、歴史的分野、公民的分野という三分野の構成は維持しながら、我が国や世界の地理や歴史、法や政治、経済等に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得し、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視して改善を図る。また、様々な伝統や文化、宗教に関する学習を重視して改善を図る。

各分野においては、それぞれの特質と相互の関連を考慮しながら、次のような改善を図る。

- (ア) 地理的分野については、世界の地理的認識を深めるため、世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや世界の諸地域の多様性について学ぶ項目を設けるとともに、我が国の国土に対する認識を一層深めるため、日本の諸地域における特色ある事象を他の事象と有機的に関連付けて地域的特色をとらえることができるよう内容の改善を図る。また、内容の全体を通して、地図の読図や作図などの地理的技能を身に付けさせることを一層重視するとともに、身近な地域の調査の学習において、諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。

- (イ) 歴史的分野については、我が国の歴史の大きな流れを理解させ、歴史について考察する力や説明する力を育てるため、各時代の特色や時代の転換にか

かわる基本的な内容の定着を図り，課題追究的な学習を重視して改善を図る。その際，現代社会についての理解が深まるよう，近現代の学習を一層重視する。また，例えば身近な地域の歴史学習などの中で，様々な伝統や文化について学習させるとともに，我が国の歴史の背景にある世界の歴史の扱いを充実させる。さらに，諸事象の意味や意義，事象間や地域間の関連などを追究して深く理解し自分の言葉で表現する学習を重視する。

(ウ) 公民的分野については，現代社会の理解を一層深めさせるとともに，よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため，文化の役割を理解させる学習，ルールや通貨の役割などを通して，政治，経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習，納税者としての自覚を養うとともに，持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。その際，習得した概念を活用して諸事象の意義を解釈させたり事象間の関連を説明させること，自分の考えを論述させたり，議論などを通してお互いの考えを深めさせたりすることを重視する。

以上に示した中央教育審議会の答申の改善の基本方針，改善の具体的事項に基づいて学習指導要領を改訂した。中学校社会科の改訂に当たっての基本的な方針は，次の3点に集約される。

(1) 基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得

今回の改訂に先立ち，教育基本法が約60年振りに改正され，またこれを受けて学校教育法が一部改正された。学校教育法では新たに義務教育の目標が規定されるとともに，各学校段階の目的・目標規定が改正された。また，同法第30条第2項においては「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない」と規定され，「生きる力」の育成のために必要となる

学力の重要な要素が明確に示された。

中央教育審議会の答申に基づき、社会科の改訂の基本的な方針として掲げた、基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得については、学校教育法第30条第2項の規定を踏まえたものである。また、同答申では、今回の改訂においては、改正教育基本法の中に義務教育の目的の一つとして「社会において自立的に生きる基礎を培うことが規定されたことなどを踏まえ、系統性に留意しながら、主として、①社会の変化や科学技術の進展等に伴い、社会的な自立等の観点から子どもたちに指導することが必要な知識・技能、②確実な習得を図る上で、学校や学年間等であえて反復（スパイラル）することが効果的な知識・技能、等に限って、内容事項として加えることが適当である旨の提言がなされている。

今回の改訂においては、以上の法改正や答申の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得を図る改訂を目指すこととした。

(2) 言語活動の充実

中央教育審議会の答申は、学習指導要領改訂の基本的な考え方として、思考力・判断力・表現力等の育成の重要性についても述べている。さらに同答申は、「子どもたちの思考力・判断力・表現力等を確実にはぐくむために、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させることを重視する必要がある」と述べている。このような学習活動の基盤をなすのは言語能力であり、その育成のためには言語活動の充実が不可欠となってくる。言語活動の充実は、今回の学習指導要領の改訂に際して、国語科だけではなく、各教科等を貫く重要な改善の視点として答申に明記され、例えば「観察・実験や社会見学のレポートにおいて、視点を明確にして、観察したり見学したりした事象の差異点や共通点をとらえて記録・報告する」などの具体的な学習活動例も示されている。

社会科学習では、現行の学習指導要領においても様々な資料を適切に収集し、活用して事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに、適切に表現する能力と態度を育てることを各分野共通の目標としている。そしてその目標の実現を目

指して、創意工夫された学習がなされてきている。すなわち、今回の改訂の要^{かなめ}である言語力の育成を目指した学習は、まさにそうした現行の社会科各分野の目標や学習と軌を一にするものといえる。

そこで、中学校社会科では、社会科各分野の共通の目標の実現を目指し、社会的な見方や考え方を養うことをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や事象の特色や事象間の関連を説明するなどの、言語活動にかかわる学習を一層充実することとした。

(3) 社会参画，伝統や文化，宗教に関する学習の充実

中央教育審議会の答申では、各教科等の具体的な教育内容の改善については、教育基本法第2条（教育の目標）や学校教育法第21条（義務教育の目標）などの規定を踏まえて提言が行われている。特に教育基本法及び学校教育法に規定されている「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」は、中学校社会科学学習の究極の目標である、公民的資質の基礎の育成と密接にかかわるものである。

また、同様に「伝統と文化を尊重」することについても教育基本法及び学校教育法に規定されている。

さらに、教育基本法の第15条（宗教教育）には、宗教に関する一般的な教養は、教育上尊重されなければならない旨が示されたところである。

今回の改訂においては、改正教育基本法等を十分に踏まえ、社会参画や様々な伝統や文化、宗教に関する学習を重視する観点から、各分野の特質に配慮して内容の改善を図った。

3 社会科改訂の要点

(1) 教科の改訂の要点

目標と内容の改訂に当たって、特に考慮したのは次の諸点である。

第1に、基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得を重視する観点から、各分野の特質に応じて内容の改善を図った。

第2に、言語活動の充実の観点から、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視した。

第3に、社会参画、様々な伝統や文化、宗教に関する学習などを重視する観点から、各分野の特質に応じて内容の改善を図った。

第1の基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得については、各分野の特質に応じて次のような改善を図った。

地理的分野では、前回の改訂で設けられた世界と日本の地域構成について引き続き学び、世界と日本の地域構成の基本的な枠組みに関する基礎的な知識や、球面上の位置関係などをとらえる技能を確実に身に付けさせるようにした。また、世界と日本の諸地域の地域的特色について学ぶ地誌的な学習を充実させて、世界と日本の地理的認識をより一層養うことができるようにした。

歴史的分野では、我が国の歴史の大きな流れの理解を一層重視し、学習内容を構造化・焦点化して示した。各時代の特色をとらえる学習を新設したことや、すべての中項目の文言表現を共通にしたことによって、各事項の学習を通してより大きな歴史の流れを理解するように学習内容の構造化を図るとともに、各項目において理解させるべき学習の焦点を明示するようにした。

公民的分野では、現代社会の理解を一層深めることを重視して、人間は本来社会的存在であることを踏まえ、社会生活における物事の決定の仕方やきまりの意義について考え、現代社会をとらえるための見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解する学習を取り入れた。

第2の言語活動の充実については、各分野の特質に応じて次のような改善を図った。

地理的分野では、地図の読図や作図などの学習を通して思考力や表現力等の育成を図るとともに、世界の様々な地域の調査や身近な地域の調査において、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したり

するなどの学習活動を充実させることとした。

歴史的分野では、学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動や、各時代における変革の特色を考えて時代の転換の様子をとらえる学習などを通じて、歴史的事象について考察・判断しその成果を自分の言葉で表現する学習を行うようにした。

公民的分野では、習得した知識、概念や技能を活用して、社会的事象について考えたことを説明したり、自分の考えをまとめて論述したり、議論などを通して考えを深めたりすることを重視した。

第3の社会参画、様々な伝統や文化、宗教に関する学習については、各分野の特質に応じて次のような改善を図った。

地理的分野では、身近な地域の調査で、生徒が生活している地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画してその発展に努力しようとする態度を養うようにした。また、世界各地の生活と宗教とのかかわりや、世界の主な宗教の分布について学習するようにした。

歴史的分野では、身近な地域の歴史を調べる活動などにおいて、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めるようにした。また、我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いを充実させる中で、宗教のおこりについて学習するようにした。

公民的分野では、現代社会における文化の意義や影響を理解するとともに、我が国の伝統と文化に関心をもち、文化の継承と創造の意義に気付くようにした。さらに、国際社会における文化や宗教の多様性についても学習するようにした。また、社会科のまとめとして、持続可能な社会を形成するという観点から、社会的な課題を探究し自分の考えをまとめる学習を行うようにした。

教科の目標については現行どおりの趣旨としたが、改正された教育基本法第1条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という表現に合わせて、文言を一部改めた。なお、小・中学校の一貫性の観点から、社会科が目指す究極のねらいに当たる文言については、小学校、中学校とも「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」という共通の文言にした。

〈小学校社会科の目標〉

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

〈中学校社会科の目標〉

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

(2) 各分野の改訂の要点

〔地理的分野〕

地理的分野における改訂の要点は、主に次の6点である。

ア 分野目標についての見直し

目標については、従前の(1)から(4)の目標のうち、地理的分野の基本的な目標である(1)と、地域的特色を追究する視点や方法に関して示した目標である(2)は、今回の改訂の趣旨を踏まえ所要の改善を行った。(3)及び(4)は基本的に従前の趣旨を継承しており、文言も変わっていない。

具体的には、新学習指導要領の目標の(1)では、世界の諸地域に関する地理的認識を養うことを明確にする趣旨から、それにかかわる文言を新たに付加した。また、目標の(2)では、今回の改訂で世界と日本の諸地域の地域的特色を学び、身近な地域の調査の中では地域の課題を見いだす学習を行うこととしたことを踏まえ、従前の地域的特色をとらえるための視点や方法を身に付けさせることから、地域的特色

や地域の課題をとらえることに主眼を置いた趣旨の文言に改めた。

イ 内容構成についての見直し

学習内容の構成については、従前の「(1)世界と日本の地域構成」「(2)地域の規模に応じた調査」及び「(3)世界と比べて見た日本」を見直し、「(1)世界の様々な地域」と「(2)日本の様々な地域」の二つの大項目で再構成した。二つの大項目はそれぞれ、まず世界と日本の地理的認識の座標軸を形成するべく世界又は日本の地域構成に関する学習を行い、次に世界各地の人々の生活の多様性を理解又は日本全体を大観して、その後に世界、日本それぞれの諸地域の地域的特色について学び、最後に調べ学習を行う構成となっている。このような構成としたのは、習得—活用—探究の考え方を基にしながら、学習内容や学習活動を段階的に発展、深化できるように配慮したためである。

ウ 世界に関する地理的認識の重視

今回の改訂では、中央教育審議会の審議の中で、社会科、地理歴史科、公民科の課題の一つとして「小・中学校における世界の地理や歴史に関する内容の充実」が挙げられ、中央教育審議会の答申には、このことを踏まえ改善を図る旨が示された。また、一部改正された学校教育法の義務教育の目標の中にも、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことについて言及されている。グローバル化が進展し、また地球温暖化等の環境問題が深刻化する現在及び近未来にあつて、世界の諸地域の多様性にかかわる基礎的・基本的な知識を身に付け、世界全体の地理的認識を養うことは極めて重要なことである。こうした状況を踏まえて、世界の諸地域の地域的特色を学ぶ項目を設けて、従前から中学校社会科地理的分野で重点を置いてきた我が国の国土認識と併せて、世界に関する地理的認識の育成を重視することとした。

エ 動態地誌的な学習による国土認識の充実

平成元年告示の学習指導要領まで、中学校社会科地理的分野の中心であった日本の諸地域に関する学習は、ややもすると項目ごとに羅列的な扱いに陥りがちで、しかも学習する地域に関する事実的な知識を覚えることに主眼が置かれる傾向がみられた。前回の改訂では、そのような状況からの脱却を図るとともに、社会の変化に

対応する資質や能力を育成する観点から、学び方や調べ方の学習の充実を目指した。今回の改訂においては、前述のとおり基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、事象間の関連を追究したり説明したりするなどの学習を通して、地理的な見方や考え方の基礎を養うことを重視することとした。

そのような観点から、今回の改訂では、日本の諸地域学習を再び行うこととし、その学習に際しては日本全体について任意に地域区分した上で、それぞれの地域の特色ある事象を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を動的にとらえさせることとした。今回の改訂における日本の諸地域学習においては、この趣旨を十分に踏まえ、諸地域の単なる地誌的知識の習得に偏重した学習に陥ることがないようにすることが大切である。

オ 地理的技能の育成の一層の重視

地図の読図や作図は、地理的事象の理解だけでなく、地理的な見方や考え方をはぐくむ上で必要不可欠な能力である。また、地図の読図や作図などの学習活動を充実させることは、今回の改訂において強く求められている、思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語力を育成するための言語活動の充実に資するものでもある。こうした観点から、小学校社会科、高等学校地理歴史科とともに、中学校社会科地理的分野の学習においても、地図の活用を中心とした地理的技能の育成を一層重視することとした。

カ 社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査

中央教育審議会の答申に示されたとおり、今回の改訂においては、改正教育基本法と学校教育法の一部改正の趣旨を十分踏まえる必要がある。改正された教育基本法や学校教育法においては、共に「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記された。このような社会参画の態度を養うことは、社会科の究極の目標である公民的資質の基礎を養う意味からも大切であり、地理的分野の学習において生徒が生活している地域に対する理解と関心を深め、その発展に努力しようとする態度を育てることを重視する必要がある。以上のような考えに基づいて、内容の(2)の「エ 身近な地域の調査」の中で、社会参画の視点を取り入れた調べ学習を行うこととした。

〔歴史的分野〕

歴史的分野における改訂の要点は、主に次の5点である。

ア 「我が国の歴史の大きな流れ」を理解する学習の一層の重視

中教審答申が示す基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得の重視という趣旨を踏まえて、「我が国の歴史の大きな流れ」を理解するための学習を一層重視した。

(ア) 「我が国の歴史の大きな流れ」の理解という目標の一層の明確化

目標の(1)において、歴史的分野の学習の中心が「我が国の歴史の大きな流れ」の理解であるという趣旨を一層明確にした。従前これと同列の関係で示されていた「各時代の特色」は、「我が国の歴史の大きな流れ」の理解のために「踏まえ」る内容として位置付けた。

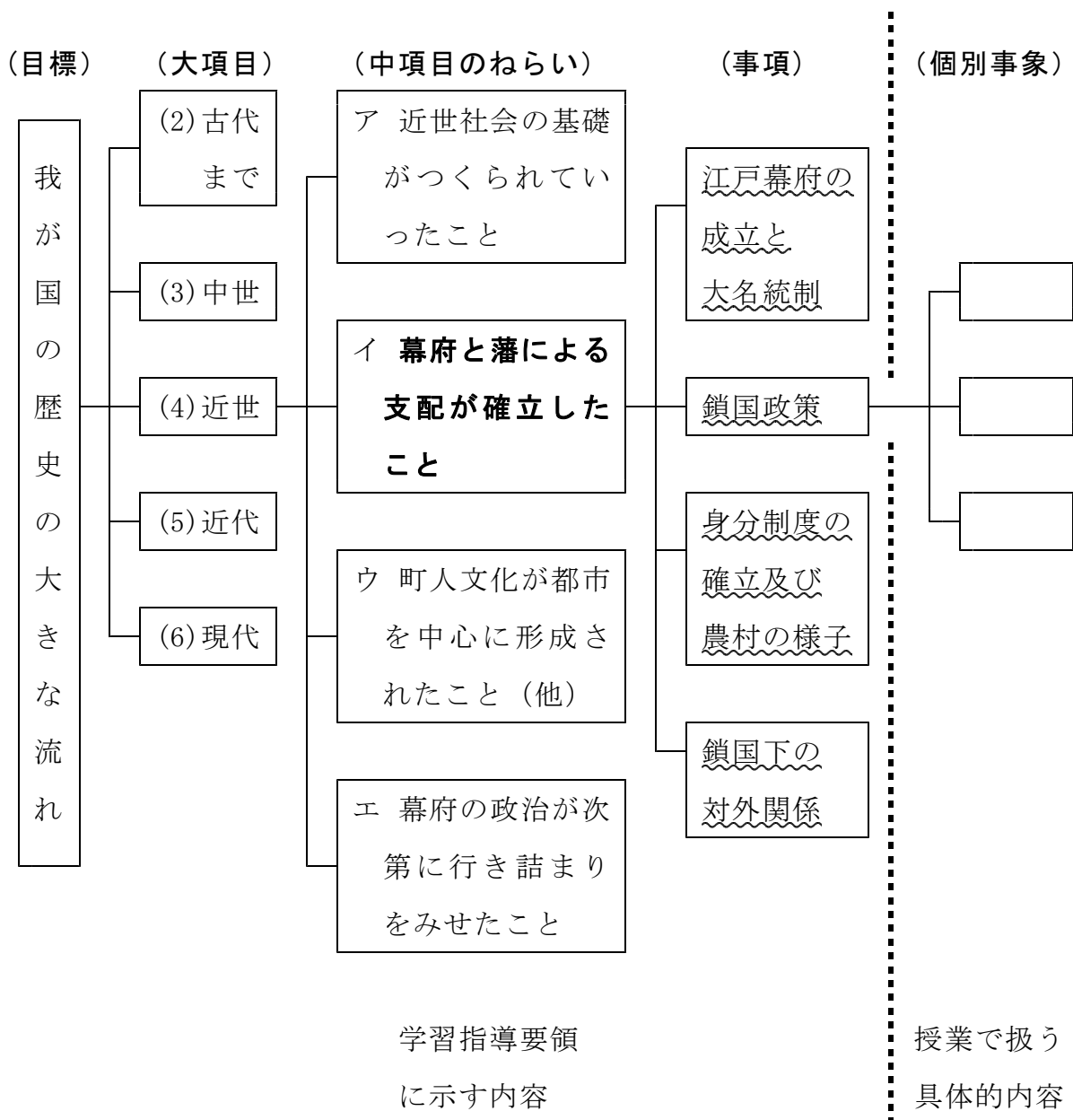
(イ) 学習内容の構造化と焦点化

内容のすべての中項目で共通に「○○，○○などを通して，AがBであったことを理解させる」という表現を用いた。これは，各事項の学習を通してより大きな歴史の流れを理解させるように，学習内容を構造化してとらえるとともに，各項目で理解すべき学習の焦点を明確に示すようにしたものである。

歴史の学習は，ややもすると個別事象の並列的な提示と記憶に傾いて，ひとまとまりの学習内容の焦点がつかみにくくなりがちである。今回の改訂では，例えば各事項の学習を重ねることで中項目ごとの学習のねらいが達成され，さらにそれらが大観することで大項目全体の特色がつかめるという学習内容同士の関係性を重視し，その構造化を図った。次ページの図は，内容の「(4) 近世の日本」の一部を例として示したものである。

こうした構造化に伴って，各項目で理解すべき学習の焦点の明確化を図った。そのため，すべての中項目のねらいを，「AがBであったことを理解させる」という明確な焦点や脈絡をもった命題の形で示すことにした。その焦点に深くかかわる学習内容ほど，十分な時間をかけ学習方法を工夫して，より深く確かな理解が図られなければならない。反対に，それとのかかわりが低い事象は，必ずしも取り上げられるべきではないことになる。

【歴史的分野の学習内容の構造化図（部分例）】



内容の(4)のイの本文

イ 江戸幕府の成立と大名統制，鎖国政策，身分制度の確立及び農村の様子，鎖国下の対外関係などを通して，江戸幕府の政治の特色を考えさせ，**幕府と藩による支配が確立したこと**を理解させる。

なお、各中項目に記す「理解」とは、思考や表現の過程なども踏まえて学習内容を十分に分かりながら身に付けることを意味しており、機械的・表面的な「記憶」だけを表すものではない。よく考え納得して身に付けた内容は、単純な記憶やその再生とは違って、焦点や脈絡をもった自分の言葉で表現できるものである。それはまた、自在に活用ができる本当の意味の「基礎・基本」となるはずである。

(ウ) 各時代の特色をとらえる学習の新設

内容の「(1) 歴史のとらえ方」のウとして、各時代の特色をとらえる学習を新設した。学習した内容を活用して大観し表現する活動を通して、その時代がどのような特色をもつ時代だったのかをとらえる学習である。

なお、この項目で言う「学習した内容を活用」するとは、学習した内容の比較や関連付け、総合の過程などを伴うものであり、個別の事象をそのまま年表等に並べて整理することや、学習内容の全般的な復習だけを意味するものではない。

(エ) 古代までの学習の大観化

内容の「(2) 古代までの日本」の学習については、小学校での学習の単なる繰り返しにならないよう留意し、その内容を有効に活用しながら、時代の全体像を大きくとらえるようにした。

イ 歴史について考察する力や説明する力の育成

中教審答申が示す言語活動の充実という趣旨を踏まえて、時代の特色や時代の転換について考えたり表現したりする学習を行うようにした。

(ア) 政治面などの変革の特色を考えて時代の転換の様子をとらえる学習

内容の「(3) 中世の日本」から「(6) 現代の日本と世界」の各大項目の前半に、政治面などの変革の特色を考えて時代の転換の様子をとらえる学習を設けた。例えば前ページに示した内容の(4)のイの本文中の「江戸幕府の政治の特色を考えさせ」がそれに当たる。中学生にも取り組みやすい政治面をはじめとする変革に着目し、それによって前の時代と違うどのような特色が生まれたのかを考察し自分の言葉で表現して、時代の転換の様子をとらえる学習である。上記したア(ウ)の各時代の特色とあわせて各時代の転換の様子をとらえることで、歴史の大きな流れの理解を図ることができる。

(イ) 時代の区分やその移り変わりに気付く学習

内容の(1)のアに、歴史的分野全体の導入として、歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりして時代の区分やその移り変わりに気付く学習を設定した。従前の「関心ある主題を設定しまとめる作業的な活動」とねらいを共通にしているが、小学校で学習した内容を踏まえることに一層留意し、様々な活動の仕方を工夫できるようにしたものである。

(ウ) 思考・判断・表現する学習と確かな理解

上記のア(ウ)各時代の特色をとらえる学習、イ(ア)時代の転換の様子をとらえる学習、イ(イ)時代の区分やその移り変わりに気付く学習は、いずれも思考・判断や表現などの活動を通じて、「歴史について考察する力や説明する力」を育てる学習である。一方それとともに、思考・判断や表現などの過程を通じて、学習内容についての理解や認識を一層深める学習でもある。今回の歴史的分野の改訂では、言語活動の充実にかかわるこの二つの面が共に重視されているのである。

なお、上記イ(イ)の時代の区分やその移り変わりに気付く学習は、歴史的分野全体の「導入」に当たる学習である。また上記ア(ウ)の各時代の特色をとらえる学習は、「各時代の学習のまとめとして実施することを原則」(内容の取扱い)とするとともに、学習の初めに課題意識を育てるための動機付けを行うことになっている。生徒が主体的に思考・判断・表現などの学習活動に取り組むとともに、ひとまとまりの学習内容が十分に理解され定着するためには、学習のねらいを明確に意識させるための「導入」や、学習の成果を確かにつかませるための「まとめ」が重視され、その工夫と充実が図られる必要があるのである。

ウ 近現代の学習の一層の重視

従前は、内容の「(5)近現代の日本と世界」という単一の大項目であったものを、「(5)近代の日本と世界」と「(6)現代の日本と世界」の二つの大項目として構成した。これは、近現代の学習を一層重視し、現代の社会についての理解が深まるように配慮したものである。

なお、近現代の学習の重視とは、必ずしも学ぶ事象の増大や詳細化を意味するものではない。むしろ、生徒にとって理解しにくい面をもつ近現代の学習においては、

具体的な事例を取り上げたり，思考や表現を重視した学習を進めたりしてその大きな展開をつかませるなど，扱い方を一層工夫することが重要である。

エ 様々な伝統や文化の学習の重視

歴史的分野の目標の(1)に「それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに」とあるように，我が国や郷土の様々な伝統や文化について学ばせることは，これまでも歴史的分野で最も重視されてきたねらいの一つである。今回は，内容の(1)の「イ 身近な地域の歴史を調べる活動」において，具体的な事柄を通して受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めるようにした。それとともに，各時代の文化をはじめとする学習において，伝統や文化の特色の理解につながるような学習内容を一層重視した。

オ 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの充実

我が国の歴史の大きな流れの理解のために，その背景となる世界の歴史の扱いを充実させた。例えば，内容の(2)のアで世界の古代文明や宗教のおこりに関する学習を充実させたり，近現代の欧米諸国のアジア進出を独立の中項目(5)のアとして構成したり，内容の(6)で第二次世界大戦後の学習内容に冷戦やその終結を位置付けたりした。また，国際関係が重きを占める近現代の学習を重視することで，我が国の歴史の展開を世界の動きと一層関連付けて学習するようにした。

〔公民的分野〕

公民的分野における改訂の要点は，主に次の5点である。

ア 現代社会の特色や現代社会における文化の意義や影響に関する学習の重視

現代日本の社会に対する関心を高め，以後の学習のより一層の理解を図るため，現代社会の特色についての学習を設けることとした。また教育基本法などの改正を受け，伝統や文化に関する学習の充実，宗教に関する一般的な教養について，次のような内容の改善を図った。

(ア) 内容の(1)の「ア 私たちが生きる現代社会と文化」を新たに設け，現代日本の社会の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などがみられること，これらが政治や経済，国際関係などにおいてどのような影響を与えているのかとい

うことについて学習させるようにした。

(イ) さらに同じ中項目において、現代社会における文化の意義や影響について理解させるとともに、我が国の伝統や文化に関心をもたせるようにした。

(ウ) 内容の(4)の「ア 世界平和と人類の福祉の増大」でも、国際社会における文化や宗教の多様性について指導することとした。

イ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習

現行の学習指導要領においては、政治や経済などについての見方や考え方の基礎を養うことを重視したが、今回はさらにその基盤となる概念的枠組みを形成するため、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習を重視することとし、内容の(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」を設けた。

ウ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を生かした内容構成

内容の(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」を以後の学習に生かすよう内容を四つの大項目、八つの中項目から構成した。

(ア) 内容の(1)は公民的分野の導入と位置付け、ア、イの順で行うこととし、現代社会の特色などや、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方があることを理解させることとした。

(イ) 内容の(2)、(3)、(4)のアの学習においては、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方をを用いて、政治、経済、国際関係に関する諸事象をとらえさせ、これらの見方や考え方を深めるとともに、諸事象の理解をより一層深めさせるようにした。

(ウ) 社会科のまとめとして内容の(4)のイを設け、課題を探究させる際に、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方を活用させるようにした。

エ 社会の変化に対応した法や金融などに関する学習の重視

社会の変化に対応した法や金融などに関する学習については次のように改善を図った。

(ア) 内容の(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」では、きまりの意義について考えさせ、また契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任につ

いて気付かせることとした。

(イ) 内容の(2)の「ア 市場の働きと経済」では、金融の仕組みや働きを扱い、その意義や働きについて理解させることとした。

(ウ) 内容の(3)の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」では、法によって基本的人権が保障されるという考え方を理解させることをより明確にした。

(エ) 内容の(3)の「イ 民主政治と政治参加」では裁判員制度についても触れることとした。

オ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視

持続可能な社会を形成するという観点から課題を探究させ、自分の考えをまとめさせることをねらいとして内容の(4)の「イ よりよい社会を目指して」を今回新たに設けた。この中項目は、社会科のまとめという位置付けとし、公民的分野はもとより、地理的分野、歴史的分野などの学習の成果を生かし、これからのよりよい社会の形成に主体的に参画する態度を養うこととした。

また、この中項目における学習活動も含め、分野全体を通して知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ観点から、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりするなどの言語活動を充実させるようにした。

第2章 社会科の目標及び内容

第1節 教科の目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

この教科目標は、従前の目標の趣旨を継承したものとなっており、大きく三つの部分から構成されている。

第1は「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し」という部分で、中学校社会科の基本的なねらいにかかわるものである。「広い視野に立って」には、社会科の学習が目指している多面的・多角的な見方や考え方にかかわる意味と、国際的な視野という空間的な広がりにかかわる意味の二つが含まれている。「社会に対する関心を高め」は、社会科の特質を踏まえて学習の過程を大切に、生徒自ら社会的事象を見だし、それについて課題を設定し追究する学習を重視するとともに、学習を通してさらに関心が高まることなどを目指す意味である。「諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し」は、社会的事象はそれをとらえる観点によって大きく見え方が変化することから、資料を適切に収集、選択、処理、活用し、それらの資料に基づいて多面的・多角的に考察し公正に判断する態度を身に付けさせることを、情報化の進展に対応する観点も踏まえて重視したものである。なお、「多面的・多角的」の「多面的」とは学習対象としている社会的事象が様々な面をもっていることを、また「多角的」とはそうした社会的事象を様々な角度から考察し理解することを意味している。これらを相互に関連付けることによって、社会科の特質であり基本的なねらいである能力や態度を育成することができるのである。

第2は「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い」の部分である。これは、中学校社会科三分野の学習が目指すねらいを最も端的に示すとともに、教科の基本的な構造を述べたものである。地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するという中学校社会科の基本的な構造に留意して、公民としての基礎的教養を培うことを目指すのである。なお、「愛情」は広い視野に立って我が国の国土や歴史に対する理解を深めさせた上ではぐくまれるものであり、偏った理解の上に立つものではない。

第3は「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」の部分である。これは、上の「第2」で示した三分野の学習を通して育成する資質について述べたものである。「公民的資質の基礎を養う」は小・中学校の目標に一貫した文言であり、社会科の究極のねらいを示している。

第2節 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

1 目 標

地理的分野の目標は、従前の目標の構成を引き継ぎ、4項目から成り立っている。目標の(1)は、地理的分野の基本的な目標を示している。目標の(2)、(3)は地理的分野の具体的なねらいを地理的な見方や考え方を構成する概念と関連付けて示している。目標の(4)は、地理的分野の学習を通して育成する能力と態度について示している。

(1) 日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。

目標の(1)は、地理的分野の基本的な目標であり、従前から中学校社会科の地理的分野で重きを置いてきている我が国の国土認識と併せて、世界の諸地域に関する地理的認識を養うことを学習の両輪とすることを示している。

今回の地理的分野の改訂では、世界の諸地域と日本の諸地域に関する地誌的な学習を充実する方向で内容構成を図った。このような改訂の内容を端的に示したのが、この目標の(1)である。

「日本や世界の地理的事象に対する関心を高め」については、教科目標の「社会に対する関心を高め」を受けて、学習の過程を重視する観点から前回改訂時に付加された部分である。今回の改訂では我が国の国土認識だけでなく世界の諸地域の地理的認識を養うことを重視することから、日本や世界の様々な地理的事象に生徒自らが関心をもって学習に取り組むことができるようにするとともに、学習を通してさらに関心

が喚起されるよう指導を工夫することを示している。

「広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ」については、「広い視野」には、世界的視野からとらえるということと、多面的・多角的に考察するという二つの意味が含まれている。また、「考察し理解させ」と「考察」と「理解」を合わせているのは、「考察する」という学習の過程を経て「理解させる」という意味であり、追究する学習を重視するとともに、確かな理解に至る学習を展開することを意味している。したがって、「我が国の国土（の地域的特色）」については、視野の狭い学習により単に地理的知識を詰め込むのではなく、世界的視野から多面的・多角的に追究する学習を通してとらえさせる必要がある。また同様に、「世界の諸地域の地域的特色」についても、学習で取り上げる地域や国それぞれが、世界的視野から見てどのような地域的特色をもっているかを考えさせることが大切である。

「地理的な見方や考え方の基礎を培い」の部分の「地理的な見方や考え方」については、「基礎を培う」にとどめている。地理的な見方と地理的な考え方は相互に深い関係があり、本来は地理的な見方や考え方として一体的にとらえるものである。しかし、あえて学習の過程を考慮して整理すれば、地理的な見方とは、日本や世界にみられる諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりで地理的事象として見いだすことであり、地理的な考え方とは、それらの事象を地域という枠組みの中で考察するということができる。

このことについては、前回改訂時に「中学校学習指導要領解説社会編」の中で詳細に整理したところであるが、改めてこれらの点に配慮し、また、目標の(2)、(3)を踏まえて地理的な見方や考え方を整理すると、おおむね次の①から⑤のようになる。そして、それらを構造的にとらえると、①が地理的な見方の基本、②が地理的な考え方の基本、③から⑤はその地理的な考え方を構成する主要な柱であるといえる（目標の(2)及び(3)の解説参照）。

① どこに、どのようなものが、どのように広がっているのか、諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ、地理的事象として見いだすこと。また、そうした地理的事象にはどのような空間的な規則性や傾向性がみられるのか、地理的事象

を距離や空間的な配置に留意してとらえること。

- ② そうした地理的事象がなぜそこでそのようにみられるのか、また、なぜそのように分布したり移り変わったりするのか、地理的事象やその空間的な配置、秩序などを成り立たせている背景や要因を、地域という枠組みの中で、地域の環境条件や他地域との結び付きなどと人間の営みとのかかわりに着目して追究し、とらえること。
- ③ そうした地理的事象は、そこでしかみられないのか、他の地域にもみられるのか、諸地域を比較し関連付けて、地域的特色を一般的共通性と地方的特殊性の視点から追究し、とらえること。
- ④ そうした地理的事象がみられるところは、どのようなより大きな地域に属し含まれているのか、逆にどのようなより小さな地域から構成されているのか、大小様々な地域が部分と全体とを構成する関係で重層的になっていることを踏まえて地域的特色をとらえ、考えること。
- ⑤ そのような地理的事象はその地域でいつごろからみられたのか、これから先もみられるのか、地域の変容をとらえ、地域の課題や将来像について考えること。

以上のような地理的な見方や考え方は、地理的分野の学習の全般を通じて培うものであり、系統性に留意して計画的に指導することが必要である。

「我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う」については、地理的分野が目指す総括的な目標を示している。「国土」とは、山地、平野、海岸などの自然物からなる土地それ自体だけを指すのではなく、そこに居住し生活する人々及び社会の実態や、人間の土地への対応の仕方を含めたものである。

今回の改訂では、世界の地理に関する内容の充実を図った。前述のとおり、中学校では我が国の国土の認識と併せて世界の諸地域に関する地理的認識について、それぞれ広い視野から養うこととしている。この目標の(1)の実現を目指すことが、改正教育基本法等の趣旨に沿うことになるとともに、社会科の究極の目標である「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」ことにも結び付くこととなる。

(2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ、

それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し，地域的特色や地域の課題をとらえさせる。

目標の(2)は，地理的な見方や考え方の基礎を培い，地域的特色や地域の課題をとらえさせるといふ地理的分野のねらいを具体的に示している。

今回の改訂においては，世界と日本の諸地域の地域的特色について学ぶ地誌的な学習を充実したり，身近な地域の調査において地域の課題を見いだしたりするなどの内容の改善を図ったため，その観点から地理的分野の目標を再検討し，改めることとした。

「日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ」については，目標の(1)のところで述べた地理的な見方や考え方の①に当たる部分であり，地理的な見方について示したものである。前回の改訂では，生徒に地理的な見方を身に付けさせることを一層重視して，このような内容の改善を図った。なお，「とらえる」とは，例えば地域的特色を「調べ追究して，明らかにする」とことと「理解する」とことの二つの意味内容を含んでいるのは，従前どおりである。

「それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し」については，目標の(1)で述べた地理的な見方や考え方の②に当たる部分であり，地理的な考え方の基本となっている。「地域の規模に応じて」については，一般に，身近な地域のように小さな地域を対象にする場合と，関東地方といった七地方区分による地方規模，そして日本といった国家規模の地域を対象とする場合とでは，着目すべき地理的事象も異なるし，学習の仕方も異なってくる。往々にして地理学習では，例えば100万分の1程度の縮尺の地図でとらえるのがふさわしい七地方区分による地方規模の地域を学習対象としているのに，実際の学習はその地方に属する5万分の1から20万分の1の地図でとらえるのがふさわしいような小さな規模の地域を次々と取り上げるような学習となってしまうこともあった。このため，本来とらえるべき地方規模の地域的特色がほとんど明らかにならないといった傾向がみられた。地理学習においては，どのような規模の地域を対象にしているかといった点に留意して，取り上げる地域の規模に応じた地理的事象の取扱いを工夫することが大切である。

「環境条件」には、自然的条件（自然環境）とそれ以外の社会的条件（社会環境）の二つが含まれている。ややもすると、自然的条件（自然環境）に重きを置いてこの用語を使用する傾向があるので、この点に留意して、多面的・多角的に考察するよう努める必要がある。

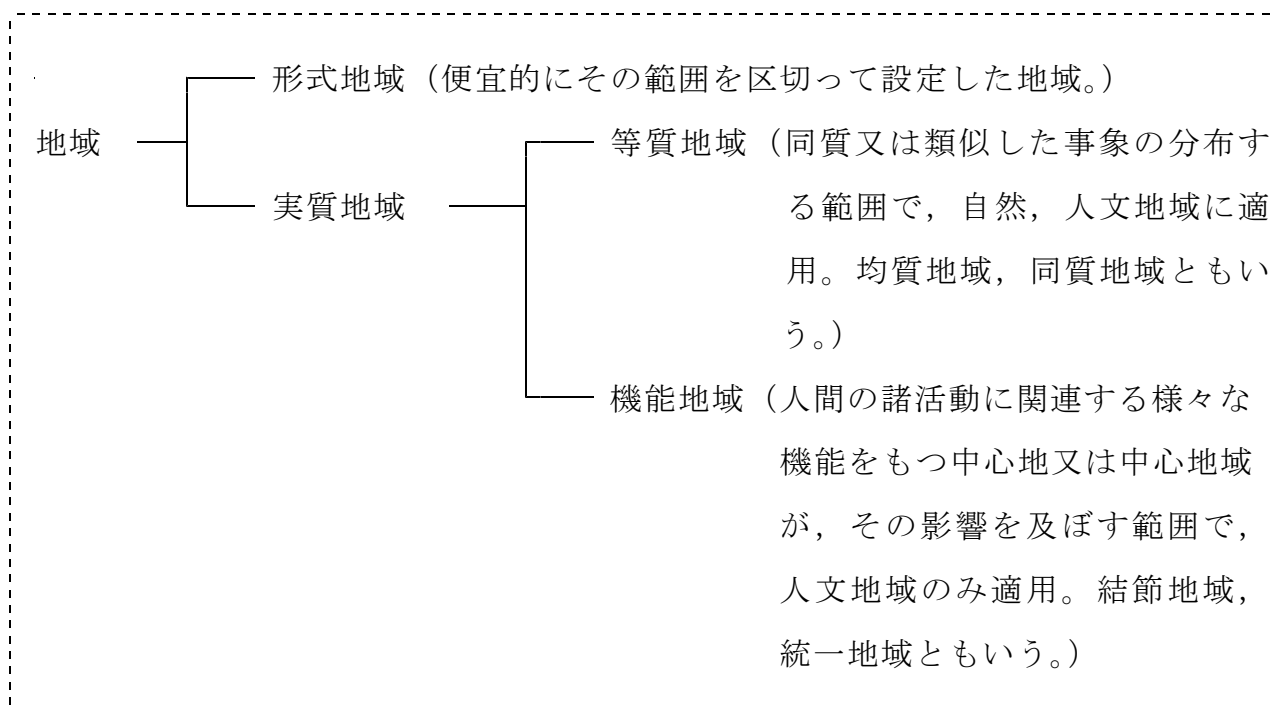
「地域的特色や地域の課題をとらえさせる」については、今回の改訂における地理学習のねらいを具体的に示している。「地域的特色」は、大きくみると、地域の環境条件及び他地域との結び付きと、そこに居住してより豊かな生活を実現するために努力している人々の営みとのかかわりの中で生み出されている。「環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し」と示したのは、それを象徴化したものである。他地域との結び付きや人々の営みも社会的条件と考えられ、いずれも地域的特色を生み出す上で大きな役割を果たしている。大きくみれば、地域の環境条件、他地域との結び付き、人々の営みが相互に影響を及ぼしながら地域的特色が形成され、変容している。「地域の課題」は、そうした地域の変容や地域的特色をとらえる学習によって見いだされるものであり、さらに地域の将来像や地域の課題の解決策などについて考えたり、意見交換したりすることができるよう学習することが望まれる。

(3) 大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し、それらの地域は相互に関係し合っていることや各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること、また、それらは諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる。

目標の(3)は、地域的特色の特質、性格についての考え方を地理的な見方や考え方を構成する概念と関連付けて示したものであり、従前の目標の(3)を引き継いだものである。

「大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し」については、目標の(1)で述べた地理的な見方や考え方の④に当たる部分であり、地域的特色を追究する際の地域の枠組みについて示したものである。地域の概念を整理すると下に示したようになる。すなわち、地球表面は、そのくくり方によって、例

えば行政区域に着目すると、国家、都道府県、市町村などの大小様々な地域に分けることができる。また、例えば水田単作地域、酪農地域のように同じような特色をもった等質地域と、通勤圏、商圈のようにある地域を中心にその影響の及ぶ範囲をまとめた機能地域といったかたちで、大小様々なまとまりのある地域に分けることもできる。さらに、指標の取り方によっては、台地と低地、あるいは気候帯や植生帯といった自然地域と、農業地域や工業地域といった人文地域というように、共通の特色をもった大小様々な地域に分けることができる。



また、大小様々な地域は、たくさんの^{あざ}字とよばれる小地域が集まって市町村規模の地域をつくり、市町村が集まって都道府県といった規模の地域をつくる。さらに、たくさんの都道府県が集まって日本という国家規模の地域をつくり、たくさんの国々が州といった規模の地域を構成するというように、重層的になっている。したがって、各地域については、そうした枠組み、そして規模を踏まえて適切に取り扱うよう工夫することが大切である。

「日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し」は、地理的な考察の方法の基本を示したものであり、各地域の特色は、他地域と比較したり関連付けたりすることによってより一層明らかとなってくる。しかし、一方で比較の仕方や関連付け方によっ

ては、ある面だけを強調したりして誤解を助長する恐れもある。したがって、諸地域を比較し関連付ける際には、地域の規模に対応させたり、より視野を広げてみたり、過去と現在といった時間的経過などを考慮して、適切かつ多面的・多角的に取り扱うよう工夫する必要がある。

「それらの地域は相互に関係し合っていること（…を理解させる）」については、二つ以上の地域間の関係性について示したものである。すなわち、地域はそれぞれ独自性をもっているが、その地域だけでは成り立っていない。このため、地域は他地域との関係をもちながら成り立っているが、その関係には、相互依存や協力、競合などの様々な関係がある。このような地域間の諸関係を多面的・多角的にとらえることができるよう、学習指導を工夫することが大切である。

「各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること（…を理解させる）」については、地域間を比較し関連付ける学習を通して明らかとなる地域的特色について示したものである。地域的特色は「地方的特殊性と一般的共通性」から構成されている。「地方的特殊性」とは、端的に言えば、各地域のもつ独特の性質のことであり、「一般的共通性」とは、他地域にも共通にみられる性質のことである。そして、この二つの性質は相互に関係し合っていることから、各地域の学習においては、この二つの性質を関連付けて扱うことが大切である。したがって、「特色」と示しているからといって地方的特殊性のみを対象にしているわけではない点に十分留意する必要がある。

「それらは諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる」については、「それら」とは、「地域は相互に関係し合っていること」と「各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること」の二つのことを意味している。「諸条件の変化など」の「諸条件」とは、自然及び社会的条件のことであり、科学技術の進歩など人間の諸活動が生み出す諸条件も含んでいる。また、「など」としているのは、地域の変容が、「諸条件の変化」といった外部的な条件だけでなく、内部的なものでも変化することがあり得ることを意味している。

地域的特色や地域間の諸関係は、国際化、情報化の進展などに伴って、ますます深化し、複雑になっている。しかし、だからといって地域の変化は一様ではなく、激し

く変化している地域もあれば、あまり変化していない地域もみられることに留意して、画一的にとらえることのないよう工夫する必要がある。

今回の改訂において、地理的分野では世界の諸地域と日本の諸地域の地域的特色について学ぶ項目を設け、地誌的な学習を充実させた。地誌的な学習の目的は、取り上げた様々な地域の地域的特色を多面的・多角的に追究し、とらえることである。そうした地誌的な学習に当たっては、前述した地域の概念に基づいて地域をとらえることがより一層重要となってくることに留意して、指導に当たることが大切である。

(4) 地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる。

目標の(4)は、地理的分野の学習を通して生徒が身に付けるべき望ましい能力と態度を示したものであり、従前の目標の(4)を引き継いだものである。

今回の改訂においては、中央教育審議会の答申の学習指導要領改訂の基本的な考え方の中で、思考力・判断力・表現力等の育成が示され、そのために観察・実験やレポートの作成、論述といった学習活動を充実させること、そして、そのような学習活動の基盤として言語に関する能力の育成に取り組むことの重要性が示された。この目標の(4)の実現を図ることは、そうした今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方と軌を一にしている。

「地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め」については、地理的事象に対する関心などの育成を重視する観点から示したものである。「地域調査など具体的な活動」の「地域調査」は、課題を設けて行う学習や作業的、体験的な学習など、生徒の主体的な学習を促す学習の代表例として示したものである。まだ見ぬ地域を知ったり、知るための学び方や調べ方を学んだりすることは、成長期の生徒にとって、本来、楽しいことであり、学びがいのあることである。しかし、実際には、知識を詰め込む学習に陥ったり、人間の営みとの関連付けが不十分だったりすることが少なくなく、その実施の割合も高くない。それだけに、例えば、景観の観察といっ

た比較的实施に負担が少なく、視覚的にとらえる活動を取り入れるなど、現代の日本や世界の地理的事象を取り扱う地理学習の特質を生かして、作業や体験を伴う学習や課題を設定し追究する学習などを工夫し、生徒の主体的な学習を促すことが必要である。そして、地理学習を通して日本や世界の地理的認識を深めていこうとする態度をはぐくむことが大切である。

「様々な資料を適切に選択、活用」することについては、様々な資料を活用する技能や表現力の育成を重視する観点から示したものである。「様々な資料を適切に選択、活用」することは、情報技術革新や情報化の進展により地理情報（地域に関する情報）が増大し多様化する現代及び近未来において、特に大切である。すなわち、情報技術革新や情報化の進展により、地理情報も多様な情報手段によって多種多様な資料を容易に得ることができるようになってきているが、それらの中には、地理的分野の学習に結び付かない高度な情報や詳細過ぎる情報なども少なくない。また、情報量には地域的な偏りがあり、入手しようとしてもなかなか適切な資料が入手できない地域もみられる。こうした点を考慮すると、資料の収集、選択、処理、活用に関する能力の育成を一層重視することが求められているといえる。

地理的分野の学習で活用できる資料としては、地図、統計、新聞、写真、紀行文など種々あるが、その中でも最も重要な役割を果たしているのが地図である。現代のように地域間の交流の盛んな時代においては、社会的事象を位置や距離関係を考慮して地図上でとらえることが効果的であり、大切なこととなっている。また、地域の変容が激しくなっている現代は、新旧の地図を比較し関連付ける学習が、地域の変容の軌跡をとらえ、地域の課題や将来像などについて考える上でも大切な方法になっている。読図力、作図力などの地理的技能を地理学習の全般にわたってしっかり身に付けさせるよう工夫することが大切である。このことについては、中央教育審議会の答申の地理的分野の改善の具体的事項にも述べられている。

「地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断する（…能力や態度を育てる）」については、社会的事象に対する思考力・判断力の育成を重視する観点から示したものである。「多面的・多角的に考察し」については、地理学習で取り上げる地理的事象そのものが様々な面をもっており、それを地理学習では様々な角度から追究してい

る。そして、それが「公正に判断する能力や態度」を培う基本となっている。それというのも、多面性をもつ地理的事象は、それをとらえる観点によって大きく変化することから、ともすると一面的な考察、判断に陥りやすい。それゆえ、地理的事象を考察し、判断、理解するに当たっては、「公正」さに留意することが大切である。そのためには、資料を適切に収集、選択、処理、活用し、資料に基づいて考察する態度を身に付けさせることが特に大切である。

「適切に表現する能力や態度を育てる」については、表現力の育成を重視する観点から、前回改訂時に付加された部分である。「適切に」とは、一面的にならないよう公正さに留意することと、表現といっても多様であり、各場面で求められている表現活動に的確に対応することを意味している。なお、地理的事象は地図化することによって地理的事象が意味することなどを明確にとらえることができることから、特に地図に関する表現力の育成に留意して学習指導を工夫することが大切である。また、今回の改訂で重視されている言語力育成の観点から、観察や調査等の結果を論述したり、意見交換したりするなどの言語活動を充実させることに特に留意することが必要である。

2 内 容

(1) 世界の様々な地域

この大項目は、世界の多様な地域とそこに住む人々の生活を主な学習対象とし、世界の諸地域の多様性や地域的特色を理解させる学習を通して、世界の地理的認識を養うことをねらいとしている。このねらいを達成するため、この大項目は「ア 世界の地域構成」「イ 世界各地の人々の生活と環境」「ウ 世界の諸地域」「エ 世界の様々な地域の調査」の四つの中項目から構成されている。

ア 世界の地域構成

地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる。

(内容の取扱い)

ア アについては、学習全体を通して、大まかに世界地図を描けるようにすること。

この中項目は、世界の地域構成を大観させ、地球規模での位置関係をとらえるための基礎的な知識や技能を身に付けさせることを主なねらいとしている。地理的分野の導入部分に、世界の地域構成の基本的な枠組みに関する学習を位置付けるのは、それらが世界の地理的認識を深める際の座標軸のような役割を果たし、世界の地理への関心を高めたり、学習成果の定着を図ったりするのに効果的だからである。また、中学校での学習の導入に当たって、小学校において学習した世界の国に関する知識や関心を生かすとともに、授業の形態や指導の方法などについても工夫し、小学校と中学校の接続が円滑に行われるようにすることもねらいとしている。

具体的には、緯度と経度、大陸と海洋のおよその位置関係、国際社会の基礎単位と

なっている国々の名称と位置などの学習を通して、地球表面の姿や世界の地域構成を大まかにとらえ、それらを世界地図で描けるようにすることを表している。

「地球儀や世界地図を活用し」とは、地球儀や世界全図の読み取りを中心とし、「緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分」などを基に「世界の地域構成を大観させる」ために活用することを意味している。生徒は、小学校第5学年においては世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置について、小学校第6学年においては我が国と経済や文化などの面をつなぐの深い国について、地図や地球儀、資料などを活用して学習している。そこで得た知識や関心、地球儀や地図の活用に関する技能を踏まえつつ、拡充することが必要である。

生徒は、日本を中心に描かれたメルカトル図法やミラー図法などによる世界地図に影響された世界観をもっていることが多い。そこで、例えば、地球儀を使って陸半球と水半球を図に描く、地球儀の日本の位置に十字に貼ったテープをあて、東西方向へ進むとどこの国に到達するかを調べ世界地図と比較する、地球儀と世界地図それぞれにおけるグリーンランドの大きさを比較するなどの活動を通して、地球儀で地球上の位置関係や陸地面積、形状を正しくとらえる学習を行うことが考えられる。世界地図については、面積の正しい地図や中心からの距離と方位の正しい地図など目的に応じた様々な地図があることを取り上げ、それらの特色に留意した読み取りを中心とする。このような学習活動を通して、教科用図書「地図」（以下、解説文中では「地図帳」という。）の適切な活用方法を身に付けさせることも大切である。また、教室に地勢や国を表す地球儀を置いたり、世界地図を教室に掲示したりして折にふれて活用するなど、日常的に地球儀や世界地図に親しませるよう配慮することが望まれる。

「緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分などを取り上げ」の「緯度と経度」については、地球上の位置を緯度・経度を用いて表せるようにすることを意味している。また、赤道・本初子午線、北半球・南半球の意味を知ることや、日本の対蹠点（地球上の正反対の地点）を探すなど、地球の大まかなとらえ方をつかませることを意味している。

「大陸と海洋の分布」については、地球規模の位置関係をつかむ基礎として、六大陸と三大洋の大まかな形状と位置関係をとらえさせ、各種の地球儀や世界全図、大陸

別の地勢図なども活用しながら特色をつかませることを意味している。

「主な国々の名称と位置」については、数の上では、世界の4分の1から3分の1程度の国々の名称と位置を身に付けることが一応の目安となると考えられる。具体的には、面積の広い国、人口の多い国、日本とかかわりの深い国、ニュースで頻繁に取り上げられる国など、様々な観点から世界をとらえる目安となる国をこの程度取り上げることを想定している。その際、生徒が、小学校社会科の学習や日常生活の中で習得した世界の国々に関する知識を十分に生かし、整理して拡充するようにする。

主な国々の選択に当たっては、「大まかに世界地図を描けるようにすること」（内容の取扱い）を踏まえ、適度に世界に広がって分布するよう配慮する。また、日常生活で情報を得やすい国には地域的に偏りがあることに留意し、世界各地の人々の生活と環境や世界の諸地域の学習、歴史的分野の学習で扱う国との関連を図りつつ、扱う国が一部の地域に偏ることがないようにする。

小学校高学年から中学校にかけては、生徒の空間的視野が身近な空間から急速に拡大し、世界に向けて大きく広がる時期である。世界の国名などの知識を積極的に身に付け、それがより高度な知識・理解につながっていく生徒も多い一方、国名を覚えることに負担を感じる生徒も多い。指導に当たっては、そのような生徒一人一人の特性等に十分に配慮して授業が展開できるよう、指導内容及び指導方法を工夫することが大切である。例えば、国名を単に覚えるだけの学習にならないよう、索引を使って国の位置を探すなど地図帳を活用した学習活動を行ったり、人物名、山、川などの地形名などに由来する国名に着目させたりするなど、生徒の関心を引き出す指導を工夫することが考えられる。また、内容の(1)の「ウ 世界の諸地域」などにおいても主な国々の名称と位置を適宜取り上げ、その知識の定着を図るよう指導を工夫することが必要である。

「地域区分」については、州やそれらを幾つかに区分した地域など、世界を様々な地域に区分けしてとらえられることを理解させることを意味している。地域区分には様々な分け方があるが、世界を大観させるというねらいや日常生活で活用しやすいという観点から、海峡や運河、山脈で区分されたアジア、ヨーロッパなどの州や、それらを幾つかに区分した地域などを取り上げる。州を幾つかに区分した地域とは、アジ

ア州を東アジア，東南アジアなどに分けるといった程度の区分である。また，アジアとヨーロッパにまたがるロシア連邦などを例にして二つの州にまたがる国があることに気付かせたり，中東地域，ラテンアメリカなど，ニュースなどで目にする地域名を手掛かりにしたりして，様々な地域区分があることをとらえさせる。

「大まかに世界地図を描けるようにする」（内容の取扱い）とは，赤道や本初子午線など目安となる緯線，経線を基準として，大陸の形状や大陸と海洋の位置関係が大まかに示されている程度の世界の略地図を描けるようにすることを意味している。この場合，複雑な海岸線や国境線を描く必要はなく，世界の地域構成をおよそとらえた程度のものでよい。「大まかに世界地図を描けるようにする」というねらいは，地球儀でとらえた地球の姿との違いに留意しつつ，世界を大きくとらえるとともに，この後の学習の中で，学習した成果を整理する際にも世界地図を活用するためである。

イ 世界各地の人々の生活と環境

世界各地における人々の生活の様子とその変容について，自然及び社会的条件と関連付けて考察させ，世界の人々の生活や環境の多様性を理解させる。

（内容の取扱い）

イ イについては，世界各地の人々の生活の様子を考察するに当たって，衣食住の特色や，生活と宗教とのかかわりなどに着目させるようにすること。その際，世界の主な宗教の分布について理解させるようにすること。

この中項目は，世界各地の人々の生活の様子を，衣食住や宗教とのかかわりを中心に，自然及び社会的条件と関連付けて考察させ，世界の人々の生活や環境の多様性を理解させることを主なねらいとしている。

この中項目は，地理的分野において，世界の諸地域に関する学習を第2学年ではなく，第1学年に位置付けるに当たり，生徒の発達の段階に配慮するとともに，人々の生活に関する学習を重視する観点から設けられたものである。指導に当たっては，生

徒が小学校で習得した世界に関する知識や、我が国とつながりが深い国から一か国を選択して調べ話し合うなどした小学校第6学年での作業的、体験的な学習活動の経験を活用することが望ましい。また、視聴覚資料など各種の資料を活用し、世界地理の学習への興味や関心を高める内容になるよう配慮する必要がある。さらに、世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや、人々が様々な条件のもとで多様な生活を営んでいることに気付き、異なる文化を尊重する態度を身に付けさせることに留意する必要がある。

「世界各地における人々の生活の様子とその変容について、自然及び社会的条件と関連付けて考察させ」とあるように、この中項目は世界全体を学習の対象としており、取り上げる指導内容については人々の生活が中心となっている。「人々の生活の様子とその変容」とあるのは、同じ地域の過去と現在の生活を比較してその変化に着目し、人々の生活が可変的なものであることに気付かせることを意味している。

ここで各地域の事例を取り上げる場合は、世界の人々の生活や環境の多様性を理解させるといふねらいに基づき、世界の諸地域の学習で取り上げる事例とも合わせ、一部の地域に偏ることのないように配慮することが必要である。また、この中項目で世界の自然的条件を取り上げるに当たっては、人々の生活に関する学習を中心とし、それに関連する範囲で扱うとともに、自然的条件の違いのみに着目した自然環境決定論に陥らないように留意する必要がある。社会的条件としては、地域の歴史的背景や住民の民族構成などに配慮しながら、伝統的な生活様式が他の文化との接触や新しい技術の導入、経済活動の活発化によって変容することなどを取り上げることが考えられる。

学習活動としては、例えば、暑い地域と寒い地域、山岳地域と島嶼^{とうしょ}地域など、特色のある自然環境とそれに関係する衣食住を事例として取り上げ、写真や映像資料などを用いて人々の生活の工夫や、伝統的生活と現代の変化をとらえるといった学習活動や、同じような自然的条件の地域を幾つか取り上げ、共通点や地域によって異なる点を探るといった学習活動などが考えられる。その際、気候や地形、民族などの分布を表した様々な主題図を活用するとともに、取り上げた事例を主題図上に位置付け、様々な事例を比較するなどの作業的な活動が取り入れられることが望まれる。

「生活と宗教とのかかわり」（内容の取扱い）とは、世界には様々な宗教があり宗教とのかかわりの深い生活が営まれていること、同じ地域でも宗教その他の社会的条件による生活の違いがみられることなどに着目させることを意味している。「その際、世界の主な宗教の分布について理解させる」（内容の取扱い）とあるのは、仏教、キリスト教、イスラム教などの世界的に広がる宗教の分布について分布図を用いて大まかに把握させ、歴史的分野の学習とも関連付けて理解させることを意味している。なお、分布図を扱う際には、分布の境界は必ずしも明確に分けられないものであることなどに触れ、分布図を読み取る上での留意点を示すことが望ましい。

人々の生活を中心とした文化の学習については、一つの事例が生活全体あるいは地域全体の特徴としてとらえる過度な一般化を招きやすい。そのことに留意し、文化を固定的なものにとらえさせたり、特定の民族に対する固定観念をもたせたりする学習とならないように配慮することが必要である。指導に当たっては、特に地域の人々の生活はそれぞれの地域の地理的諸条件のもとに成り立っているということ、他地域の人々の生活を理解するのに、自分たちの生活を絶対視してとらえてはいけないということに留意して扱い、多様な文化を尊重する態度を身に付けさせることが求められる。

ウ 世界の諸地域

世界の諸地域について、以下の(ア)から(カ)の各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設けて、それぞれの州の地域的特色を理解させる。

- (ア) アジア (イ) ヨーロッパ (ウ) アフリカ (エ) 北アメリカ
(オ) 南アメリカ (カ) オセアニア

(内容の取扱い)

ウ ウについては、州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ、その上で主題を設けて地域的特色を理解させるようにすること。その際、主題については、州の地域的特色が明確となり、かつ我が国の国土の認識を深める上で効

果的であるという観点から設定すること。また、州ごとに異なるものとなるようにすること。

この中項目は、世界の各州を対象として、それぞれの州内に暮らす人々の生活にかかわり、かつ我が国の国土の認識を深める上で効果的な観点から州内の特色ある地理的事象を基に主題を設定し、その追究を通してそれぞれの州の地域的特色を理解させることを主なねらいとしている。

この中項目では、「州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ、その上で主題を設けて地域的特色を理解させるようにすること」（内容の取扱い）とあることから、それぞれの州の地域的特色を理解させるには、まず、基礎的・基本的な知識を習得する学習を行い、それらの知識を活用して中学校第1学年の生徒の生活と結びつく地理的事象を取り上げ、生徒の関心と結びつきやすい主題を設定し追究する中で、地域的特色が明らかになるように学習を展開していくことが大切である。ただし、この中項目のねらいは、羅列的な知識を身に付けることではない。生徒が世界の地理的事象を身近に感じて、取り上げた世界の諸地域についてイメージを構成することができ、世界の地理的認識を深めていくことが重要である。

世界や日本の様々な地域のとらえ方については、地理的分野の目標の(3)のところで述べたように形式地域、実質地域、等質地域、機能地域など様々なものがある。同様に地域区分にも様々な考え方があり。しかし、ここでは、基礎的・基本的な知識を定着させるという観点、また汎用性^{はんよう}が高いという観点から、次の形式地域による地域区分を採用することとした。

<世界の地域区分>

- (ア) アジア (イ) ヨーロッパ (ウ) アフリカ (エ) 北アメリカ
(オ) 南アメリカ (カ) オセアニア

世界の諸地域の地域的特色を学習するに当たっては、この地域区分を基本とする。ただし、各州の地域的特色を明らかにする必要からそれぞれの州を幾つかに区分したり、取り上げる地理的事象の特色を的確に把握する観点から州を越えた地域を設定したりして、それぞれの地域的特色を理解する学習を展開することも考えられる。また、

アジアとヨーロッパにまたがるロシア連邦を扱う場合は、設定する主題との関連から、アジア又はヨーロッパのいずれかに位置付けて扱うこととなる。しかし、「それぞれの州の地域的特色を理解させる」と示されているように、州規模で地域的特色を明らかにすることが大切であり、州をさらに区分したり州を越えたりした地域を設定することによって、州内の個別の国又は小地域や一部に偏った地域的特色を網羅的に細かく学習するような取り上げ方は避ける必要がある。また、州全域を隈なく学習するのではないことにも留意することが大切である。

「人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象」における「生活の様子を的確に把握できる」とは、生徒の生活実感と結び付く学習内容を意図した表現である。この中項目でいう「人々の生活」とは、社会生活を営む人間の活動による諸事象を総体的に表す意味で用いており、単に衣食住、生活様式についての諸事象のみを指しているわけではない。しかし、特に衣食住にかかわる内容は生徒の生活経験と結び付けやすいので、有効な主題になる可能性が高い。そして、それらを取り上げる際には、人々の日常生活がイメージできるような具体的事例を開発していくことが望まれる。

例えば、西アジアから中央アジアに広がる砂漠地域の遊牧民の生活の様子を、生産・流通・消費の視点から取り上げ、地域的特色を明らかにすることが考えられる。生産については、ラクダ、羊、山羊^{やぎ}を飼育して、乳製品、皮革、肉などを生産している。流通については、オアシス農民との交易、都市生活者との交流などが取り上げられる。消費については、遊牧民の生活にも、現代的な生活用品、テレビ、自動車などが入り込んできて、消費生活の都市化が進んできている。これらの生活を移動空間や1年間の時間軸の中において考察すると、地域的特色が具体的に理解できる。

「地理的事象を取り上げ」る際には、それぞれの州において広範にみられる特色ある地理的事象を取り上げることが大切である。また、「州の地域的特色を理解させる」際には、州全体を一つの地域としてとらえるほかに、州を幾つかの地域に分けることもできるが、前述のとおり、その際には個別の国や小地域的特色を細部にわたって学習することのないよう配慮する必要がある。

「州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ」（内容の取扱い）における「大観」とは、各州の自然、産業、生活・文化、歴史的背景などについて概観し、その結果と

して基礎的・基本的な知識を身に付けさせることを意味している。ここで習得された知識が後の学習に活用されるとともに、世界の各州について大観する学習がなされた際には、概略的な世界像が形成できるように学習内容を構成する必要がある。

「主題を設けて地域的特色を理解させるようにすること」（内容の取扱い）における「主題」とは、取り上げる地理的事象、既習内容、主題の難易度、生徒の生活経験、想定される学習活動、配当授業時数との関係などを勘案して、教師によって設定されるものである。主題の設定に際しては、主題を追究する時間を確保するという観点から、各州一つ又は二つの主題に絞って展開することが適切である。その際には、「各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設け」る必要がある。また、「我が国の国土の認識を深める上で効果的であるという観点から設定すること」（内容の取扱い）とあることから、我が国との比較や関連を図る視点をもって主題を設定することや、「州ごとに異なるものとなるようにすること」（内容の取扱い）によって、世界の諸地域の人々の生活の様子を様々な面から理解できるように配慮する必要がある。

次に、この中項目における主題例とそのおおよその学習イメージを示す。これらは、あくまでも例示であり、各学校においてそれぞれの地域について例示と異なる趣旨の主題を設定して指導することができるのは、当然である。

(ア) アジア：＜主題例＞人口急増と多様な民族・文化

“なぜアジアでは人口が急増し、民族、文化が多様なのか”という問いを立て、アジアにおける人口急増地域の分布、産業発展と人々の生活のかかわり、民族や宗教分布、宗教と生活とのかかわり、宗教の伝播^{でんぱ}や人口の地域間移動の推移などを追究すると、アジアの人口問題の出現や多様な民族構成、文化形成の背景が分かり、アジアの地域的特色の理解につながる。

(イ) ヨーロッパ：＜主題例＞EUの発展と地域間格差

“EU加盟国では、政治・経済的統合が人々の生活にどのような影響を与えているか”という問いを立て、ヨーロッパにおいてEU加盟国の人々が日常生活で自由に域内の国境を越えて買い物や仕事をしていること、多様な産業が地域で展開している様子、人々の移動、EU内の交通機関による結び付き

などを追究すると、EUを構成する国の相互関係や域内の地域間格差の実態が分かり、ヨーロッパの地域的特色の理解につながる。

(ウ) アフリカ：＜主題例＞モノカルチャー経済下の人々の生活

“第一次産品にたよるアフリカ諸国の人々は、どのような生活をしているのか”という問いを立て、アフリカ諸国の主要生産品、主要国の経済状況と生産物、貿易の様子、主要生産品とアフリカに暮らす人々の生活との関連、旧宗主国など先進国との結び付きなどを追究すると、アフリカの脆弱な経済基盤とその理由が明らかになり、アフリカの地域的特色の理解につながる。

(エ) 北アメリカ：＜主題例＞大規模農業と工業の発展

“なぜアメリカやカナダは農業生産力だけでなく工業生産力も高いのか”という問いを立て、アメリカ合衆国、カナダの世界貿易に占める地位、小麦やトウモロコシの生産と貿易、農産物の生産分布、工業都市の分布、農産物・工業製品の流通システム及び大量消費する人々の暮らしなどを追究すると、巨大な生産と消費の人々の生活様式が分かり、北アメリカの地域的特色の理解につながる。

(オ) 南アメリカ：＜主題例＞森林破壊と環境保全

“なぜアマゾンの森林が減少し、サトウキビ栽培が増加しているのか”という問いを立て、アマゾンの森林破壊の実態、サトウキビ・小麦の生産地域の変遷、バイオ燃料の普及、焼畑をする人々の暮らし、環境保全に対する農民の意識や政策などを追究すると、環境問題やエネルギー問題を地域に即してとらえられ、南アメリカの地域的特色の理解につながる。

(カ) オセアニア：＜主題例＞アジア諸国との結び付き

“なぜオセアニアは、ヨーロッパに代わってアジアとの結び付きが強まってきたのか”という問いを立て、オーストラリアやニュージーランドの貿易品の量・額の動向や輸出入の相手国、国内の資源開発や各産業の生産額の推移、アジア諸国からの移民の受け入れなどを追究すると、オーストラリアやニュージーランドがアジア諸国と結び付きを強め、多文化社会が進むオセアニアの人々の生活の様子が明らかになり、オセアニアの地域的特色の理解につな

がる。

世界の諸地域の学習においては、地球儀、世界地図、地図帳、衛星画像などを活用し、地誌的知識や概念の定着を図るとともに、これらを有効に活用し、学習成果を世界地図上や略地図上に表現するなどして、地理的技能を育成することも重要である。また、取り上げる主題や州にかかわる写真、物語、小説なども活用して学習内容及び学習過程を設計し、生徒の生活経験と結び付いた情報を豊かに獲得させていく指導上の工夫も望まれる。

エ 世界の様々な地域の調査

世界の諸地域に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせるとともに、世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせる。

(内容の取扱い)

エ エについては、様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。

この中項目は、内容の(1)の「ア 世界の地域構成」「イ 世界各地の人々の生活と環境」「ウ 世界の諸地域」の各項目の学習で身に付けた知識、概念や技能を活用して、世界の地理学習のまとめとしての調査学習を行い、世界の地理的認識を深めさせるとともに、世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や調べ方、まとめ方などの方法を身に付けさせることを主なねらいとしている。

ここでは、世界の様々な地域又は国の地域的特色をとらえるために、人々の生活の様子の特徴を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、適切な主題を設けて問題解決

的な調査活動や探究的な活動を行う。

「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる」「世界の地理的認識を深めさせる」とは、地理的分野の目標の(2)にあるように、世界の地理的諸事象を位置や環境条件、人間の営みなどと関連付けて考察し、世界の人々の生活の多様性を理解させるとともに、なぜそのような生活がそれぞれの地域で営まれているかを考えさせることを意味している。

「世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法」の「視点」は、世界の人々の伝統的な生活・文化と自然環境や社会環境、歴史的背景、他地域との共通性、異質性や結び付きなどに着目することを意味している。「方法」とは、調査の対象が直接経験地域ではないことから、各種の地図や統計、百科事典、インターネットからの情報、DVDや写真、読み物や紀行文、旅行経験者の体験記など、調べる主題にふさわしい適切な資料を選択し、読み解き、関係付けながら進めることを意味している。

地図には、種類や縮尺により多様な利用の仕方がある。地図帳には、地形や植生、都市の規模や交通機関、地名や行政界、土地利用などの地域の状況を様々な記号を用いて表現している「一般図」と、工場分布や土地利用、鉄道・道路交通などの個別の主題を取り上げ、様々な調査資料や統計などを活用してグラフ化したり、その状況を表現したりした「主題図」などが掲載されている。縮尺については、大きな縮尺の地形図や小さな縮尺の大陸別の地勢図などの地図があり、その他に面積や形状、方位や距離などの特定の事項を正確に表現するために工夫された様々な地図がある。

調査活動に地図を活用する際には、調べる地理的事象や地域が地図上のどこにあるかを確認するだけでなく、土地利用などを表した主題図などから、地域の地形と土地利用の関係を考察したり、気候図を併用して降水量の分布と土地利用の関係を明らかにしたりして、事象間の関係を読み取る学習活動が重要となってくる。

統計資料は、一般的に国家を単位としたものが多いため、国家規模の地域的特色を調査したり、比較したりする場合の資料としてふさわしい。この統計資料を活用して、国別の状況を階級区分図やドットマップなどとして表現することは、地域や国の地域的特色を把握する上で有効な資料となる。

DVDなどの映像や写真、紀行文や体験記などは、世界の様々な地域の様子を実感を

もって知ることができる資料となるが、それがそのまま地域や国の地域的特色とはならないので、その点に留意した取扱いを工夫する必要がある。なお、情報や資料は地域や国、調べる主題によって量的にも質的にも差が大きいため、生徒による資料の収集が容易でない場合は、教師があらかじめ用意した資料を提供することも必要である。生徒の取り組む主題を予想し、学校図書館の書籍を準備したり、公共図書館との連携にも留意したりしながら日ごろから資料収集を心がけることが大切である。

世界の「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題」とは、地理的分野の目標の(2)にもある「世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとかかわりにとらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる」ねらいを達成しやすい主題を設定することが望ましい。

学習した地理的事象の中で、さらに追究してみたくなったり内容や日ごろからの興味・関心を抱いたり、新聞・テレビなどで話題になったりしている地理的事象を整理しながら、その中から適切な主題を決定させる学習を丁寧に進めることが望まれる。調べる主題によって学習の見通しが立てやすくなったり、調査意欲が減退してしまったりするからである。生徒が主題を設定しきれない場合には、グループで話し合ったり先輩が取り組んだ主題一覧を示したりして、主題設定のヒントやきっかけを与える学習が有効となってくる。

調べる主題としては、次のようなものが取り上げられる。

- ① 世界各地の特色ある自然環境とかかわりの深い衣食住などの生活・文化とその変化の様子に関する主題
- ② 「イ 世界各地の人々の生活と環境」「ウ 世界の諸地域」で学習した興味・関心ある地理的事象をさらに探究する主題
- ③ 教科書や地図帳、各種の地図や文献などから発見した、世界の人々の生活に関する興味ある地理的事象を基にした主題
- ④ 日常生活や新聞、テレビなどで関心を抱いた世界の国々に関する地理的事象を基にした主題

一般的に地理的事象を取り上げて調査する方法は、その調べる主題によって異なる

が、およそ次のような段階がある。

- ① 主題の設定：調べる内容について焦点化し，主題として設定する。
- ② 調査方法の吟味：何を明らかにしたいのかの調査のねらいを定め，どのような調査方法を行うかについて，調査の見通しを立てる。
- ③ 資料の収集と選択：調査を始めるに当たって，主題を明らかにするために，必要な各種資料とその収集方法を吟味し，資料の収集，選択を行う。
- ④ 調査活動：調査のねらいにより，収集した資料を活用してその内容を読み取ったり，地図化したりする。
- ⑤ レポートの作成：調査した結果を整理し，ふさわしい記述や説明の方法を考え，レポートにまとめる。
- ⑥ 発表会などの開催：調査内容にふさわしい方法を用いて発表する（学級内発表会，レポートや作品の掲示発表など）。

上記①の「主題の設定」に当たっては，まず内容の(1)のイ，ウの学習を開始する前に，「世界の様々な地域」の学習のまとめとして，「世界の様々な地域又は国の地域的特色」について調べ学習を行うことを予告し，各自が調べたい主題を意識しながら学習する雰囲気を作り出すことが大切である。主題の設定ができれば，後の調査方法の見通しが立てやすいからである。

主題の設定に当たっては，あまり大きなものとせず，日ごろの関心事や自分たちの生活との接点があり具体的なもので，かつ調査資料の得やすいものが望ましい。さらに，調査事項の記述やまとめが地図に表現できるものかどうかのも一つの選択肢である。

②の「調査方法の吟味」では，「なぜこの地域には，このような地理的事象がみられるのか」「なぜこの地域には，このような特色ある生活・文化が根付いているのか」といった問いかけを基にして課題を見だし，その解決のための適切な資料を選択，収集する見通しを立てることが必要である。

③の「資料の収集と選択」は，課題の解決に役立つ資料には何があるかを考えるとともに，必要な資料を収集することである。

④の「調査活動」は、「なぜこの地域にはこのような地理的事象がみられるのか」「なぜこのような地域的特色をもっているのか」という問いかけを基にして、課題を解き明かしていくことが必要である。その際には、様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れるとともに、資料の処理や分析に力を入れるなどの取扱いの工夫が求められる。

⑤の「レポートの作成」では、調べた結果を文章で表現したり、グラフや表にして分かりやすく示したり、地図を活用して表現したりすることがポイントになる。地図は、諸事象を位置や空間的なかわりごとでとらえる上で効果的な表現手段となるからである。

レポートの作成に当たっては、調査方法や内容の概要を相手に的確に伝えるために、基本的な記述の構成や仕方があることを理解させることが大切である。次に示した項目は、その一般的な構成例である。

- 1) 調査の動機：なぜ、この主題を選んだのか。どんなことに興味や関心、疑問をもったのかを書く。
- 2) 調査の目的：この調査で何を知りたいのか、分かりたいのかを書く。
- 3) 調査の方法：いつ、どこで、どんな方法で何を調べていくのかを書く。
- 4) 調査の内容と結果の考察：調べて分かったことを調査前の予想と比べたり自分の解釈を加えたりして論述するとともに、図表や写真、地図などを入れて具体的にまとめる。
- 5) 感想や今後の課題：調べて分かったことに対して、どんなことを感じたかを記述するとともに、もっと深めてみたい内容をまとめる。
- 6) 参考資料など：調査に用いたり、参考にしたりした書籍名などを記す。

レポートの作成に当たっては、調査結果も大切であるが、事実と自分自身が考えたり解釈したりしたこととははっきり分けて書くこと、そのように判断した根拠を示してまとめること、図や表を使ったり地図上に表現したりすること、要点を自分の言葉で簡潔にまとめることなどに留意することが大切である。

以上のように、この中項目では生徒自らの調査、探究活動を通して、①世界の興味・関心ある地理的事象を見だし、調べる主題を設定する、②主題を多面的・多角的に調査、考察、探究する。その際に地図や統計、文献、インターネット情報等の諸資料を読み取り、有効に活用する、③調査結果を分析・整理してレポートにまとめ発表するといった活動を展開し、地理的な見方や考え方と地理的技能を身に付けさせることに留意して指導に当たることが望まれる。

国際化、情報化など社会の変化の激しい時代にあっては、主題を追究、考察して調べ方や学び方を身に付けることが大切であることはいうまでもない。内容の(1)のア、イ及びウで習得した知識、概念や技能を活用して、興味・関心ある世界の地理的事象を調査、探究することで、地域的特色をとらえる調べ方や学び方の視点や方法を身に付けることができる。

この中項目で培われた世界に関する地理的知識や技能、調査方法は、この後に学ぶ「(2)日本の様々な地域」の学習で活用することができるだけでなく、「総合的な学習の時間」における学習の主題や調査方法として、さらに深めることも考えられる。

(2) 日本の様々な地域

この大項目は、「世界の様々な地域」の学習成果を踏まえ、日本及び日本の諸地域の地域的特色をとらえる学習を通して、国土の認識を深めることをねらいとしている。このねらいを達成するため、この大項目は「ア 日本の地域構成」「イ 世界と比べた日本の地域的特色」「ウ 日本の諸地域」「エ 身近な地域の調査」の四つの中項目から構成されている。

ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

(内容の取扱い)

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。
- (イ) 日本の地域区分を扱う際には、都道府県の名称と位置のほかには都道府県庁所在地名も取り上げること。
- (ウ) 学習全体を通して、大まかに日本地図を描けるようにすること。

この中項目は、地球儀や地図を活用して、世界的視野から国土の位置や領域の特色を理解したり、他の国との時差を調べたり、都道府県などに着目して様々な地域区分できることをとらえたりする学習を通して、国土の地域構成を大まかにとらえさせることを主なねらいとしている。

「我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる」のうち、「国土の位置」を取り上げるに当たっては、緯度と経度を使って同緯度、同経度の国々に着目するなどして国土の絶対的位置（数理的な位置）をとらえさせることのほかに、様々な相対的位置（関係的位置）も取り上げることがを意味している。具体的には、例えば、日本はユーラシア大陸の東に位置するというように隣接する大陸や海洋、近隣の国々との位置関係によってとらえたり、地球儀や地図を様々な視点から眺めて、世界各地から我が国へ到達する経路をたどりながら我が国の位置をとらえたり、ある国を中心にして世界各地との位置関係をみた中で我が国の位置の特色をとらえたりするなど、様々な面から取り扱うことを意味している。

「世界各地との時差」を取り上げるに当たっては、海外と衛星中継しているテレビのニュース番組の映像を活用するなどの国際化した生活場面と関連付けたり、等時帯や日付変更線を示す地図と地球儀を見比べたり、簡単な時差の計算をしたりする学習活動を通して、日本と世界各地との時差から地球上における我が国と世界各地との位置関係を理解させる。時差の計算については、従前から西半球にある諸都市と東半球にある日本との時差計算にかかわる能力が十分に身に付いていない状況がみられる。

今回の改訂では地理的分野における時差学習を内容の(2)で扱うことで、数学科の第1学年における「正の数と負の数の必要性和意味を理解すること」などの学習成果を活用することが可能となる。こうした点を踏まえ、本初子午線を基準として東半球にある日本と西半球にある諸都市との時差を計算することを通して、我が国と世界各地との位置関係の理解を促すことができると考えられる。

「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、領土だけでなく、領海、領空から成り立っており、それらが一体的な関係にあることをとらえさせることを意味している。

「特色と変化」とは、「我が国の海洋国家としての特色を取り上げる」(内容の取扱い)とあることから、例えば、我が国の領土はたくさんの島々からなり、それらは弧状に連なっていることや、他の国々と国土面積で比較したり、領海や排他的経済水域を含めた面積で比較したりするなど、我が国の海洋国家としての特色を様々な面から取り扱うことを意味している。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。

その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(齒舞^{はぼまい}群島、色丹島^{しこたん}、国後島^{くなしり}、択捉島^{えとろふ})については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。

この中項目で言う「地域区分」とは、例えば、西日本と東日本というように日本を二分してとらえたり、西南日本(西日本)と中部日本(中央日本)と東北日本(東日本、北日本)というように区分してとらえたり、これまで経験的に地理学習でよく使われてきた九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北、北海道の七地方に区分してとらえたりすることなどを意味している。また、例えば中部地方を北陸地方、中央高地、東海地方に分けるように、七地方区分の各地方を幾つかに分ける区分もみられる。

さらに、気候区分のように地域の等質性に着目して地域区分したものや、商圈、都市圏などのように機能的に結び付く範囲によって地域区分したものなど、行政区分に基づかない地域区分もあることを意味している。

地域区分を扱う際には「日本の地域区分を扱う際には、都道府県の名称と位置のほかに都道府県庁所在地名も取り上げること」（内容の取扱い）とあるように、日本地図を使って都道府県の名称と位置を確認したり、自分の描いた略地図に位置と名称を書き込んだりする等の学習活動を取り入れるとともに、県庁所在地名も日本地図で確認したり、自然及び社会的条件という視点から各都道府県庁所在地の共通性を探りながら調べたりするなどの学習活動が考えられる。このような学習活動を行う場合には、生徒が小学校で学習した内容を整理し確認しながら学習を進め、都道府県の名称と位置及び都道府県庁所在地名を単に覚えるだけの学習活動にならないよう配慮する。また、内容の(2)「ウ 日本の諸地域」においても適宜取り上げ、その知識の定着を図るよう指導を工夫することが必要である。

「日本の地域構成を大観させる」とは、以上述べてきたような学習などを通して、我が国の国土の地域構成を大まかにとらえられるようにすることを意味している。

「学習全体を通して、大まかに日本地図を描けるようにすること」（内容の取扱い）とは、この中項目の学習では、日本の略地図に日本の東西南北端などの領土の端を描き加えたり、様々な地域区分を描き入れたりするなどの活動を取り入れていくことで、日本の領域の広がりや東経135度の経線などに留意しつつ、日本を構成する主な島々の大まかな形状や位置関係が分かる程度の略地図が描けるようになることを意味している。

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(内容の取扱い)

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域的特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

この中項目は、内容の(1)を踏まえ、世界的視野から日本を一つの地域として取り扱ったり、日本全体の視野から大まかな国内の地域差に着目させたりすることによって、我が国の国土の特色を理解させることを主なねらいとしている。このねらいを達成するため、この中項目は「(ア)自然環境」「(イ)人口」「(ウ)資源・エネルギーと産業」「(エ)地域間の結び付き」の四つの小項目から構成されている。

日本の地域的特色を(ア)から(エ)にみられるように、自然環境、人口、資源・エネルギーと産業、地域間の結び付きの四つの観点から理解させることとしたのは、①従前の「世界と比べて見た日本」の「(ア)自然環境から見た日本の地域的特色」「(イ)人口から見た日本の地域的特色」「(ウ)資源や産業から見た日本の地域的特色」「(エ)地域間の結び付きから見た日本の地域的特色」の四つの観点を踏まえたこと、②日本の地域的特色を一面的ではなく多面的に理解するための観点の調和を図ること、③四つの観点で扱う地理的事象は、七地方の区分を越えてみられるものが多いため、日本全体の視野から学習した方が、我が国の国土の特色や大まかな国内の地域差を理解しやすいことなどの点を配慮したためである。

「内容の(1)の学習成果を生かす」(内容の取扱い)ことを踏まえて世界的視野から日本の地域的特色を取り上げることについては、例えば、次の二つの場合を踏まえて比較し関連付けることが考えられる。①例えば世界の気候区分図のように、世界を大きく地域区分しているようなものである場合は、日本がどの気候区に位置付けられているかということから日本の地域的特色を理解する。②例えば産業統計のように、国を単位にして集計されているものについては、各国の比較によって日本の地域的特色を理解する。いずれの場合であっても日本を一つの地域として取り扱うことを工夫し、世界的視野から日本の地域的特色を理解する際の取り扱い方について学習するようにする。

また、(ア)から(エ)の各小項目で取り扱う日本の地域的特色を具体的に示したのは、「基本的な事柄で構成する」(内容の取扱い)ためである。ここでは、細部にわたる事柄を扱わずに、地図帳を十分に活用しながら日本全体としての地域的特色を理解させることが大切である。なお、この後の中項目の「ウ 日本の諸地域」では、日本の様々な地域を取り上げて学習するため、ここでは事例地域を通した具体的な取扱いはしない。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

この小項目は、我が国の地域的特色を自然環境の面から理解させることを主なねらいとしている。

「世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させる」とは、世界には大地の不安定な地域もあれば安定した地域もある中で、我が国は環太平洋造山帯に属して地震や火山の多い不安定な大地上に位置していること、世界を気候や植生に着目してみると、熱帯から寒帯、砂漠から森林におおわれた地域までみられる中で、我が国の多くの地域は温帯に属し、降水量も多く、森林、樹木が成長しやすい環境にあること、日本の国土は海に囲まれ多くの島々から構成されていること、近海は海底に大陸棚が広がり、寒暖の海流が出会い世界的な漁場となっていることといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

「国内の地形の気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる」とは、我が国の地形や気候と関連する自然災害と防災への努力を取り上げることで、日本全体の視野から日本の自然環境を大きくとらえることを意味している。例えば、地形的にはフォッサ・マグナを境にして、西南日本には東西の方向に、東北日本には南北の方向に背骨のように山脈が走り、堆積平野^{たいせき}の特色をもった規模の小さな平野が臨海部に点在していること、海岸線では砂浜海岸や岩石

海岸などから構成され多様な景観がみられること、また気候的には、南と北、太平洋側と日本海側、内陸部と臨海部とで、気温、降水量とその月別の変化などに違いがみられ、それらを基にして各地の気候を比較すると幾つかに気候区分できること、さらに自然災害の面からみると地震や台風などの多様な自然災害の発生しやすい地域が多く、そのため早くから防災対策に努めてきたといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

(イ) 人口

世界的視野から日本の人口と人口密度、少子高齢化の課題を理解させるとともに、国内の人口分布、過疎・過密問題を取り上げ、日本の人口に関する特色を大観させる。

この小項目は、我が国の地域的特色を人口の面から理解させることを主なねらいとしている。

「世界的視野から日本の人口と人口密度、少子高齢化の課題を理解させる」とは、我が国は人口が1億人を超える数少ない国の一つであること、世界の人口分布図をみると、不均等な分布が目立つ中で、我が国は人口集中地域の一つになっていること、また、世界には人口の増減や移動などに伴う様々な人口問題がみられる中で、我が国の場合は世界に類をみない速さで少子化、高齢化が進んだことに伴う課題に直面していることに特色がみられるといった程度の内容を取り扱うことを意味している。その際に、人口分布図や人口ピラミッドを読み取る作業を取り入れるなどの工夫が必要である。

「国内の人口分布、過疎・過密問題を取り上げ、日本の人口に関する特色を大観させる」とは、世界的視野で見ると日本全体が人口集中地域になっているようにみえるが、日本の人口分布をみると、不均等な分布がみられ、平野部への人口集中が目立つ一方で山間部は人口の希薄な地域になっていること、平野部には大都市圏が発達して過密地域が、山間部には集落がまばらに点在しているような過疎地域がみられるといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

(ウ) 資源・エネルギーと産業

世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。

この小項目は、我が国の地域的特色を資源・エネルギーと産業の面から理解させることを主なねらいとしている。

「世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させる」とは、世界にはエネルギー資源や鉱産資源が不均等に分布する中で、それらの資源に恵まれている国や恵まれていない国がみられるが、我が国はそれらの資源のほとんどに恵まれていないため、我が国で消費するそれらの資源の大部分を海外からの輸入に依存していることといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

「国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる」とは、世界的視野で見ると我が国は先進工業国ととらえられているが、日本全体の視野で見ると、例えば太平洋ベルトには、工業や流通、金融、情報などに関する産業の盛んな地域がみられ、日本海側や北海道などには農業や水産業、地場産業、観光産業の盛んな地域がみられるなど、自然及び社会的条件によって産業の地域的分業が進み、交通機関の発達などによって各産業地域は変容しているといった程度の内容を取り扱うことを意味している。また、世界的視野から見ると、我が国は資源やエネルギーの大量消費に伴う環境問題、エネルギー問題を抱えた国の一つであるが、日本全体の視野で見ると、その現れ方には地域差がみられることや、風力発電や太陽光発電などの新しいエネルギーの開発に努力しているといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

(エ) 地域間の結び付き

世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させるとともに、国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結

び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる。

この小項目は、我が国の地域的特色を地域間の結び付きの面から理解させることを主なねらいとしている。

「世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させる」とは、世界の空や海の交通網そして通信網をみると、それらが集中する拠点が幾つかみられる中で、日本もその一つに数えられること、物資の国際間の移動の様子をみると、日本は世界的にみても活発であることから世界各地と強く結び付いていること、しかし、そうした結び付きをよくみると、様々な面で強く結び付いている地域や、特定のことで結び付いている地域、相対的にみてまだ結び付きの弱い地域がみられるといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

「国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる」とは、我が国では、新幹線、高速道路、航路・航空路網、情報通信ネットワークなどの整備が進み、国内各地の時間的な距離が短縮され、それに伴って各地域間の結び付きが変化していること、しかし、地方都市間では時間的な距離が短縮されていないところもあるといった程度の内容を取り扱うことを意味している。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(イ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(内容の取扱い)

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の

事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。

(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

この中項目は、日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域の特徴ある地理的事象や事柄を他の事象と有機的に関連付けて追究する活動を通して、日本の諸地域の地域的特色をとらえさせることを主なねらいとしている。

この中項目の学習は、日本の様々な地域を地誌的に取り上げて我が国の国土に対する認識を深めさせるものであり、小、中、高等学校の一貫性の観点からみると、中学校社会科地理的分野を特色付ける学習といえる。ただし、それぞれの地域の学習で「自然の特色」「産業の特色」などの項目を羅列的、並列的に取り上げると、学習内容が過剰となり、生徒の学習負担が大きくなるとともに地域的特色を理解することも困難となる。そこで、この中項目の指導に当たっては「地域の特徴ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること」(内容の取扱い)とし、動的に扱うようにしたものである。

また、この中項目の学習では、「事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養う」(中央教育審議会答申)ことを踏まえ、「(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる」ようにしている。したがって、指導内容の構成については、①「(ア)から(キ)で示した考察の仕方」を基にして、地域的特色を端的に示す地理的事象を選択し、それを中核として指導内容を構成すること、②その際、中核とした地理的事象は、他の事象ともかかわり合っ成り立っていることに着目して、それらを有機的に関連付けるかたちで取り上げる、③調べ、追究する学習活動を通して地域的特色をとらえさせること、などに留意する必要がある。

なお、「(ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること」(内容の取扱い)と示されていることから、学習するそれぞれの地域についての指導内容は、「(ア)から(キ)で示した考察の仕方」の中から一つを選択し、それに基づいて構成することとなる。これは、地域的特色を網羅的、並列的に扱うのではなく、

あくまでも中核とした地理的事象を他の事象と有機的に関連付けて追究する学習活動を展開することを求めている。そして、この学習の結果、学習した地域の特色がある程度総合的にとらえられるようにすることを期待している。「また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと」（内容の取扱い）とは、この中項目の学習が、特定の「考察の仕方」に偏った学習にならないよう、(ア)から(キ)で示したすべての「考察の仕方」を取り扱う必要があることを示している。

「日本を幾つかの地域に区分」するに当たっては、「(ア)から(キ)で示した考察の仕方」に基づいて適切に地域的特色を追究できるよう、地域の規模や等質地域、機能地域といった地域のとらえ方にも留意するなど、「指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること」（内容の取扱い）を踏まえて地域区分し、この中項目の学習を通して、我が国の国土に対する認識を深めることができるようにすることが大切である。その際、地理的分野の目標は国土のすみずみまで細かく学習させなくても達成できるということに配慮し、地域区分を細分化し過ぎないようにする。地域の区分は、「(ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること」（内容の取扱い）と示されていることから、最低でも日本を七つの地域に区分することになる。また、「指導の観点や学校所在地の事情など」を考慮して、七つよりも多くの地域に区分することも考えられる。いずれの場合でも、「(ア)から(キ)の考察の仕方」を「ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと」（内容の取扱い）ができるように計画的に指導することを求めている。地域の指導の順序についても、「指導の観点や学校所在地の地域の事情などを考慮して適切に決めること」（内容の取扱い）に留意する必要がある。

「以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方」とは、「(ア) 自然環境を中核とした考察」「(イ) 歴史的背景を中核とした考察」「(ウ) 産業を中核とした考察」「(エ) 環境問題や環境保全を中核とした考察」「(オ) 人口や都市・村落を中核とした考察」「(カ) 生活・文化を中核とした考察」「(キ) 他地域との結び付きを中核とした考察」の七つである。これらの「考察の仕方」は、中核とした地理的事象と、それをどのような他の事象と関連付け、どのようなことに着目して考察すればよいのか、地域的特色を追究し考察する方法を示しており、このような学習を通して地理的な見方や考え方の基礎

を培うことができる。

日本の諸地域の地域的特色を、(ア)から(キ)の「考察の仕方」を基にしてとらえることとしたのは、①内容の(2)の「イ 世界と比べた日本の地域的特色」の「(ア) 自然環境」「(イ) 人口」「(ウ) 資源・エネルギーと産業」「(エ) 地域間の結び付き」の四つの小項目との関連を踏まえたこと、②「地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかわりでもとらえ」「それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察」「(地域は) 相互に関係し合っていること (…を理解させる)」(目標の(2)、(3)) などの地理的な見方や考え方の基礎を培うことを踏まえたこと、③生徒が、地理的事象を多面的・多角的に追究し、その特色や事象間の関連を説明する学習を展開するのに適した観点であること、④国際化、都市化、情報化などの社会の変化に対応して、地域の動向や課題をとらえさせるのに適した観点であることなどを考慮したためである。

「地域的特色をとらえさせる」に当たっては、「以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方」を基にして、「地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること」(内容の取扱い)に留意する必要がある。「有機的に関連付け」とは、地域の特色は、様々な事象が結び付き、影響を及ぼし合って成り立っていることに着目して、地域的特色を中核となる地理的事象と他の事象との関連からとらえ、その成り立ちを考察することを意味している。また、「追究するようにすること」とは、生徒が、地理的事象を見いだしてその特色を調べたり、事象間の関連を考察したりして、地域的特色をとらえていくような学習活動を求めたものである。したがって、「(ア)から(キ)の考察の仕方」を基にして、地域的特色を追究するための適切な課題を設定し、様々な資料を適切に活用して地域的特色を考察し、追究した過程や結果を適切に表現するといった学習活動を、生徒に実際に取り組みせるようにすることが大切である。その際、この中項目全体を通して「地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること」(内容の取扱い(2)ア)に留意する必要がある。

(ア)から(キ)の各考察の仕方ごとの学習は、概略、以下のように構想することが考え

られる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

「地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として」とは、例えば、「火山が多く分布し、火山灰が厚く堆積している地域がみられる」「比較的温暖な地域であるが、台風の襲来による自然災害が多い」といった、地域の自然環境に関する特色ある地理的事象に着目し、それを中核として地域的特色をとらえさせることを意味している。

それを、人々の生活や産業などに関する地理的事象と関連付けて追究し、考察することで、「火山灰の堆積した台地を開発して茶の栽培や畜産を発達させている」「温暖な気候を生かし花卉栽培を営む農業の工夫がある」「台風に備えた生活の工夫をしている」などといった、地域的特色をとらえることができる。したがって、単に地域の自然環境の特色を羅列的に扱うのではないことに留意する必要がある。

「自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える」については、地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには、自然環境が人々の生活や産業などの人々の営みと深い関係をもっていることや、様々な自然災害に対する防災対策が必要であることなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

なお、(ア)から(キ)の「考察の仕方」の説明の中で、中核とした地理的事象に関連付ける「他の事象」について、例えば「人々の生活や産業など」と、「など」を付けて示したのは、学習する地域の特色をとらえる上で適切な事象を適宜選択して取り上げることを意味している。また、考察する内容についても「など」を付けて示したのは、中核とした事象や事柄と適宜選択して取り上げた事象との関連で様々な考察が可能で

あることを意味している。

(イ) 歴史的背景を中核とした考察

地域の産業，文化の歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄を中核として，それを国内外の他地域との結び付きや自然環境などと関連付け，地域の地理的事象の形成や特色に歴史的背景がかかわっていることなどについて考える。

「地域の産業，文化の歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄を中核として」とは，地域を特色付ける産業や文化が形成された歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄に着目し，それを中核として地域的特色をとらえさせることを意味している。

「それを国内外の他地域との結び付きや自然環境などと関連付け」については，例えば，地域の地理的位置の変容を他地域との結び付きの変化との関連でとらえたり，地域の産業や開発の動向を自然環境への働きかけという観点から関連付けたりして追究することが考えられる。

「地域の地理的事象の形成や特色に歴史的背景がかかわっていることなどについて考える」については，地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには，地理的位置の変化や地理的事象が成立した歴史的背景をとらえるなど地理的条件と歴史的条件とのかかわりなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

(ウ) 産業を中核とした考察

地域の農業や工業などの産業に関する特色ある事象を中核として，それを成立させている地理的諸条件と関連付け，地域に果たす産業の役割やその動向は他の事象との関連で変化するものであることなどについて考える。

「地域の農業や工業などの産業に関する特色ある事象を中核として」とは，地域の産業に関する特色ある地理的事象に着目し，それを中核として地域的特色をとらえさ

せることを意味している。

「それを成立させている地理的諸条件と関連付け」については、産業の立地は、幾つかの地理的諸条件が関連し合って作用していることに留意し、例えば、野菜産地を成立させている要因を、気候や土壌などの自然的条件と、消費地との位置関係や他産地との競合関係、生産に携わる人々の工夫などといった社会的条件との両面から関連付けて地域的特色を追究することが考えられる。

「地域に果たす産業の役割やその動向は他の事象との関連で変化するものであることなどについて考える」については、地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには、特色ある産業地域の形成など産業が地域において果たしている役割や地域の産業の動向は、それを成立させている地理的諸条件の変化や他地域との関係などに伴って変化するものであることなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

(エ) 環境問題や環境保全を中核とした考察

地域の環境問題や環境保全の取組を中核として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、持続可能な社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える。

「地域の環境問題や環境保全の取組を中核として」とは、地域の環境問題や環境保全の取組に関する特色ある地理的事象に着目し、それを中核として地域的特色をとらえさせることを意味している。

「それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け」については、地域の産業の動向、地域開発の動向、人口の過密化、都市化といった地域の変容や人々の生活様式の変化などを取り上げ、これらと関連付けて地域的特色を追究することが考えられる。

「持続可能な社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える」については、地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには、持続可能な地域社会の構築のためには地域の環境負荷を最小限にとどめ、環境保

全の取組が大切になることなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

(オ) 人口や都市・村落を中核とした考察

地域の人口の分布や動態，都市・村落の立地や機能に関する特色ある事象を中核として，それを人々の生活や産業などと関連付け，過疎・過密問題の解決が地域の課題になっていることなどについて考える。

「地域の人口の分布や動態，都市・村落の立地や機能に関する特色ある事象を中核として」とは，例えば，都市部への人口流入と過密化，過疎化，都市圏の成立など，人口や都市・村落に関する特色ある地理的事象に着目し，それを中核として地域的特色をとらえさせることを意味している。

「それを人々の生活や産業などと関連付け」については，例えば，過疎化する地域の居住環境と人々の生活の変容，都市の発展と商業地域の形成など，人々の生活や産業の動向などと関連付けて地域的特色を追究することが考えられる。

「過疎・過密問題の解決が地域の課題になっていることなどについて考える」については，地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには，過疎・過密地域の抱える問題を具体的にとらえさせ，これを基にして過疎・過密問題の解決が地域の課題になっていることなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

(カ) 生活・文化を中核とした考察

地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として，それを自然環境や歴史的背景，他地域との交流などと関連付け，近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える。

「地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として」とは，例えば，伝統的な町並みの保存や伝統行事の継承，伝統的な地場産業などの地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある地理的事象に着目し，それを中核として地域的特色をとら

えさせることを意味している。

「それを自然環境や歴史的背景，他地域との交流などと関連付け」については，伝統的な生活・文化に関する諸事象を成立させている諸条件やその諸事象の変容を，自然環境や歴史的背景，他地域との交流などと関連付けて追究することが考えられる。

「近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える」については，地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには，交通・通信が発達し，都市化や国際化，情報化が進展して地域間の交流が活発化する中で，各地域の人々の生活は同質化が進み，伝統的な生活・文化が変容している一方，地域の伝統や文化を見直し，それを守り育てる活動も盛んになってきていることなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

(キ) 他地域との結び付きを中核とした考察

地域の交通・通信網に関する特色ある事象を中核として，それを物資や人々の移動の特色や変化などと関連付け，世界や日本の他の地域との結び付きの影響を受けながら地域は変容していることなどについて考える。

「地域の交通・通信網に関する特色ある事象を中核として」とは，例えば，高速道路や新幹線などの高速交通網の整備と他地域との結び付きの変化，インターネットの普及など通信網の発達，情報化に伴う都市の変化など，地域の交通・通信網に関する特色ある地理的事象に着目し，それを中核として地域的特色をとらえさせることを意味している。

「それを物資や人々の移動の特色や変化などと関連付け」については，例えば，生産地と消費地間の物資の移動，観光地の成立と観光客の移動といった物資や人々の移動の特色，鉄道の開通に伴う通勤圏の変化などの諸事象と関連付けて追究することが考えられる。

「世界や日本の他の地域との結び付きの影響を受けながら地域は変容していることなどについて考える」については，地域の地理的事象の形成や特色を理解するためには，他地域との結び付きの関係には，相互依存関係や競合関係など様々な関係があり，

また、それらの関係は社会の変化などに伴い変化していくことや、世界や日本の他の地域との結び付きの影響を受けながら地域は変容していることなどを踏まえて考察することが必要であることを意味している。

次に、この中項目における学習展開例を二つ示す。これらは、あくまでも例示であり、各学校においてそれぞれの地域について例示と異なる事象や事柄を中核として考察を行うことができるのは、当然である。例えば、「(イ) 歴史的背景を中核とした考察」を基にする場合、次のような学習展開が考えられる。

<地域の特色を示す地理的事象を見いだす段階>

例えば、北海道地方を取り上げる場合、内容の(2)の「イ 世界と比べた日本の地域的特色」の学習成果を活用し、日本全体の視野から北海道地方の特色を見ると、「食料生産の盛んな地域である」などといった特色をとらえることができる。また、北海道地方各地の景観を地図や景観写真などの資料から読み取り、比較すると、「大規模に区画された農地が広がっている」「市街地が碁盤の目につくられている」といった、北海道地方の産業や開発の歴史に関連する地理的事象を見いだすことができる。

<中核とした事柄を他の事象と関連付けて追究する段階>

そこで、このような北海道地方を特色付ける地理的事象は、どのように形成されたのか、歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄を中核として追究する。例えば、「北海道地方では、どのようにして特色ある農地の開発や街づくりが進められていったのか」という課題を設定して、開拓使や屯田兵村の設置と石狩平野の開発、十勝平野や根釧台地の開発など、北海道の開発の歴史に関する特色ある事柄を中核に据えて多面的・多角的に調べ、考察させることが考えられる。

例えば、これらの事柄を自然環境と関連付けてとらえることで、北海道地方の冷涼な気候や土壌などの特色、自然環境へ働きかけ開発に努力した人々の営み、稲作拡大の様子や畑作、酪農地域の分布の特色などが理解できる。また、都市・村落の立地や人口移動と関連付けることで、開拓使や屯田兵村の設置を出発点として、その後も計画的な都市開発や農地の開拓が行われた歴史的背景が、北海道

の特徴的な景観の形成にかかわっていることなどがとらえられる。

＜追究の過程や結果を表現する段階＞

学習のまとめとして、北海道の開発の歴史に関する事柄を中核として、それを自然環境や都市・村落などと関連付けて追究した過程や考察の結果を、地図を活用して表現したり、事象間の関連を互いに説明したりするなどの言語活動を位置付ける。

学習展開例の二つ目として、「(ウ) 産業を中核とした考察」を基にする場合、次のような学習展開が考えられる。

＜地域の特徴を示す地理的事象を見いだす段階＞

例えば、中部地方を取り上げ、全国規模の主題図や都道府県別の統計などの資料を活用して日本全体の視野から中部地方の特徴を見ると、「太平洋側の愛知県や静岡県は、全国的にみて工業生産額が高い」「日本海側は全国的にみて水田率の割合が高い」「中央部の長野県や山梨県では果樹の生産額が高い」といった産業に関する特徴をとらえることができる。また、地図帳を活用して中部地方を概観すると、「太平洋側に輸送機械工業が集積している地域がみられる」「中央部の盆地で果樹園が、八ヶ岳周辺で畑の分布がみられる」「日本海側では平野部を中心に田が卓越している」といった地理的事象を見いだすことができる。

＜中核とした地理的事象を他の事象と関連付けて追究する段階＞

そこで、例えば「全国的にみて、各産業に占める中部地方の割合が高い理由を追究しよう」といった課題を設定して、中部地方の産業に関する特色ある地理的事象を取り上げ中核に据える。そして、それを自然環境や消費地、原料供給地との関係など、その産業を成立させている地理的諸条件と関連付けて追究する。その際、前述の課題を追究するために「日本海側で稲作が盛んな理由を調べよう」「愛知県や静岡県で輸送機械工業が発達した理由を調べよう」といったサブテーマを設定し、地域を細分して学習することも考えられる。

そのような各地域の産業の立地や動向などについての追究を通して、中部地方

の地域的特色を理解させる。その際、それぞれの地理的事象を追究した結果を比較することで、例えば「東海地域と中央高地の野菜生産を比べると、名古屋や東京など大消費地との位置関係が影響している点が共通している」「地域の産業の動向は、技術の発達や他地域との関係などにより変容している」といった共通性についてもとらえさせることが望まれる。また、「水田単作を特色とする北陸地域」といった地域の等質性に着目させ、改めて地域区分の意味を考えさせることもできる。

＜追究の過程や結果を表現する段階＞

学習のまとめとして、中部地方の産業に関する地理的事象を中核として、それを成立させている地理的諸条件と関連付けて追究した過程や考察の結果を、分布図や地図などを活用して発表したり、簡単な説明文にまとめたりするなどの言語活動を位置付ける。

このように、中核とした地理的事象や事柄を、他の事象と有機的に関連付けて追究する学習活動を展開する中で、学習した地域の特徴をある程度総合的にとらえることができるようにする。また、単に地域的特色をとらえさせるだけでなく、事象間の関連を考察しながら、地理的な見方や考え方の基礎をはぐくむことが大切である。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

(内容の取扱い)

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置

付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換をしたりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む学習と結び付けて扱ってもよいこと。

この中項目は、直接経験地域の地理的事象を学習対象として、観察や調査などの活動を通して、身近な地域に対する理解と関心を深めさせるとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせることを主なねらいとしている。また、世界と日本の様々な地域を学習した後に位置付けることで、既習知識、概念や技能を生かすとともに、地域の課題を見だし考察するなどの社会参画の視点を取り入れた探究型学習を地理的分野の学習のまとめとして行うことが期待されている。

身近な地域は、生徒が生活舞台にしている地域であり、学習対象を生徒が直接体験できるといった特質を有している。それだけに、この項目では地理的事象を見だし、事象間の関連の発見過程を体験し、地理的な追究の面白さを実感させる体験的、作業的な学習を通して、生徒が生活している地域に対する理解と関心を深めさせ、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を育てることと、地理的な見方や考え方の基礎を培うことが大切である。

「身近な地域における諸事象を取り上げ」とは、生徒が直接的に調査できる地理的事象を取り上げることを意味している。換言すれば、生徒の日常の生活圏や行動圏を踏まえて設定した地域にみられる事象、あるいは5万分の1よりも縮尺の大きな地図で読み取れる事象ということもできる。なお、学習対象としての「身近な地域」は、学区域を基に、生徒の日常の生活圏や行動圏を考慮して適切に設定することが大切である。また、「市町村規模」とは、「身近な地域」の学習を通してとらえることのできる、いわば直接経験地域の規模のことであり、それを行政区を使って示したものである。したがって、この項目における学習対象地域は必ずしも行政区の市町村を意味しているわけではなく、実際には市町村より小さな学区域を基にした地域であったり、

複数の市町村にわたって設定したりする場合は考えられる。

「観察や調査などの活動を行い」の「観察や調査」とは、野外での観察や地域調査を意味している。この項目は、地域に広がる景観を対象にしてその中から地理的事象を見だし、自分たちの観察や調査の活動を通して資料を作り、それらを基に地域的特色をとらえたり地域の課題を見だし考えたりすることができるといった点に特質がある。それだけに、野外での観察や調査は重要な役割を担っており、各学校は、「学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け」（内容の取扱い）て実施する必要がある。その際、「学校所在地の事情を踏まえて」とは、例えば、都市部の地域の学校と農村部の地域の学校とでは、学区域の大きさや取り上げる事象、訪問先などに違いがあることから、それぞれの地域の事情を踏まえた観察や調査を工夫する必要があることを示している。また、「指導計画に位置付け」とは、野外での観察や調査を実施するに当たっては、地域の人々の協力を得るなど事前の準備が必要になってくることなどから、年間計画にしっかりと位置付けて実施するようになる必要があることを意味している。なお、「観察や調査など」の「など」は、「学校所在地の事情」などから野外での観察や調査の実施が困難な場合、地図、画像、統計などを基に地理的事象を読み取り、調べ、追究する学習を行うことを考慮したものである。

「生徒が生活している土地に対する理解と関心を深め」とは、身近な地域は生徒が生活舞台にしている所であり、そのため、小学校の学習成果を踏まえるとともに中学生の発達段階を考慮して、生徒にとって新しい視点から地域の課題を考える工夫が必要であることを意味している。そして、身近な地域に対する理解と関心を、新しい側面をとらえさせる学習を通して深め、身近な地域の発展に努力しようとする態度を育てるようにすることが大切である。

「地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養う」とは、改正された教育基本法や学校教育法で明記された、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことを受け、社会参画の視点を重視して、この身近な地域の調査の学習を進めることを意味している。

従来の身近な地域の調査では、身近な地域に対する理解と関心を深めることと、市

町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法を身に付ける学習の中で地理的な見方や考え方の基礎を培うことを主なねらいとしていた。今回の改訂では社会参画の視点からそのねらいを明確にするため、目標の(1)の解説中に示した「地理的な見方や考え方」を構成する一つの柱である「地域の変容をとらえ、地域の課題や将来像について考える」ための学習を充実させるようにしたものである。

「地域の課題」を見いだすに当たっては、位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえる地理的事象に関する地域の課題を扱い、地方財政などの公民的分野の学習内容に関する地域の課題とは区別して扱うことが必要である。

「市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法」は、地域的特色をとらえるとともに、地域の課題を見だし、考察するための視点や方法でもある。この場合の「視点」は、一般的に地域的特色をとらえる地域の環境条件、他地域との結び付き、人々の営み及びそれらの相互関係を基本とし、「市町村規模」という直接経験地域であることを踏まえ、その地域の地域的特色が生徒にとってとらえやすく、地域の課題が明らかになるように設定する必要がある。また、この場合の「方法」とは、野外での観察や調査が中心となる。

直接経験地域であることを踏まえた身近な地域の調査には、次のような特質がある。第1は、既述のとおり、景観を対象にして観察、調査し、それを基に地域の課題を見だし、考察することができるということである。第2は、自分たちの観察や調査の活動を通して資料を作り、それを基に地域の課題を見だし、考察することができるということである。第3は、季節の変化などを考慮して1年間を通じて地域の課題を見だし、考察することができるということである。第4は、生徒の生活とかかわる地域なので課題を見だし、考察しやすく、互いにその課題について意見交換をしやすいためということである。

第1の特質にある景観は、地域の環境条件、他地域との結び付き、そこに居住する人々の営みを総合的に反映している。したがって、景観から読み取った地理的事象を追究すると、他の要素も有機的に関連付けられ、地域的特色をとらえ、地域の課題を総合的に見だし、考察する基本を学習することができる。一方、景観は現実、現状そのものであり、地図や統計などのようにある規則の下に必要なものだけを取り出す

といった作業を経たおらず、このため、様々な事象が取捨選択されることなく存在し広がっている。それだけに、どのような事象に着目し何を捨象するか、取捨選択して残った事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでどのようにとらえるか、すなわち、地理的事象としてどう見いだすかといった能力が問われることになる。したがって、そうした学習は景観をみる観察眼を磨き、地理的事象を自ら見いだす能力を培う上で効果的である。地域に広がる景観を対象にして観察、調査を行うことは地理学習の基礎であり、重視して扱うことが必要である。

また、第2の特質に関連して、例えば地域住民を対象にした聞き取り調査やアンケート調査も、この規模ならではの調査方法として考えられる。その際、安全面への配慮を十分に行うとともに、地域社会の人々との触れ合いの場を大切にし、日常的なあいさつや調査目的に沿った会話ができるようにするなどの機会として活用することにも留意する必要がある。さらに、第3の特質に関連して、一般に既製の地図や統計では季節性が考慮されていないことが多いことから、例えば季節ごとの土地利用を調べて図を作り、比較するなどの工夫をすることが考えられる。第4の特質に関連して、言語力育成の観点から、例えば生徒の日常の生活にかかわる地域の課題に対してその要因を分析し、問題の所在や将来の姿を提案し、互いに意見交換を図ることなどが考えられる。

この中項目における、地域的特色をとらえ、地域の課題を見だし、考察するための調査項目例として、都市部の地域では地域の人口の推移、周辺の店舗、公共機関、事業所、歴史的遺産などの種類や分布、地形、建物の形状、公共交通機関のルートや道路の幅や形状などが考えられる。また、農村部の地域では生産物の種類やその自然的条件や社会的条件を踏まえた栽培方法や土地利用、農業用水路のルートなどが考えられる。生徒はこのような調査項目で分布図や主題図を作成することで、対象とする地理的事象やその空間的な配置や秩序を成り立たせている背景や要因をとらえやすくなる。

地域の課題は、国際化、情報化、交通の発達、高齢化、防災、環境保全等の面から地域の変容をたどったり、予測したりすることで見だしやすくなる。例えば人口の集中した都市部の地域では、地域住民の高齢化が進んでも暮らしやすい街であるのか、

またハザードマップから人口規模に対して地域住民の安全が守られる街になっているのかなどの課題が考えられる。一方、地方の農村部の地域では、国内の他の地域や外国からの農作物が市場に出回ってきても、この地域では同じ農作物の栽培が維持できるのか、一方、農地の宅地化が進むとどのような課題が出てくるのかなどの課題が考えられる。

「地理的なまとめ方や発表の方法」とは、「観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること」（内容の取扱い）とあるように、観察や地域調査の結果を、地域の課題と関連付けてまとめることと、地図化するなどの工夫をして表現し、発表することの二つを意味している。

なお、観察や調査結果をまとめたり発表したりする際には、観察や調査結果だけでなく、観察や調査結果を基に各自が解釈をすることを重視する観点から、結果を根拠に合理的な解釈になるよう意見交換しながら、多面的・多角的に追究したことが分かるようなまとめ方や表現の方法を工夫することが大切である。また、発表や論述する場合において、調査結果から読み取れた事実なのか、それに基づいた自分の解釈なのかが明確に区別できるように表現する必要がある。

身近な地域の調査の進め方としては、例えば次のような手順が考えられる。

- ① 取り上げる地理的事象を決める。
- ② 地理的事象をとらえる調査項目を決め、野外での観察や調査を行う。
- ③ とらえた地理的事象について分布図等に表す。
- ④ 傾向性や規則性を見だし、地形図や関係する主題図と見比べてみる。
- ⑤ 地理的事象を成り立たせている要因を調べ、関連を調査する。
- ⑥ 地域的特色としてまとめ、地域の課題や将来像について考察し意見交換する。
- ⑦ 地図等に分かりやすくまとめ、調査結果を発表する。

人口の推移を中心にした調査例として、例えば、次のような学習展開が考えられる。

<学習展開の概略>

まず、学区域を野外観察させる中で、生徒は農地の宅地化が進んできていることや郊外型の大型店舗には多くの客が集まってきていることに気付き、学区域の人口の推移に着目する。次に地図を活用して学区域をさらに細かい地域に分け、その細かい地域ごとに人口の増減についての地域的傾向性に気付かせ、人口分布の偏りが顕著になっているという地域的特色をとらえさせる。次に、このような人口の分布がさらに顕著になった場合、新たに出てくる課題について調べた地域の変容の資料を基に根拠を示しながら、小グループでの意見交換を通して考えさせる。

<主題図の作成について>

観察や調査の結果をまとめさせる際には、対象としている地域の縮尺の大きい都市計画図などを活用し、人口の増加時期が異なることが分かるように地域を細かく色分けするなどの工夫をさせたり、店舗などの利用客数などグラフで色分けして表すようにさせたりするなど、地図を有効に活用してまとめるよう指導することなどが考えられる。生徒はこのような分布図を作成する中で、人口が増えてきている地域には宅地化の進行や大型店舗の進出がみられ、両者には密接な関係があることが次第に分かってくる。

<言語活動について>

この地域の今後の課題を考えさせると、生徒はまだ宅地化されていない地域が開発されていくことによって、人口の偏りがさらに顕著になり、一方で人口が減少していく地域が広がり、従来からの商店街が活気を失ってくる可能性があることが分かってくる。このような気付きを、調査したグループなどで意見交換する中で、合理的な解釈になるよう互いに補い合いながら、まとめさせていく。

発表の際には、調査活動で作成した地域の地形や人口の増減の傾向を地区ごとに見やすくした地図、複数の店舗と宅地との位置関係などを描き入れた地図、地域ごとの各店舗の利用客数のグラフなどの解釈の根拠となった地図や調査データをグラフにしたものなどを用いて、地図やグラフなどから読み取れることと読み取った事実から自分が解釈したこととを分けて説明させる。

「縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること」(内容の取扱い)における「縮尺の大きな地図」とは、5万分の1よりも縮尺の大きな地図を意味している。また、「統計その他の資料」とは、衛星画像、統計、文書資料、映像資料、現物資料などを意味している。「活用の技能を高める」とは、例えば、それらの地図をもって現地に行き、地図と現地との対応関係を学んだり、地図から関心のある地理的事象を発見したり、地図から地域的特色をとらえ、地域の課題を見だし、考察したりするなどの活動を通して読図に関する技能を高めることや、観察や調査の活動を通して明らかになったことを地図上に描くといった作図に関する技能を高めたりすることを意味している。「統計その他の資料」に関しては、諸資料の読み取りや解釈などとともに、統計のグラフ化や地図化などの作業を通して地域の課題を見だし、考察するかたちで、活用の技能を高めることを意味している。

「学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと」(内容の取扱い)とは、例えば身近な地域における高速道路の整備による内陸部への企業進出といった他地域との結び付きにかかわる地理的事象を、内容の(2)の「ウ 日本の諸地域」における学校所在地を含む地域の中核となる事象と関連付けて指導したり、野外での観察や調査に適した時期に調査したりすることなどにより学習の効果を高めることが可能な場合には、学校所在地を含む地域の学習の中に身近な地域の調査を位置付けて指導することができるようにしたものである。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)及び(2)については、この順序で取り扱うものとする。

地理的分野の内容の取扱いの順序は、次のように示されている。

(1) 世界の様々な地域

(2) 日本の様々な地域

「内容の(1)及び(2)については、この順序で取り扱う」と示したのは、次のような理由からである。

- ① 小学校社会科との接続の観点から、世界の地理に関する学習を第1学年の当初から学習することとし、地理にかかわる学習の継続と発展を図る内容構成としていること。
- ② 地理的分野の目標を実現するために、最初に世界を地理的に認識するための基礎・基本である世界の地域構成を大観する学習を位置付け、それに続いて世界の諸地域の学習など世界の地理的認識を養う項目を設定し、その後に世界地理の学習を踏まえて日本の地理に関する学習を位置付け、広い視野から日本の国土認識を深め、全体として地理的な見方や考え方を身に付けることができるような内容構成としていること。
- ③ 教科の基本的な構造や三分野の学習内容の関連性に留意して、第1学年及び第2学年では歴史的分野との連携を踏まえるとともに、第3学年において学習する公民的分野との関連に配慮した内容構成としていること。

以上の理由から、内容の取扱いの順序を示しているのであり、指導計画の作成に当たっては、その趣旨に十分配慮する必要がある。なお、中項目及び内容の(2)のイの小項目についても前後関係を考慮して配列しているので、各中項目の内容の取扱いにおいて例外的な取扱いの記述がない限り、この順序で取り扱うことが望ましい。

それぞれの項目に対する配当時間は、各項目がそれぞれ独自の位置付けによる役割

を担っていること，その役割を果たすためには時間の確保が必要であること，一方で各項目は相互補完の関係にあるといったことを考慮して，適切に配分し，一つの項目に偏り過ぎないようにすることが大切である。

(2) 内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア 地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図，景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際，教科用図書「地図」を十分に活用すること。

また，地域に関する情報の収集，処理に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するなどの工夫をすること。

イ 学習で取り上げる地域や国については，各項目間の調整を図り，一部の地域に偏ることのないようにすること。

ウ 地域の特色や変化をとらえるに当たっては，歴史的分野との連携を踏まえ，歴史的背景に留意して地域的特色を追究するよう工夫するとともに，公民的分野との関連にも配慮すること。

エ 地域的特色を追究する過程で生物や地学的な事象などを取り上げる際には，地域的特色をとらえる上で必要な範囲にとどめること。

アは，地理的な見方や考え方及び地理的技能を指導する際の留意点を示したものであり，従前の記述を引き継いだものである。「地理的な見方や考え方」については，地理的分野の目標の(1)で解説しているので，それを参照されたい。「地理的技能」については，本書の各項目の中で適宜触れてきているが，それらは前回改訂時に整理したとおりである。まず「地理的技能」は，地理情報（地域に関する情報のことであり，地理的事象が読み取れたり，地域的特色に結び付く事象を見いだしたりすることができる資料のことをいう）の活用に関する技能と地図の活用に関する技能の二つに分けられる。ただし，大きくみると，地図の活用に関する技能も地理情報の活用に関する技能に含まれる。しかし，地図は地理的事象を見だし，考察し，調査結果をまとめ，表現するといった地理学習の各過程において，一つの重要な手掛かりや手立て，

表現方法となることから、特に取り出している。具体的にそれらの内容を示すとすれば、おおむね次のようになる。なお、それらの技能はいずれも地理的な見方や考え方と密接な関係があり、それを培う学習の中で高まるといえる。

① 地理情報の活用に関する技能

- a 地域に関する情報である地理情報にはどのようなものがあるか、諸情報の中から、地理情報を選別し、また、地理情報の性格、種類などをとらえること。
- b そうした地理情報は、どこで、どのようにすれば入手できるのか、地理情報の所在、収集に関する知識や方法を身に付けること。
- c テレビや新聞など、特に地理情報として提供されたものでない情報を、どのように加工、処理すれば地理情報として活用が可能となるか、情報の地理情報化の視点や方法を身に付けること。
- d 地理情報を使って地域的特色をどう説明、紹介するか、地理情報の処理や表現に関する技能を身に付けること。

② 地図の活用に関する技能

- a 地形図や市街図、道路地図、案内書の地図などに慣れ親しみ、どこをどのように行けばよいのか、見知らぬ地域を地図を頼りにして訪ね歩く技能を身に付けること。
- b 地図や地図帳に慣れ親しんで、この地名は日本のどこにあるのか、この人は世界のどの付近を訪ね歩いたのかなど、学習や日常生活の中で出てくる地名に関心を持ち、その位置を確かめるようになること。
- c ここにはどのような地理的事象がみられるのか、この地理的事象がなぜこの地域にみられるのか、既存の地図から地理的事象を読み取ったり、地理的事象を地図を通して追究しとらえたりする技能を身に付けること。
- d この調査結果やこの統計は地図に表すことが可能かどうか、地図に表すとすればどう工夫すればよいか、地域の諸事象や情報の地図化の適否を判断し、適切に地図化する技能を身に付けること。
- e 略地図を描く技能を身に付け、略地図で位置を示したり、略地図を使って日本や世界にみられる諸事象をとらえ、説明したりするようになること。

「系統性に留意して計画的に指導すること」については、地理的技能は、地理的な

見方や考え方と同様，一度の学習や経験で身に付くというものではなく，それにかかわる学習を繰り返す中で，次第に習熟の程度を高めるかたちで身に付けるものである。このため，指導計画を作成する際に，地理的技能の難易度や段階性などに留意して系統的に学習できるよう工夫する必要がある。

「地域に関する情報の収集，処理に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するなどの工夫をすること」については，高度情報通信ネットワーク社会が急速に進展していく中で各学校にもインターネットなどの整備が充実してきている。特にインターネットは各地の地理情報の収集に有効であり，また，コンピュータは地理情報システム（GIS）などから得られる地理情報を地図化したり，グラフ化したりするなどの処理に不可欠のものである。したがって，地理学習においても地理的認識を深めたり地理的スキルを高めたりするとともに，情報や情報手段を適切に活用できる基礎的な資質や能力を培う観点から，コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を積極的に工夫することが望まれる。

なお，今回「その際，教科用図書『地図』を十分に活用すること」と付言したのは，今回の改訂で小学校社会科，中学校社会科地理的分野，高等学校地理歴史科それぞれにおける地図帳や地図の活用の重視が，中央教育審議会の答申の中にある改善の具体的事項に盛り込まれたことを受けてのものである。教科用図書「地図」，すなわち地図帳には一般図や主題図，その他写真資料などたくさんの地理情報があるが，それらが必ずしも十分に活用されていない状況がみられる。こうした状況を改善し，地理学習がより一層充実することを期した。

イは，具体的に地域や国を取り上げて学習する際の留意点を示したものである。今回の改訂では，「世界各地の人々の生活と環境」や「世界の諸地域」「世界の様々な地域の調査」など，世界の地理に関して具体的な地域や国を取り上げて学習する機会が多い。したがって，内容の（1）のイ，ウ及びエにおいて，この趣旨を徹底する必要がある。いずれにしても，世界の諸地域に関する地理的認識をバランスよく身に付けさせる観点から，一部の地域に偏ることのないよう，項目間で取り上げる地域や国の調整を行うことが必要である。

ウは，分野間の関連を推進する観点から示したものである。各分野の内容は教科の

基本的な構造に配慮して構成されており，地理的分野と歴史的分野は第1学年，第2学年において並行して継続的に学習できるようにし，さらに，これらの両分野の学習の成果が第3学年の公民的分野において生かされるよう構成されている。したがって，地理的分野の学習において「地域の特色や変化をとらえるに当たっては，歴史的分野との連携を踏まえ，歴史的背景に留意して地域的特色を追究するよう工夫するとともに，公民的分野との関連にも配慮」して取り扱うことが大切である。その際，歴史的背景の「背景」とは，地理的分野の学習は現在の地域的特色をとらえることに主眼があることを意味しており，「歴史的背景」は現代の地域的特色をとらえる上で必要な範囲において取り上げるようにする。

今回の改訂では，内容の(2)の「ウ 日本の諸地域」における考察の仕方の一つとして，「(イ) 歴史的背景を中核とした考察」が示されているが，この場合であっても，「歴史的背景」は現代の地域的特色をとらえる上で必要な範囲における事柄を取り扱うものであることに留意する必要がある。

エは，他教科の関連する学習内容を取り扱う際の留意点について示したものである。地理学習は現代の諸地域の特色をとらえることに主眼があることから，「地域的特色を追究する過程で生物や地学的な事象などを取り上げる際には，地域的特色をとらえる上で必要な範囲にとどめる」よう配慮する必要がある。

〔歴史的分野〕

1 目 標

歴史的分野の目標は4項目から成り立っている。目標の(1)は歴史的分野の基本的な目標を示している。目標の(2)及び(3)は、歴史上の人物と文化遺産、国際関係や文化交流に関する学習について、目標の(4)は、学習を通して身に付けさせる能力と態度について、それぞれ示している。

(1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。

目標の(1)は、歴史的分野の基本的な目標について示したものである。我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させることが歴史的分野の学習の中心であり、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることを述べている。

「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ」については、従前「我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ」とあったのを改めた。これは、歴史的分野の学習の中心は「我が国の歴史の大きな流れ」の理解であり、「各時代の特色」はそのために踏まえるべきものだという位置付けを明確にしたものである。我が国の歴史と関連する世界の歴史を背景に、政治の展開、産業の発達、社会の様子、文化の特色など他の時代との共通点や相違点に着目して各時代の特色を明らかにした上で、我が国の歴史を大きくとらえさせることが学習の中心であることを示している。

「我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせる」とは、我が国や郷土の伝統と文化の特色を、国際的な視野を含む幅広い角度から考えさせ、それを継承することが大切であることを示したものである。

(2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。

目標の(2)は、歴史上の人物と文化遺産に関する学習について示したものである。歴史を具体的に理解させるためには、歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や各時代の特色を表す文化遺産を取り上げることが大切であることを述べている。

人物の学習については、歴史が人間によってつくられてきたものであることを踏まえて、国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物を取り上げ、主体的に社会を変革しかつ歴史の形成に果たした役割について学ぶことが大切である。その際、人物の活動した時代的背景と地域とを関連させながら、その果たした役割や生き方を具体的に理解させる必要がある。

文化遺産の学習については、それぞれの地域的特質と関連付けながら、身近な生活とかかわる文化遺産を取り上げ、抽象的・概念的にならないように留意しながら、風土的条件と文化的伝統及び現在とのかかわりに目を向け、その価値を考えさせてそれらを尊重する態度を育成することが求められる。

(3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う。

目標の(3)は、歴史に見られる国際関係や文化交流に関する学習について示したものである。我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせることなどが大切であることを述べている。

「歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ」る学習については、国際化の進展の著しい社会に生きる生徒に、他民族の文化や生活などに関心をもたせ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせて、国際協調の精神を育成することが求められる。

(4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

目標の(4)は、生徒が身に付けるべき望ましい能力と態度について示したものである。生徒が歴史を主体的に学習し、歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現することなどが大切であることを述べている。

「身近な地域の歴史や具体的な事象の学習」については、これらを取り上げることでその時代の様子を実感させ、生徒の歴史に対する興味・関心を高めることが求められる。

「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察」する学習については、個々の生徒の学習活動をより活発で主体的なものとするために、文献や絵図、地図、統計など歴史学習にかかわる様々な性格の資料や、作業的・体験的な活動によって得られた幅広い資料の中から、必要な資料を選択して有効に活用することで、歴史的事象を一面的にとらえるのではなく、様々な角度から考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育成することが大切であることを示している。

2 内 容

(1) 歴史のとらえ方

この大項目は、「ア 我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動」「イ 身近な地域の歴史を調べる活動」及び「ウ 学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動」からなる。

このうち「ウ 学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動」は、「我が国の歴史の大きな流れ」を「各時代の特色を踏まえて理解させ」という歴史的分野の学習の基本的なねらいを踏まえ、新たに項目として設定したものである。

ア、イ、ウ各項目の学習に当たっては、小学校における学習を踏まえるとともに、指導計画の中に適切に位置付けて内容の(2)以下の学習と密接な関連をもたせる必要がある。

ア 我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動を通して、時代の区分やその移り変わりに気付かせ、歴史を学ぶ意欲を高めるとともに、年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解させる。

(内容の取扱い)

ア アについては、中学校の歴史学習の導入として実施することを原則とすること。小学校での学習を踏まえ、扱う内容や活動の仕方を工夫して、「時代の区分やその移り変わり」に気付かせるようにすること。「年代の表し方や時代区分」の学習については、導入における学習内容を基盤にし、内容の(2)以下とかわらせて継続的・計画的に進めること。

この中項目のねらいは、時代の区分やその移り変わりに気付かせ、歴史を学ぶ意欲

を高めるとともに、年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解させることである。

「我が国の歴史上の人物や出来事など」については、小学校において人物を重視した歴史学習が行われていることを受け、その内容を活用するなど「小学校での学習を踏まえ、扱う内容や活動の仕方を工夫」（内容の取扱い）する必要がある。

ア、イ、ウ各項目の学習に当たっては、様々な「調べたり考えたりするなどの活動」が考えられることを踏まえて扱う内容や活動の仕方を工夫し、「時代の区分やその移り変わり」に気付かせるとともに、「歴史を学ぶ意欲を高める」ように指導することが求められる。

指導計画の作成に当たっては、小学校での学習を踏まえ「中学校の歴史学習の導入として実施することを原則」（内容の取扱い）とする。

また、歴史的事象の理解にとって必要な「年代の表し方や時代区分」の学習については、「導入における学習内容を基盤にし、内容の(2)以下とかかわらせて継続的・計画的に進める」（内容の取扱い）必要がある。

イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。

(内容の取扱い)

イ イについては、内容の(2)以下とかかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。

この中項目のねらいは、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高

め、歴史の学び方を身に付けさせることである。

身近な地域の歴史を取り上げることによって、地域への関心を育て、我が国の歴史により具体性と親近感をもたせながら、その理解を深めることが大切である。

「身近な地域」とは、生徒の居住地や学校の所在地域を中心に、生徒による「調べる活動」が可能な、生徒にとって身近に感じることができる範囲であるが、それぞれの地域の歴史的な特性に応じて、より広い範囲を含む場合もある。

「地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させる」については、身近な地域における歴史的な事象を取り上げることで、具体性や実感をもたせながら、我が国の歴史の動きを理解させることを意味している。

学習に当たっては、生徒による「調べる活動」となるようにし、「人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫する」（内容の取扱い）とともに、身近な地域における具体的な歴史的な事象からその時代の様子を考えさせるなどして、「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる」ようにする。その際、「民俗学や考古学などの成果」（内容の取扱い(1)カ）を生かし、「博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮する」（内容の取扱い）ようにする。

指導計画の作成に当たっては、「地理的分野との連携」や「公民的分野との関連」（内容の取扱い(1)エ）にも配慮し、「内容の(2)以下とかかわらせて計画的に実施」（内容の取扱い）する必要がある。

ウ 学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる。

（内容の取扱い）

ウ ウについては、内容の(2)以下の各時代の学習のまとめとして実施することを原則とすること。その際、各時代の学習の初めにその特色の究明に向けた課題意識を育成した上で、他の時代との共通点や相違点に着目しながら、大

観や表現の仕方を工夫して、各時代の特色をとらえさせるようにすること。

この中項目のねらいは、学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせることである。「我が国の歴史の大きな流れ」を「各時代の特色を踏まえて理解させ」という歴史的分野の学習の基本的なねらいを踏まえ、新たに項目として設定したものである。

「時代を大観し表現する活動」とは、学習した内容の比較や関連付け、総合などを通して、政治の展開、産業の発達、社会の様子、文化の特色など他の時代との共通点や相違点に着目しながら、「つまりこの時代は」「この時代を代表するものは」など各時代の特色を大きくとらえ、言葉や図などで表したり、互いに意見交換したりする学習活動である。これによって、「思考力・判断力・表現力等を養う」とともに、各時代の特色を生徒が自分の言葉で表現できるような「確かな理解と定着を図る」（内容の取扱い(1)イ）ことが求められる。多くの事象を個別に「覚える」だけの学習ではなく、各時代の特色などひとまとまりの学習内容の焦点や脈絡が「分かる」学習を実現していくことが重要なのである。

学習に当たっては、「各時代の学習の初めにその特色の究明に向けた課題意識を育成」（内容の取扱い）するための、学習の動機付けが求められる。例えば、生徒がもっているその時代のイメージを表現させたり、前の時代との違いを予想させたりすることなどが考えられる。これによって、その時代全体の特色をとらえることが学習の基本的なねらいであることを意識して学習を進めさせることが大切である。

指導計画の作成に当たっては、「内容の(2)以下の各時代の学習のまとめとして実施することを原則」（内容の取扱い）とする。その際、「大観や表現の仕方を工夫して、各時代の特色をとらえさせるようにする」（内容の取扱い）ことが大切である。

（内容の取扱い）

エ ア、イ及びウについては、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

指導計画の作成に当たっては、内容の(2)以下の学習に充てる授業時数を確保しつつ、内容の(1)ア、イ及びウの各中項目のねらいを達成するための「適切かつ十分な授業時数を配当する」こと。

(2) 古代までの日本

この大項目では、12世紀ごろまでの歴史を扱い、我が国の古代までの特色を、世界の動きとの関連に着目して学習させる。

ここでは、従前の「(2)古代までの日本」の中項目アとイを、我が国の古代までの特色を大きくとらえさせる観点から一つにし、三つの中項目からなる大項目として構成した。

この時期の我が国では、農耕・牧畜が始まって文明がおこり国家が形成されていたという世界の動きの中で、特に東アジアと深いかかわりをもちながら、農耕の広まりによる生活の変化、国家の形成と発展、天皇・貴族による政治の展開、文化の発展などの動きがみられた。

ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていたことを理解させる。

(内容の取扱い)

ア アの「世界の古代文明」については、中国の文明を中心に諸文明の特色を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特色に気付かせるようにすること。また、人類の出現にも触れること。「宗教のおこり」については、仏教、キリスト教、イスラム教などを取り上げ、世界の文明地域との重なりには気付かせるようにすること。「日本列島における農耕の広まりと生活の変化」については、狩猟・採集を行っていた人々の

生活が農耕の広まりとともに変化していったことに気付かせるようにすること。「大和朝廷による統一と東アジアとのかかわり」については、古墳の広まりに触れるとともに、大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割に気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは、世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「世界の古代文明や宗教のおこり」については、「人類の出現にも触れ」（内容の取扱い）、日本と最もかかわりの深い「中国の文明を中心に」（内容の取扱い）しながら、世界の各地で人々が農耕や牧畜を基盤に諸文明を築いたことを取り扱う。その際、金属器の使用、漢字の発生などを取り上げ、「生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特色」（内容の取扱い）に気付かせる。また、「仏教、キリスト教、イスラム教など」（内容の取扱い）のおこった地域が、それぞれインド、西アジアなどの「世界の文明地域」（内容の取扱い）と重なることに気付かせる。

「日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰」については、日本の豊かな自然環境の中における生活が「農耕の広まりとともに変化していったこと」（内容の取扱い）や、自然崇拜や農耕儀礼などに基づく信仰が人々の中に生きていたことに気付かせる。その際、新たな遺跡や遺物の発見による「考古学などの成果の活用」（内容の取扱い(1)カ）を図るようにする。

「大和朝廷による統一と東アジアとのかかわり」については、「古墳の広まりにも触れ」（内容の取扱い）、大和地方を中心に国内が統一されたことを、小学校での学習を踏まえて大きくとらえさせるようにする。その際、「大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割」（内容の取扱い）に気付かせる。

イ ^{りつりょう}律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴

族の政治が展開したことを理解させる。

(内容の取扱い)

イ イの「^{りつりょう}律令国家の確立に至るまでの過程」については、^{しょうとくたいし}聖徳太子の政治、大化の改新から^{りつりょう}律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせるようにすること。

この中項目のねらいは、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「律令国家の確立に至るまでの過程」については、「聖徳太子の政治、大化の改新」(内容の取扱い)などについて、小学校での学習の単なる繰り返しにならないよう留意し、その学習内容を有効に活用しながら、我が国が律令国家として形づくられていったことを大きくとらえさせる。なお、このころ初めて大化という元号が使われたことに触れる。

「摂関政治」については、平安京における貴族の政治の特色をとらえさせる。

ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。

(内容の取扱い)

ウ ウについては、文化を担った人々などに着目して取り扱うようにすること。

この中項目のねらいは、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「仏教の伝来とその影響」については、大陸からもたらされた仏教が我が国の文化

の様々な面に影響を及ぼしたことに気付かせる。

「仮名文字の成立」については、日本独自の仮名文字が発明され、それを使った文学作品が書かれたことなどに気付かせる。

古代の文化の学習に際しては、天皇・貴族，遣唐使，物語の作者などの「文化を担った人々」（内容の取扱い）に着目させる。その際、「代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせる」（内容の取扱い(1)ウ）ようにする。

（内容の取扱い）

エ 考古学などの成果を活用するとともに，神話・伝承などの学習を通して，当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。

この項目は，古代までの学習の全般にかかわる留意事項を示している。

古代までの学習においては，「考古学などの成果の活用」（内容の取扱い(1)カ）を図るとともに，後に古事記・日本書紀などにまとめられた「神話・伝承などの学習を通して，当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせる」（内容の取扱い）ことに留意する。

（3）中世の日本

この大項目では，12世紀ごろから16世紀ごろまでの歴史を扱い，我が国の中世の特色を，世界の動きとの関連に着目して学習させる。

ここでは，我が国の中世の特色を大きくとらえさせる観点から，それぞれ，政治・外交面と社会・文化面を中心とする二つの中項目で構成している。

この時期の我が国では，武士の支配が次第に広まるとともに，東アジア世界との密接なかかわりがみられ，諸産業の発達と都市や農村の変化，武家政治の展開や民衆の活力を背景とした新たな文化の展開などの動きがみられた。

ア かまくら 鎌倉幕府の成立，南北朝の争乱と室町幕府，東アジアの国際関係，おうにん 応仁の

乱後の社会的な変動などを通して、武家政治の特色を考えさせ、武士が台頭して武家政権が成立し、その支配が次第に全国に広まるとともに、東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる。

(内容の取扱い)

ア アの「東アジアの国際関係」については、元寇^{げんこう}、日明貿易^{にちみん}、琉球^{りゅうきゅう}の国際的な役割などを取り扱うようにすること。「武家政治の特色」については、主従の結び付きや武力を背景にして次第にその支配を広げていったことなど、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。

この中項目のねらいは、武家政治の特色を考えさせ、武士が台頭して武家政権が成立し、その支配が次第に全国に広まるとともに、東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「鎌倉幕府の成立」「南北朝の争乱と室町幕府」については、御家人制度を基盤とする鎌倉幕府が成立し、その後南北朝の争乱の中で室町幕府が成立するという動きを通じて、次第に武士が大きな力をもってきたことに気付かせる。

「東アジアの国際関係」については、「元寇、日明貿易、琉球の国際的な役割などを取り扱う」(内容の取扱い)ようにし、この時代の東アジア世界との密接なかかわりや、それが国内に及ぼした影響などに気付かせる。

「応仁の乱後の社会的な変動」については、各地に戦乱が広まる中で地方の武士の力が強くなったことを扱うようにする。

「武家政治の特色」については、武士が台頭し、やがて「主従の結び付きや武力を背景にして」(内容の取扱い)東国に武家政権が成立したことなど、古代から中世への転換の様子を、古代の天皇や貴族の政治との違いに着目して考察し、自分の言葉で表現できるようにさせる。

イ 農業など諸産業の発達、畿内^{きない}を中心とした都市や農村における自治的な仕

組みの成立，禅宗の文化的な影響などを通して，武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解させる。

(内容の取扱い)

イ イの「武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化」については，この時代の文化の中に現在に結び付くものがみられることに気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは，武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを，次の各事項の学習を通して理解させることである。

「農業など諸産業の発達」「畿内を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立」については，これらが当時の社会の大きな変化であることに着目させ，技術面の進歩によって農業や手工業が著しく発達したことや，それに伴って人々の生活が向上したこと，商品流通が活発化したことに気付かせる。

「禅宗の文化的な影響」については，絵画，建築などに着目して扱うようにする。中世の文化の学習に際しては，新たに生まれた文化の特色を考えさせるようにし，「現在に結び付くものがみられること」(内容の取扱い)に気付かせる。その際，「代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせる」(内容の取扱い(1)ウ)ようにする。

(4) 近世の日本

この大項目では，16世紀から19世紀前半までの歴史を扱い，我が国の近世の特色を，世界の動きとの関連に着目して学習させる。

ここでは，従前の「(4)近世の日本」の中項目アとイを，我が国の近世の特色を大きくとらえさせる観点から一つにし，四つの中項目からなる大項目として構成した。

この時期の我が国では，織田・豊臣による統一事業及び江戸幕府による諸政策を通して生まれた安定した社会が，その後長く続いた。外国とのかかわりでは，ヨーロッパ文化の伝来や東南アジア各地への日本人の渡航など対外関係が活発な時期から，外

国との交渉が限定された時期へと移っていった。その中で産業や交通が著しく発達し、町人文化や各地方の生活文化が形成されていった。

ア 戦国の動乱，ヨーロッパ人来航の背景とその影響，織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係，武将や豪商などの生活文化の展開などを通して，近世社会の基礎がつくられていったことを理解させる。

(内容の取扱い)

ア アの「ヨーロッパ人来航の背景」については，新航路の開拓を中心に取り扱い，宗教改革についても触れること。「織田・豊臣による統一事業」については，検地・刀狩などの政策を取り扱うようにすること。

この中項目のねらいは，日本の近世社会の基礎がつくられていったことを，次の各事項の学習を通して理解させることである。

ここでは，従前の大項目「(4) 近世の日本」の中項目アとイを，世界の一体化の動きの中で，戦国大名が各地に割拠した時期から，統一政権が誕生して近世社会の基礎が形成される時期へと移っていったという観点から，一つの中項目として構成した。

「戦国の動乱」については，戦国大名が各地に割拠し，自らの力で領国を支配して分国法を定めたり，城下町を形成して産業の振興に努めたりしたことなどに気付かせる。

「ヨーロッパ人来航の背景とその影響」については，「新航路の開拓を中心に取り扱い，宗教改革についても触れる」(内容の取扱い) こととし，ポルトガルやスペインによる新航路の開拓や宗教改革によるキリスト教世界の動きに伴って，鉄砲やキリスト教が伝来して南蛮貿易が盛んになり，それらが日本の社会に影響を及ぼしたことを扱うようにする。

「織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係」については，それまでの時代との違いに着目させ，織田信長が行った仏教勢力への圧迫や関所の撤廃，豊臣秀吉が

行った「検地・刀狩などの政策」(内容の取扱い)によって、中世に大きな力を持った勢力が力を失ったことや、中世までとは異なる社会が生まれていったことなどの大きな変化に気付かせる。また、当時の対外関係として、東南アジアなどとの積極的な貿易、キリスト教への対応、朝鮮への出兵などを取り上げる。

「武将や豪商などの生活文化の展開」については、南蛮文化が取り入れられる一方、生活に根ざした文化が広がり、武将や豪商の気風や経済力を背景とした豪壮・華麗な文化が生み出されたことに気付かせる。

イ 江戸幕府の成立と大名統制、鎖国政策、身分制度の確立及び農村の様子、鎖国下の対外関係などを通して、江戸幕府の政治の特色を考えさせ、幕府と藩による支配が確立したことを理解させる。

(内容の取扱い)

イ イの「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球^{りゅうきゅう}の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。「江戸幕府の政治の特色」については、その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたことなど、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。

この中項目のねらいは、江戸幕府の政治の特色を考えさせ、幕府と藩による支配が確立したことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「江戸幕府の成立と大名統制」については、幕府が大名を統制するとともに、その領内の政治の責任を大名に負わせたことに気付かせる。

「鎖国政策」については、幕府によるキリスト教の禁止、外交関係と海外情報の統制、大名の統制などの面があったことに気付かせる。

「身分制度の確立及び農村の様子」については、身分制度が確立し、それぞれの身分の中で人々が職分を果たしたこと、人口の多数を占めた農民が村を生活の基盤とし

て農作業などで助け合いながら暮らしていたこと、農村が幕府や藩の経済を支えていたことに気付かせる。

「鎖国下の対外関係」については、長崎での「オランダ、中国との交易」（内容の取扱い）、対馬を通しての「朝鮮との交流」（内容の取扱い）、中国とのかかわりにおける「琉球の役割」（内容の取扱い）、蝦夷地で独自の文化を築いていたアイヌの人々が、海産物など「北方との交易をしていた」（内容の取扱い）ことに着目させ、統制の中にも交易や交流がみられたことに気付かせる。

「江戸幕府の政治の特色」については、「その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えた」（内容の取扱い）ことなど、中世から近世への転換の様子を、中世の武家政治との違いに着目して考察し、自分の言葉で表現できるようにさせる。

ウ 産業や交通の発達，教育の普及と文化の広がりなどを通して，町人文化が都市を中心に形成されたことや，各地方の生活文化が生まれたことを理解させる。

（内容の取扱い）

ウ ウの「産業や交通の発達」については，身近な地域の特色を生かすようにすること。「各地方の生活文化」については，身近な地域の事例を取り上げるように配慮し，藩校や寺子屋などによる「教育の普及」や社会的な「文化の広がり」と関連させて，現在との結び付きに気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは，町人文化が都市を中心に形成されたことや，各地方の生活文化が生まれたことを，次の各事項の学習を通して理解させることである。

「産業や交通の発達」については，例えば農林水産業の発達，手工業や商業の発達，河川・海上交通や街道の発達などの中から，地域の特色を生かした事例を選んで内容を構成するなど，「身近な地域の特色を生かす」（内容の取扱い）ことに留意する。

「教育の普及と文化の広がり」については，「藩校や寺子屋など」（内容の取扱い）

の普及に着目して人々の教育への関心の高まりに気付かせるとともに、学問・芸術・芸能などの地域的な広まりに着目して、文化の社会的な基盤が拡大したことに気付かせる。

近世の文化の学習に際しては、大阪・京都・江戸などの都市を舞台に、経済力を高めた町人を担い手とする文化が形成されたことや、衣食住、年中行事、祭礼などの「各地方の生活文化」が生まれたことを、「身近な地域の事例を取り上げるように配慮」（内容の取扱い）して理解させるとともに、それと「現在との結び付き」（内容の取扱い）に気付かせる。その際、「代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせる」（内容の取扱い(1)ウ）ようにする。

この中項目の学習に際しては、内容の(1)のイの身近な地域の歴史を調べる活動と結び付けて行うことも考えられる。

エ 社会の変動や欧米諸国の接近，幕府の政治改革，新しい学問・思想の動きなどを通して，幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解させる。

(内容の取扱い)

エ エの「幕府の政治改革」については，百姓一揆^{いっき}などに結び付く農村の変化や商業の発達などへの対応という観点から，代表的な事例を取り上げるようにすること。

この中項目のねらいは，幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを，次の各事項の学習を通して理解させることである。

「社会の変動や欧米諸国の接近」については，貨幣経済の農村への広がりや自然災害などによる都市や農村の変化に着目し，近世社会の基礎が動揺していったことに気付かせるとともに，江戸時代後半の外国船の接近や，それに対応した幕府による北方の調査や打払令などを取り扱う。欧米諸国の接近の事情については，内容の「(5) 近代の日本と世界」のアで扱う。

「幕府の政治改革」については、「百姓一揆などに結び付く農村の変化や商業の発達などへの対応という観点から、代表的な事例を取り上げる」（内容の取扱い）ようにする。その際、財政の悪化などの背景や、改革の結果に着目させる。

「新しい学問・思想の動き」については、この時期におこってきた蘭学^{らんがく}や国学などの中に新しい時代を切り開く動きが見られたことに気付かせる。

(5) 近代の日本と世界

この大項目では、19世紀ごろから20世紀前半までの歴史を扱い、我が国の近代の特色を、世界の動きとの関連に着目して学習させる。

ここでは、従前の「(5) 近現代の日本と世界」の中項目アからカを、近現代の学習を一層重視し我が国の近代の特色をとらえさせる観点から独立させ、「(5) 近代の日本と世界」という大項目として構成した。

この時期の我が国は、欧米諸国のアジアへの進出など複雑な国際情勢の中で開国し、急速な近代化を進めて近代国家の仕組みを整え、その後常にアジア諸国や欧米諸国と密接なかかわりをもってきた。

ア 欧米諸国における市民革命や産業革命，アジア諸国の動きなどを通して，欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解させる。

(内容の取扱い)

ア アの「市民革命」については欧米諸国における近代社会の成立という観点から、「産業革命」については工業化による社会の変化という観点から、「アジア諸国の動き」については欧米諸国の進出に対するアジア諸国の対応と変容という観点から、それぞれ代表的な事例を取り上げるようにすること。

この中項目のねらいは、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

ここでは、従前の中項目(5)アの内容のうち欧米諸国における近代社会の成立とアジアへの進出を、我が国の歴史の背景にある世界の歴史の内容を充実させるという観点から、独立の中項目として構成した。

「市民革命」については、「欧米諸国における近代社会の成立という観点」(内容の取扱い)から、フランス革命などを取り上げ、近代民主政治への動きが生まれたことに気付かせる。

「産業革命」については、「工業化による社会の変化という観点」(内容の取扱い)から、イギリスなどを取り上げ、これを通して資本主義社会が成立したことや労働問題・社会問題が発生したことに気付かせる。さらに、産業革命の進展に伴って、欧米諸国が新たな工業製品の市場や工業原料の供給地を求めてアジアへの進出を強めたことに着目させる。

「アジア諸国の動き」については、「欧米諸国の進出に対するアジア諸国の対応と変容という観点」(内容の取扱い)から、中国の動きなどを取り上げる。

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

(内容の取扱い)

イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。「新政府による改革の特色」については、欧米諸国とのかかわりや社会の近代化など、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。「明治維新」については、複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や人々の努力に気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

ここでは、従前中項目(5)のア、イ、エに分けて構成していた内容を、近代国家の基礎が整えられていった過程と人々の生活の変化を理解させる観点から、一つの中項目として構成した。

「開国とその影響」については、中項目「アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱う」（内容の取扱い）ようにし、幕府が対外政策を転換して開国したことと、その政治的及び社会的な影響を理解させ、それが明治維新の動きを生み出したことに気付かせる。

「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」（内容の取扱い）などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付かせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、中国や朝鮮との外交も扱う。

「文明開化」については、欧米諸国から取り入れた制度や文化の影響で、社会の様子や人々の生活が大きく変化したことに気付かせる。

「新政府による改革の特色」については、「欧米諸国とのかかわりや社会の近代化など」（内容の取扱い）、近世から近代への転換の様子を、近世の政治や社会との違いに着目して考察し、自分の言葉で表現できるようにさせる。

「明治維新」については、「複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や人々の努力」（内容の取扱い）に気付かせる。

ウ 自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを通して、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。

(内容の取扱い)

ウ ウの「日清・日露戦争」については、このころの大陸との関係に着目させること。「条約改正」については、欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力に気付かせるようにすること。「立憲制の国家が成立して議会政治が始まる」については、その歴史上の意義や現代の政治とのつながりに気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「自由民権運動」「大日本帝国憲法の制定」については、自由民権運動の全国的な広まり、政党の結成、憲法の制定過程とその内容の特色を扱うようにする。その際、大日本帝国憲法の制定によって当時アジアで唯一の立憲制の国家が成立したことに着目させ、立憲制の国家が成立して議会政治が始まったことの「歴史上の意義や現代の政治とのつながり」(内容の取扱い)に気付かせる。

「日清・日露戦争」については、「このころの大陸との関係に着目させ」(内容の取扱い)で、戦争に至るまでの我が国の動き、戦争のあらましと国内外の反応、韓国の植民地化などを扱う。

「条約改正」については、長年にわたる外交上の課題として取り組まれたことと、「欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力」(内容の取扱い)に気付かせる。

エ 我が国の産業革命、この時期の国民生活の変化、学問・教育・科学・芸術の発展などを通して、我が国で近代産業が発展し、近代文化が形成されたことを理解させる。

(内容の取扱い)

エ エの「我が国の産業革命」については、イの「富国強兵・殖産興業政策」の下で近代産業が進展したことと関連させて取り扱い、都市や農山漁村の生活に大きな変化が生じたことに気付かせるようにすること。「近代文化」については、伝統的な文化の上に欧米文化を受容して形成されたものであることに気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは、我が国で近代産業が発展し、近代文化が形成されたことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「我が国の産業革命」については、中項目イの「富国強兵・殖産興業政策」の下で「近代産業が進展したことと関連させて」（内容の取扱い）取り扱うようにする。例えば、製糸業、紡績業や鉄鋼業の発展などの例を取り上げ、我が国の近代産業は日清戦争前後から飛躍的に発展して資本主義経済の基礎が固まったことに気付かせる。また、「都市や農山漁村の生活に大きな変化が生じたこと」（内容の取扱い）に気付かせる。

「この時期の国民生活の変化」については、鉄道網の広がりや工業の発達などによって人々の生活の変化がみられたこと、その一方で労働問題や社会問題が発生したことに気付かせる。その際、近代化遺産を取り上げるなど、身近な地域を例として変化の様子を具体的にとらえさせるような工夫が望まれる。

「学問・教育・科学・芸術の発展」については、学問や科学の分野に国際的な業績が生まれるなど、その進歩が著しかったことに気付かせる。

近代の文化の学習に際しては、「伝統的な文化の上に欧米文化を受容して形成されたものであること」（内容の取扱い）に気付かせる。その際、「代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせる」（内容の取扱い(1)ウ）ようにする。

オ 第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを通して、第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。

(内容の取扱い)

オ オの「第一次世界大戦」については、日本の参戦，ロシア革命なども取り上げて，世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱うようにすること。
「我が国の国民の政治的自覚の高まり」については，大正デモクラシーの時期の政党政治の発達，民主主義思想の普及，社会運動の展開を取り扱うようにすること。

この中項目のねらいは，第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと，大戦後に国際平和への努力がなされたことを，次の各事項の学習を通して理解させることである。

「第一次世界大戦の背景とその影響」については，ヨーロッパ諸国間の対立や民族問題を背景として第一次世界大戦が起こったことに気付かせるとともに，「日本の参戦，ロシア革命なども取り上げて，世界の動きと我が国との関連に着目し」（内容の取扱い），大戦がその後の国際情勢及び我が国に大きな影響を及ぼしたことに気付かせる。

「民族運動の高まりと国際協調の動き」については，中国や朝鮮における民族運動の高まり，国際連盟の設立や軍縮条約の締結などを取り扱うようにする。

「我が国の国民の政治的自覚の高まり」については，「大正デモクラシーの時期の政党政治の発達，民主主義思想の普及，社会運動の展開を取り扱う」（内容の取扱い）ようにし，本格的な政党内閣による政党政治が展開したこと，普通選挙制が実現したこと，米騒動をはじめ，労働運動，農民運動，社会主義運動などの社会運動が幅広く行われるようになったこと，女性の社会的進出が進んだことに気付かせる。

「文化の大衆化」については，大都市の発達や都市に住む人々の生活様式や意識の変化，新聞・雑誌などの普及やラジオ放送の開始などを扱うようにする。

カ 経済の世界的な混乱と社会問題の発生，昭和初期から第二次世界大戦の終

結までの我が国の政治・外交の動き，中国などアジア諸国との関係，欧米諸国の動き，戦時下の国民の生活などを通して，軍部の台頭から戦争までの経過と，大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。

(内容の取扱い)

カ カについては，世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱うとともに，国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにすること。

この中項目のねらいは，軍部の台頭から戦争までの経過と，大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを，次の各事項の学習を通して理解させることである。

「経済の世界的な混乱と社会問題の発生」については，世界恐慌に対する各国の対策と対立の深刻化，我が国における経済の混乱と社会不安の広がりを取り扱うようにする。

「昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き」「中国などアジア諸国との関係」「欧米諸国の動き」については，我が国の政党政治が行き詰まりをみせ，軍部が台頭して大陸での勢力を拡張したこと，中国との戦争が長期化したこと，国際連盟を脱退した日本がやがてドイツ，イタリアと三国同盟を結び，アメリカ合衆国，イギリス，そして終戦直前に参戦したソビエト連邦などとの大戦になったことを取り扱う。

「戦時下の国民の生活」については，身近な地域の事例を取り上げるなどして，戦時体制下で国民の生活がどう変わったかに着目させるとともに，平和な生活を築くことの大切さに気付かせる。

この中項目の学習に際しては，「世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱う」(内容の取扱い)ようにする。また，我が国が多く国々，とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと，各地への空襲，沖縄戦，広島・長崎への原子爆弾の投下など，我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから，大戦が人類全体に

惨禍を及ぼしたことを理解させ、「国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること」（内容の取扱い）に気付かせる。

（6）現代の日本と世界

この大項目では、第二次世界大戦後から冷戦の終結ごろまでの歴史を扱い、我が国の現代の特色を、世界の動きとの関連に着目して学習させる。

ここでは、従前の「（5）近現代の日本と世界」の中項目キとクを、近現代の学習を一層重視し我が国の現代の特色をとらえさせる観点から独立させ、「（6）現代の日本と世界」という大項目として構成した。

この時期の我が国は、第二次世界大戦後の混乱の中から民主的な文化国家を目指して再建と独立の道を歩み、冷戦など世界の動きとのかかわりの中で、経済や科学技術の急速な発展を成し遂げた。

ア 冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。

（内容の取扱い）

ア アについては、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるようにすること。「第二次世界大戦後の諸改革の特色」については、新たな制度が生まれたことなどに着目して考えさせるようにすること。

この中項目のねらいは、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「冷戦」については、国際連合の発足、米ソ両陣営の対立、アジア諸国の独立、朝鮮戦争、その後の平和共存の動きなどを、我が国の動きと関連させながら取り扱う。

「我が国の民主化と再建の過程」については、戦後の混乱の中で、国民の貧しさからの解放の願いや平和と民主主義への期待などを背景に、日本国憲法の制定をはじめとして大きな改革が次々に進められ、現代の日本の骨組みが形成されたことに気付かせる。その際、戦後の混乱や生活の様子、国民の努力などについて、身近な地域などの具体的な事例を基にとらえさせるようにし、「国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したこと」（内容の取扱い）に気付かせる。

「国際社会への復帰」については、我が国が独立を回復して国際連合に加盟し、国際社会に復帰したことを取り扱う。

「第二次世界大戦後の諸改革の特色」については、政治・経済面などの諸改革の特色を、「新たな制度が生まれたこと」（内容の取扱い）などに着目して考察し、自分の言葉で表現できるようにさせる。

イ 高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。

(内容の取扱い)

イ イについては、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようにすること。

この中項目のねらいは、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを、次の各事項の学習を通して理解させることである。

「高度経済成長」については、我が国における産業・経済や科学技術の著しい発展とそれに伴う生活の向上や、それらを背景とする世界有数の経済大国への急速な成長、及び「石油危機」（内容の取扱い）が経済に及ぼした影響などに気付かせる。

「国際社会とのかかわり」については、「沖縄返還、日中国交正常化」（内容の取

扱い) などを取り扱う。

「冷戦の終結」については，世界規模での米ソ両陣営の対立が終わったことに気付かせる。

この中項目の学習に際しては，その内容と現在の自分たちの生活との深いつながりや，現代の日本と世界の動きに関心をもたせるよう工夫し，国際協調の平和外交の推進，開発途上国への援助などに着目させて「国際社会において我が国の役割が大きくなってきたこと」を理解させ，公民的分野の学習に向けた課題意識をもたせることが大切である。

なお，歴史的分野の学習を終えるに当たって，我が国の歴史の大きな流れを振り返り，広い視野に立って我が国の伝統と文化の特色を考えさせ，社会の一員としての自覚に立って明るい未来の創造に意欲を高めさせるよう指導に配慮する。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の発達段階を考慮して、各時代の特色や時代の転換にかかわる基礎的・基本的な歴史的事象を重点的に選んで指導内容を構成すること。

ここでは、指導内容を構成するに当たって、生徒の発達段階に対する十分な配慮のもとに、各時代の歴史的事象の中から、時代の特色や時代の転換にかかわる基礎的・基本的な内容を重点的に選択することの大切さを示している。

学習に当たっては、内容の(1)のウの各時代の特色をとらえる学習、内容の(3)から(6)の時代の転換の様子をとらえる学習などを含めた学習の焦点や、歴史的分野全体の学習のねらいに十分留意しながら、個別の歴史的事象を適切に選択する必要がある。

イ 歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること。

ここでは、説明、追究、意見交換などの学習を重視することで、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容のより確かな理解と定着を図ることの大切さを示している。社会科における今回改訂の柱の一つである「言語活動の充実」を踏まえて、新たに設けられたものである。

こうした趣旨は、歴史的分野の学習全体を通して留意されるものであるが、特に歴史的分野の導入として行う内容の(1)のアの時代の区分やその移り変わりに気付く学習や、内容の(1)のウの各時代の特色をとらえる学習、内容の(3)から(6)の時代の転換の様子をとらえる学習などにおいて、この趣旨を十分に踏まえて指導を行う必要がある。

学習に当たっては、歴史的事象の意味・意義や各時代の特色、事象間の関連などを説明すること、課題を設けて追究すること、調べたり考えたり意見交換したりして分かったことを自分の言葉で表現することなどが大切である。

ウ 各時代の文化については、代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせるようにすること。

ここでは、各時代の文化の学習において、代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせることの大切さを示している。歴史的分野の学習が重視する各時代の特色の理解を、文化の面について図ろうとするものである。

学習に当たっては、その時代の文化の特色を表す代表的な事例を選んで取り上げ、文化を担った人々や外国とのかかわりなどに着目し、各時代の文化の特色を考えてとらえさせることが大切である。

エ 歴史的事象の指導に当たっては、地理的分野との連携を踏まえ、地理的条件にも着目して取り扱うよう工夫するとともに、公民的分野との関連にも配慮すること。

ここでは、地理的分野と歴史的分野及び公民的分野の履修の形を踏まえた学習上の留意点を示している。

歴史的事象の指導に当たっては、地図の活用に十分留意して、歴史の舞台という視点から地理的な事柄とのかかわりに配慮したり、地理的条件に着目して取り扱ったりすることが大切である。このような地理的分野との連携を踏まえた工夫により、多面的・多角的に考察する能力を育てることが期待される。

また、第3学年において歴史的分野の学習の上に公民的分野を学習することからも、特に内容の(6)などにおいて、「公民的分野との関連にも配慮する」ことが大切である。

オ 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物に対する生徒の興味・関心を育てる指導に努めるとともに、それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて時代的背景と関連付けて考察させるようにすること。その際、身近な地域の歴史上の人物を取り上げることに留意すること。

ここでは、目標の(2)に関連して、歴史上の人物について学習する際の留意点を示している。

学習に当たっては、その人物の果たした歴史的、社会的な役割や生き方を生徒自らの生き方とかかわらせて、多面的・多角的に考察して具体的にとらえさせることが大切である。身近な地域の発展に寄与した人物を取り上げるに当たっては、小学校における地域や我が国の歴史に関する学習との関連にも留意しながら、内容の(1)のイの身近な地域の歴史を調べる活動において実施することも可能である。

カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。

ここでは、目標の(2)に関連して、日本人の生活や生活に根ざした文化の学習にかかわる留意点を示している。

学習に当たっては、各時代の政治、社会などの動向とどのように関連しているのかを明らかにしながら、日本人の生活や生活に根ざした文化について、内容の(1)のイの身近な地域の歴史を調べる活動などにおいてより具体的に学ばせることが大切である。その際、民俗学や考古学、文化人類学その他の学問や地域史の研究などの成果を生かし、博物館や郷土資料館などに収蔵されている文化財を見学・調査することなどを通して、衣食住、年中行事、労働、信仰などにかかわる学習を充実させることが望まれる。

内容の取扱い(1)のアからカを踏まえることで、我が国の歴史の大きな流れを理解し、伝統と文化の特色を考えるとという歴史的分野の学習のねらいがよりよく実現するとともに、国際社会の中の日本について考えることができるようになることを目指している。

〔公民的分野〕

1 目 標

公民的分野の目標は4項目から成り立っている。目標の(1)はこの分野固有のねらいと基本的性格を示したものである。目標の(2)及び(3)は、目標の(1)を達成するために、この分野の内容に即しながら、ねらいを具体化して示したものである。目標の(4)は、地理的分野及び歴史的分野の目標の(4)と同様に、この分野で育てようとする能力と態度について示している。

これら四つの目標は、相互に関連しながら全体としてのまとまりをもつように構成されていることに留意し、公民的分野の学習を通してこれらのねらいを一体的なものとして指導計画の作成や指導の過程に生かすことが大切である。

(1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。

この目標は、既に述べたように、公民的分野固有のねらいとともに、この分野の基本的性格を示したものである。

ここでは、「民主主義に関する理解を深める」ためには「個人の尊厳と人権の尊重の意義」についての認識が必要であることが述べられている。それは、民主国家の存在を基礎づける近代憲法の多くが、個人の尊厳に基づく人権尊重を基本原理として構成されているように、民主主義の本質がここにあるからである。そして、個人は他の個人と結び付いて社会集団を形成し社会生活を営むのであり、民主社会においては、互いに個人の尊厳と基本的人権を尊重することが社会生活の基本となっているからである。

さらに、このことの認識のためには、「自由・権利と責任・義務の関係を広い視野

から正しく認識」させることが必要であることを示している。すなわち、個人は常に他の個人とかかわりをもちながら社会生活を営んでおり、その限り、個人の自由・権利には、社会的な責任・義務が伴うのである。このように自由・権利と責任・義務の関係を取り上げ、それを通して個人の尊厳と人権の尊重の意義を認識させ、民主主義に対する理解を深めさせることが必要である。

したがって、目標の(1)で述べられている民主主義に関する基本的な考え方は、この分野の学習全体を貫くものであることに留意し、指導計画を作成することが大切である。

また、この目標の後段で「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」とまとめているのは、「国民主権を担う公民」を育てるためには、断片的な知識を詰め込むことに陥らないようにし、知識・能力・態度を一体的なものとして身に付けさせる必要があるからである。そのため、身に付いた知識・能力・態度を意味する「教養」という語を用いているのである。そして、中学校段階では生徒の発達の段階を考慮しつつ、その基礎を養うという意味で「基礎的教養を培う」とまとめているのである。

(2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。

この目標は、公民的分野の具体的な学習が、「民主政治の意義」「国民の生活の向上と経済活動とのかかわり」「現代の社会生活」など、政治に関する学習、経済に関する学習、社会生活に関する学習であることを示している。そして、これらの学習が「個人と社会とのかかわり」を中心に理解を深めさせることを示したものである。

「個人と社会とのかかわり」については、社会生活を営む上での基本的な問題として、常にあらゆる場で直面せざるを得ないものであり、個人と社会との関係について考えることは豊かで民主的な国家・社会の主体的な形成者にとって必要なことである。したがって、内容全体にかかわる学習の基本的な観点として、目標に明確に位置

付けている。

「現代社会についての見方や考え方の基礎」については、現代の民主政治や国民の生活の向上と経済活動、社会生活などをより一層理解できるようにすることをねらいとして新たに設けたところである。ここでいう「見方や考え方」とは、現代の社会的事象を読み解くときの概念的枠組みと考えることができる。人は一般にある情報を手にしたとき、何らかの枠組みに即しながら考察し、その情報をもつ意味や価値をとらえようとする。例えば、マス・メディアを通じて経済や政治などにかかわる情報を得ると、自分のもっている枠組みに即して解釈し、社会生活に与える影響及び意義を自ら見いだそうとする。こうした概念的枠組みを「見方や考え方」としているのである。このような考え方にに基づき、それぞれの学習のねらいを整理すると次のようになる。

- ① 政治に関する内容を学習する基本的なねらいは、民主政治の意義を国民主権という立場から国民生活と関連付けて具体的にとらえさせるとともに主権者として政治に参加する意義を自覚させることを通して、政治についての見方や考え方の基礎を養うことにある。
- ② 経済に関する内容を学習する基本的なねらいは、経済活動の意義が人間生活の維持・向上にあることを消費生活を中心に理解させるとともに、現実の生産や消費などの経済活動を取り上げて市場経済の基本的な考え方や職業の意義などを理解させること、また、国民生活と福祉の向上を図るために国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせることを通して、経済についての見方や考え方の基礎を養うことにある。
- ③ 現代の社会生活に関する内容を学習する基本的なねらいは、現代社会の特色について気付かせるとともに、身近な社会集団の形成や社会生活を円滑に営むための基本的な考え方についての学習を通して、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、現代の社会生活における文化の意義や影響などについて理解させることにある。

さらに、これらを踏まえた上で、公民的分野の最後に社会科のまとめとして課題を探究させる学習を行うことを求めていることが、今回の公民的分野の特徴である。

- ④ 新たに設けた課題を探究させる学習の基本的なねらいは、地理的分野、歴史的

分野，公民的分野の学習の成果を生かし，よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ，主体的に社会の形成に参画する態度の基礎を養うことにある。

以上の①から④を通して「社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育て」，公民として必要な基礎的教養を培うよう指導していく必要がある。

(3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で，世界平和の実現と人類の福祉の増大のために，各国が相互に主権を尊重し，各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに，自国を愛し，その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。

この目標は，前段では国際社会の変容とともに，「国際的な相互依存関係」がより一層深まってきた現状を踏まえ，これからのよりよい社会を築いていくために解決すべき課題として「世界平和の実現と人類の福祉の増大」を掲げている。そして，このようないわば地球的課題について，その解決のためには「各国が相互に主権を尊重し，各国民が協力し合うこと」が重要であることを示している。また，「人類の福祉の増大」と表現しているように，これからの社会においては，人類の立場から，また，持続可能な社会の形成という観点から，諸課題について考えることが大切であることを示している。

続いて，後段では国際社会において自国を愛することの在り方について示している。家族，郷土，自国を愛するとともに，国際社会において大きな役割を担うようになった日本の在り方を考えさせること，また，国際社会の中で信頼と尊敬を得る日本人を育成していくことは，極めて大切なことである。その意味で，ここでは，グローバル化が一層進展する中で国民的自覚や自国を愛することを国際的な視野に立って深めていくことを示している。

(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め，様々な資料を適切に収集，選択して多面的・多角的に考察し，事実を正確にとらえ，公正に判断するとともに

適切に表現する能力と態度を育てる。

この目標は、冒頭で述べたように公民的分野の学習を通して育成すべき能力と態度を示している。

「現代の社会的事象に対する関心を高め」については、現代の社会的事象に対する関心をもって課題を追究するとともに、このような学習を通してさらに社会的事象への関心を高めることが大切であることを示している。

「様々な資料を適切に収集、選択して」については、情報化が進展する中で社会的事象について考察するとき求められる能力、すなわち、関連のある資料を様々な情報手段を効果的に活用して収集し、かつ考察に必要な情報を合理的な基準で選択し分析する能力を意味している。現代では、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、大量の情報を手に入れることが可能となっており、必要な情報とそうでない情報を選別する合理的な基準を見いだす能力を学習の中で養う工夫が重要である。

「多面的・多角的に考察し」については、公民的分野の学習対象である現代の社会的事象が多様な側面をもつとともに、それぞれが様々な条件や要因によって成り立ち、さらに事象相互が関連し合っ絶えず変化していることから、「多面的」に考察することを求めている。そして、このような社会的事象をとらえるに当たっては、多様な角度やいろいろな立場に立って考えることが必要となることから「多角的」としている。

そして、「事実を正確にとらえ、公正に判断する」とは、社会的事象について判断するときには、収集された資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実をとらえ、いろいろな立場に立った様々な考え方があることを理解し、その上で判断することを意味しており、結論に至る手続きの公正さを求めてこのような表現としている。

また、目標の最後の「適切に表現する能力」は、今回の改訂でも言語活動の充実と関連して重視されているところである。

公民的分野の学習において育成しようとする表現力とは、学習の結果を効果的に発表したり文章にまとめたりする力だけを意味しているのではない。ここでいう表現力

とは、例えば、学習の過程で考えたことや活動したことについて表現することも含んでいるのである。すなわち、どのような資料を収集し、その中から何を基準として資料を選択し、それをを用いてどのようなことを考え、どのような根拠で結論を導き出したのかを、具体的、論理的に説明させるなどして、第三者に学習で得た結論とその結論を導き出した過程をより分かりやすく効果的に示す力を意味しているのである。

2 内 容

(1) 私たちと現代社会

この大項目は、現代社会の特色や、現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎について、具体的な社会生活と関連付けるなどして理解させ、以後の政治や経済、国際社会の学習の導入とすることを主なねらいとしている。

このねらいに基づいて設けられた二つの中項目は、次のような観点から内容が構成されている。

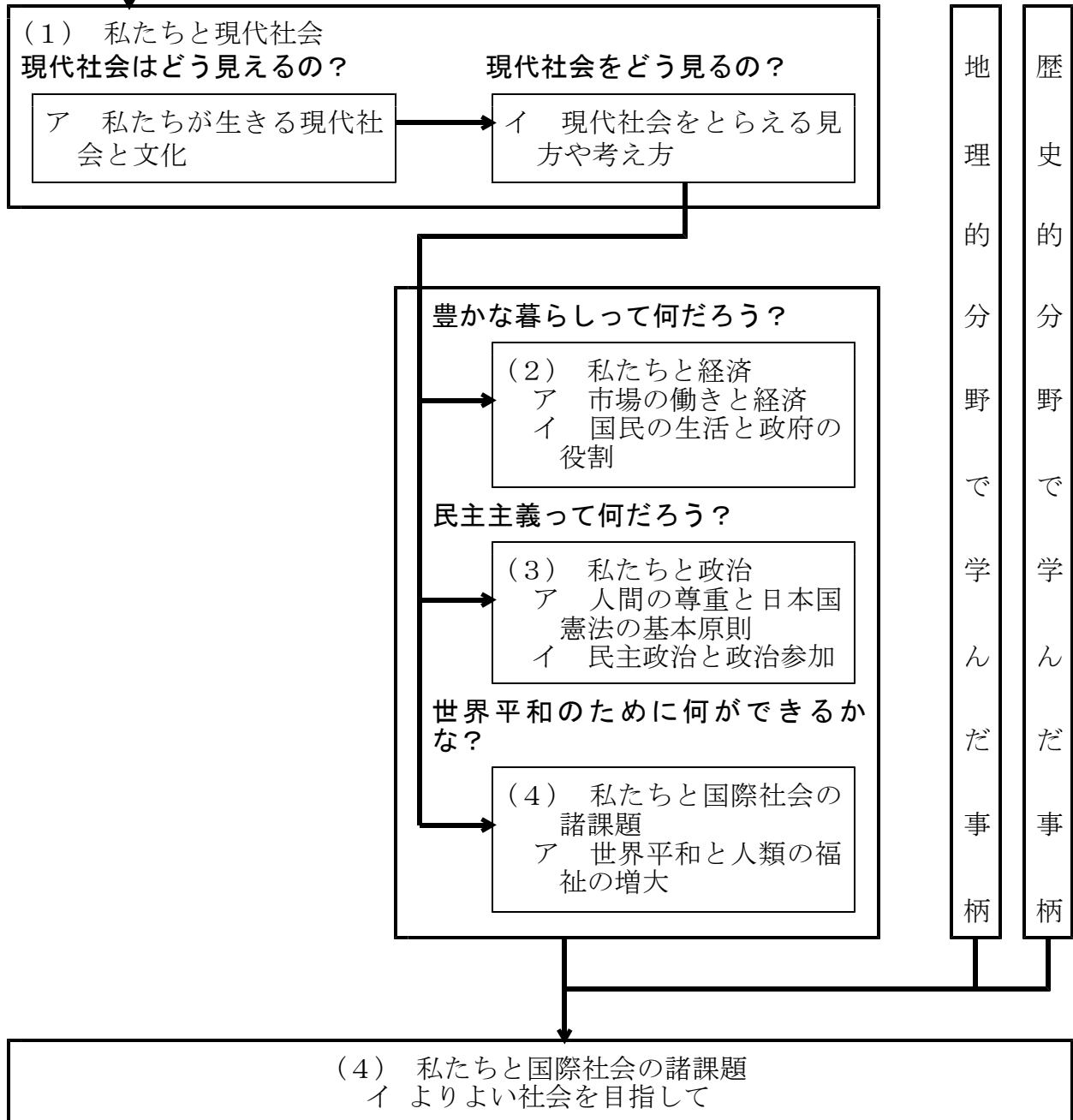
「ア 私たちが生きる現代社会と文化」では、現代日本の社会は少子高齢化、情報化、グローバル化という特色がみられること、いろいろな場面において伝統や文化の影響を受けていることを理解させ、我が国の伝統と文化に関心をもたせるとともに、文化を受け継ぎ、^つ創り出していくことの意義について気付かせることをねらいとしている。

「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」では、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義を考えさせることを通して、現代社会をとらえるための概念的枠組みの基礎として、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方があることを理解させることをねらいとしている。

なお、この大項目を構成する二つの中項目については、現代社会を概観することで現代社会の特色を学ぶ「ア 私たちが生きる現代社会と文化」が、それまで学んだ地理的分野、歴史的分野との関連が深く、また、現代社会をとらえる見方や考え方を学ぶ「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」が、これ以降の学習の基礎となる内容を含むなどの特色がある。そこで、地理的分野、歴史的分野の円滑な接続を図るとともに、この大項目以降に学ぶ内容の基礎を身に付けることができるよう、中項目ア、イはこの順で扱う必要がある。また、「内容の取扱い」に示されているように適切かつ十分な授業時数を配当することが必要である。

中学校社会科公民的分野の学習の流れ

現代社会を見てみよう！



ア 私たちが生きる現代社会と文化

現代日本の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などがみられることを理解させるとともに，それらが政治，経済，国際関係に影響を与えていることに気付かせる。また，現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに，我が国の伝統と文化に関心をもたせ，文化の継承と創造の意義に気付かせる。

(内容の取扱い)

ア アについては，次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地理的分野，歴史的分野との関連を図り，現代社会の特色をとらえさせるようにすること。

(イ) 「現代社会における文化の意義や影響」については，科学，芸術，宗教などを取り上げ，社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫すること。「我が国の伝統と文化」については，歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと。

イ (1)については公民的分野の導入部として位置付け，ア，イの順で行うものとし，適切かつ十分な授業時数を配当すること。

この中項目は，現代日本の社会にはどのような特色が見られるか，どのような伝統や文化の影響を受けているのかを理解させ，これから始める公民的分野の学習に対して生徒の関心を高めることを主なねらいとしている。

また，この中項目は次の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」とともに，「公民的分野の導入部」(内容の取扱い)として位置付けられており，指導に当たっては，「適切かつ十分な授業時数を配当すること」(内容の取扱い)が求められている。

「現代日本の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などがみられることを理解させる」については，例えば，「少子高齢化」については，近年の少子化の進

行と平均寿命の伸長によって、日本の人口構造が変化してきていることを、「情報化」については、高度情報通信ネットワーク社会の到来により、世界中の人々と瞬時にコミュニケーションをとることが可能になったことや、様々な情報が公開、発信、伝達されている状況であることを、「グローバル化」については、大量の資本や人、商品などが国境を越えて容易に移動することができるようになってきていることを理解させることを意味している。

「それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていることに気付かせる」については、例えば、「少子高齢化」では、将来、労働力人口が減少することが予測されることや、家族・地域社会が変容し、介護などの福祉の充実などが必要となってきたこと、「情報化」では、大量の情報の活用によって経済などの仕組みや社会生活が変化してきていることや、その中で個人が主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力や情報モラルを身に付けていくことなどが大切となってきたこと、「グローバル化」では、貿易などで国際競争と国際分業が加速しつつあることや、異なる文化との共存や国際協力の必要性が増大してきていることなどに気付かせることが考えられる。

なお、これらの現代社会の特色をとらえさせたり、それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていることに気付かせる際には、地理的分野、歴史的な分野などとの関連を図ったり、写真や統計資料を用いるなど工夫が求められる。例えば、高度経済成長のころと現在の情報通信機器の写真とを比較したり、聞き取り調査をして社会生活がどのように変化したかをまとめたりするなどして、現代日本の特色が理解できるよう配慮することが求められる。

「現代社会における文化の意義や影響について理解させ」については、私たちは文化によって初めて豊かな生活を享受できることや、私たちのものの見方や考え方、判断、価値観などが文化によって影響を受けていることなど、社会生活の様々な場面において文化の影響がみられることを理解させ、文化が現代社会を規定する大きな要因の一つであることについて理解させることを意味している。

また、個々の文化には人類共通の普遍性とそれぞれの文化特有の特殊性があり、文化が異なれば行動様式や生活習慣も異なることに着目させながら、異なる文化を互い

に尊重する態度が大切であることを理解させる。

その際、「科学，芸術，宗教などを取り上げ，社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫する」（内容の取扱い）こととしている。これについては，例えば，科学では，技術革新によって豊かな生活が享受できるようになってきたことなど，芸術では，感性豊かな人間性をはぐくみ文化的な生活を生み出す役割を担っていることなど，宗教では，その考え方が人々の生活に影響を与えていることなどについて理解させることが考えられる。

「我が国の伝統と文化に関心をもたせ」については，私たちの生活の中には我が国の伝統的な考え方や信仰，習慣などの影響がみられることに触れながら，わが国の伝統と文化に関心をもたせることを意味している。指導に当たっては，我が国の生活文化などを取り上げて，我が国の伝統と文化が自然や社会とのかかわりの中でどのように受け継がれてきたのかを考えさせたり，日本人の心情やものの考え方の特色に気付かせたりするなどして，私たちの行為や生活がこれらの影響を受けていることを理解させることが考えられる。その際，「歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと」（内容の取扱い）が求められており，地域や学校の特色，生徒の実態に応じて指導をすることが大切である。

「文化の継承と創造の意義に気付かせる」については，より豊かな生活を実現していくためには新しい文化の創造に努める必要があること，文化の創造には伝統の継承が含まれており，そのことによって初めて普遍的で個性豊かな文化が育ち得ること，自国の伝統と文化を大切にすることは，他国の伝統と文化を認め，尊重することにつながることなどに気付かせることを意味している。

イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ，社会生活における物事の決定の仕方，きまりの意義について考えさせ，現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させる。その際，個人の尊厳と両性の本質的平等，契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

この中項目は、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養うことをねらいとしている。すなわち、社会的存在である人間が行う行動、例えば、政治的な活動や経済的な活動などをとらえ説明するための概念的な枠組みである見方や考え方の基礎を養うことをねらいとしているのである。なお、この見方や考え方の基礎を構成する諸概念は抽象的であるため、生徒が身に付けるに当たっては、社会生活に見られる具体的な事例を取り上げて考えさせていくなどの工夫が必要となる。そこで、ここでは「物事の決定の仕方」や「きまり」などの社会生活に見られる事例を示し、その意義などを考えさせることを通して見方や考え方の基礎を身に付けさせることを求めているのである。その意味では、「よりよい決定の仕方とはどのようなものか」「なぜきまりが作られるのか」「私たちにとってきまりとは何だろうか」などといった問いを追究し考察して見方や考え方の基礎を身に付ける中項目であるといえる。

以上のように、社会をよりよくとらえ説明する学習活動を効果的に行うために、今回新たに設けられた趣旨を十分に理解し、様々な学習活動の工夫を行うことが大切である。

「人間は本来社会的存在であることに着目させ」については、人間は一人で生きているのではなく、様々な社会集団を形成し、その一員として生活していることに着目させることを意味している。例えば、人は、家族、学校、地域の自治会、職場など様々な集団を形成してそこに所属しており、協力してよりよい生活を営む努力をしていることに着目させるのである。その際、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に気付かせるとしているのは、それぞれの集団内では、一人一人が平等な人間として尊重されなければならない、それを基盤に社会生活が営まれていることを意味している。

「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる」については、人間は社会集団を形成し、その一員として所属する集団や所属員にかかわる問題(トラブル)の解決について、どのような決定の仕方が望ましいのか、決定したことを、「きまり」として守ることにどのような意味があるのかを考えさせることを意図している。例えば、学校や地域の自治会において何か問題(トラブル)が

生じ、その解決のために何をすべきかを決定する際、全員が参加して話し合っ
たり、多数決で決めたり、あるいは代表者が集まって決めたりすることなどが考
えられる。

また、日常生活の中で、ある物とある物を交換する場合、どのように取り決
めを行えばよいかを考えさせることもある。例えば、仲間同士で何かを交換する
ときなど、どちらかが不利益になることなく互いに満足を得ることができるよ
うな取り決めが行われることについて考えさせることを意図している。

その上で、「きまり」や「取り決め」は、それを守ることによって、だれの何
を保障するのかを考えさせることが必要である。その際、「契約の重要性やそ
れを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」としているのは、社
会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて
「契約」という概念でとらえ直し、それを守ることによってそれぞれの権利
や利益が保障されること、また、互いが納得して受け入れられたものである
限りその結果について責任が伴うことに気付かせることを意味している。

以上のような「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義につい
て考えさせる」ことを通して、「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎とし
て、対立と合意、効率と公正などについて理解させる」ことが必要である。
なお、「見方や考え方」については、従前より「諸事象をとらえる概念的な
枠組み」とされ、「個人の尊厳」「国民主権」などの概念で構成されていると
考えられていた。この考え方は変わらないが、今回はさらに現代社会をと
らえる概念的な枠組みの基礎となるものとして、「対立」「合意」「効率」「
公正」などを挙げているのである。

まず「対立」と「合意」については、以下のようにとらえることができる。
すなわち先にも述べたように、多くの人々は家族、学校、地域の自治会、職
場などの様々な集団を形成し、そこに所属して生活している。そして、集
団に所属する人は、一人一人個性があり多様な考え方や価値観、また利害
の違いもある。当然、問題(トラブル)や紛争が生じる場合もある。また、
売買の交渉などにおいて、売り手と買い手が異なる金額や条件を提示して
まとまらない場合もある。ここではそれらを「対立」としてとらえている
のである。このような「対立」が生じた場合、多様な考え方を持つ人が

社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、「合意」に至る努力がなされていることについて理解させることを意図している。

さらに、合意の妥当性について判断しなければならなくなる。その際「効率」や「公正」などの考え方が代表的な判断の基準となる。

まず「効率」については、社会全体で「無駄を省く」という考え方である。すなわち、「合意」された内容は無駄を省く最善のものになっているかを検討することを意味しているのである。一方、「公正」については「みんなが参加して決めているか、だれか参加できていない人はいないか」というような手続きの公正さや「不当に不利益を被っている人をなくす」「みんなが同じになるようにする」といった機会の公正さや結果の公正さなど、「公正」には様々な意味合いがあることを理解させた上で、「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討することを意味している。

例えば、生徒会で規則を作ったり予算を決めたりする(配分する)場合、最初はいろいろな案があって対立していたとしても、そのままでは何もできないから、議論などを通して、最終的にはお互いが納得して合意できる内容に至る。その際、無駄がないようにしているか、全員が参加して決めているか、特定の集団(部活動や委員会、クラスなど)に不利益にならないようにしているかなど、「対立」と「合意」、「効率」と「公正」という考え方に基づいて理解させるなど、具体的・体験的な事例を取り上げて指導することが求められる。

なお、ここで習得した「見方や考え方」は、これ以降の学習において活用するとともに、繰り返し吟味して、さらに広く深く成長させていくことが大切である。

(2) 私たちと経済

この大項目は、主として個人、企業及び国や地方公共団体の経済活動を扱い、消費生活を中心に経済活動の意義を理解させること、市場経済の基本的な考え方について理解させること、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させること、社会における企業の役割と責任について考えさせること、市場の働きにゆだねることが難しい

諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせること、財政の役割について考えさせることなどを主なねらいとしている。

特に、経済に関する内容の学習については、なぜそのような仕組みがあるのか、どのような役割を果たしているのかということを理解させたり、経済活動が我々の社会生活にあらゆる面で密接なかかわりをもっていることを踏まえたりしながら、今日の経済活動に関する諸課題について着目させ、自ら考えようとする態度を育てることが大切である。

また、「(1) 私たちと現代社会」の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」の学習の成果を生かして、経済に関する様々な事柄や課題について、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させたり、考えさせたり、判断させたりするようにする。さらに、理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を、まとめさせたり発表させたりするように指導することをねらいとしている。

以上のねらいに基づき、この大項目における二つの中項目は、次のような観点から内容が構成されている。

「ア 市場の働きと経済」では、経済活動の意義について消費生活を中心に理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。

「イ 国民の生活と政府の役割」では、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など国や地方公共団体に任せの方が効率的であったり公正であったりする問題や、市場の働きに任せたままでは解決が難しかったりする問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

以上のような大項目のねらいと内容構成の趣旨を踏まえ、現実の経済に対する関心を高め、身近で具体的な事例を取り上げて学習を展開し、経済的な事象をとらえる見方や考え方の基礎や経済に関する課題を解決しようとする態度を養っていくことが大切である。

ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の内容と関連付けて考えさせる。

(内容の取扱い)

ア アについては、身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決め方や資源の配分について理解させること。その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。

この中項目は、経済活動の意義について消費生活を中心に学ばせながら、なぜ市場経済という仕組みがあるのか、どのような機能があるのか、なぜ金融は必要なのか、どうしてそのような仕組みがあるのかということを理解させるとともに、企業にはどのような社会的役割と責任があるのかを考えさせることを主なねらいとしている。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について考えさせることとしている。

「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる」については、経済活動が、一般的に人々が求める財やサービスを生産し、これらを消費することで生活を成り立たせている人間の活動であり、経済活動の意義とは、人間の生活の維持・向上にあり、経済は生活のための手段にほかならないことを、生徒の身近な経済生活である消費を中心に理解させることを意味している。

「価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる」につい

では、「身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させる」（内容の取扱い）としている。

一般に、人間の欲求は多様で無限に近いものであるのに対し、財やサービスを生み出すための資源は有限であり、生み出される財やサービスもまた有限である。そこで、所得、時間、土地、情報などの限られた条件の下において、その価格を考慮しつつ選択を行うという経済活動がなされるのである。

したがってここでは、市場経済において個人や企業は価格を考慮しつつ、何をどれだけ生産・消費するか選択すること、また、価格には、何をどれだけ生産・消費するかにかかわって、人的・物質的資源を効率よく配分する働きがあることなど、市場経済の基本的な考え方を具体的な事例を取り上げて理解させることを意味している。

なお、市場経済においてこれらの選択を行うに当たっては、あるものをより多く生産・消費するときには、他のものを少なく生産・消費しなければならないことがあることに気付かせることが必要である。また、「その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせる」（内容の取扱い）については、財やサービスの取引は貨幣を通して行われていることに気付かせるだけでなく、近年ではICTの発達により様々な支払い方法が用いられるようになってきていることにも気付かせることも必要である。

「現代の生産…の仕組みや働きを理解させる」については、家計と企業との関連に着目しながら、人々が求める財やサービスを作り出す生産が、家計によって提供される労働やその他の資源を投入して企業を中心に行われていることについて理解させることを意味している。

「金融などの仕組みや働きを理解させる」については、家計の貯蓄などが企業の生産活動や人々の生活の資金などとして円滑に循環するために、金融機関が仲介する間接金融と、株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融を扱い、金融の仕組みや働きを理解させることを意味している。

「社会における企業の役割と責任について考えさせる」については、企業は市場において、公正な経済活動を行い、消費者、株主や従業員の利益を増進させる役割を担

っていること、さらに、生産活動以外に社会的に貢献していることについて考えさせることを意味している。その際、例えば、自分とかかわらせて考えさせ、考えたことを説明させる学習活動を取り入れる工夫なども必要である。

「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の内容と関連付けて考えさせる」については、職業の意義や雇用などについては、それが家計を維持・向上させるだけでなく、個人の個性を生かすとともに、個人と社会とを結び付け、社会的分業の一部を担うことによって社会に貢献し、社会生活を支えるという意義があることについて考えさせることを意味している。また、家計を維持・向上させる上で、雇用と労働条件の改善が重要であることについて気付かせ、産業構造の変化や就業形態の変化、内容の(1)のアの「現代日本の特色」についての学習などと関連付けながら考えさせることが大切である。その際、勤労が国民の権利であり義務であることや職業選択の自由が保障されていることと関連付けて考えさせるとともに、正しい勤労観や職業観の基礎を培うことが必要である。また、労働条件の維持・改善及び経済的地位の向上を図ることを主たる目的として労働者が自主的に組織する労働組合の意義や労働基準法が労働者が人たるに値する生活を営むための最低の基準を定め、労働者を保護しようとしていることと関連付けて考えさせることが必要である。

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

(内容の取扱い)

イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。

この中項目は、なぜすべての経済活動を市場の働きだけに任せておくことができないのか、国民の生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体はどのような役割を果たしているのかということを理解させるとともに、財政の役割や租税の意義などについて考えさせることを主なねらいとしている。

「社会資本の整備」については、社会資本が多くの経済活動を円滑に進めるために必要な基礎的施設として、間接的に経済の発展に役立つことについて理解させるとともに、我が国の社会資本の現状及び社会の変化を踏まえ、福祉の向上を図る上で生活に関連した社会資本の充実が必要であることに気付かせることを意味している。

「公害の防止など環境の保全」については、地理的分野及び歴史的分野の学習との関連を考慮しながら、個人の生活や産業の発展などに伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解させることを意味している。そして、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するという視点に立って、環境を保全し、積極的に人間環境の改善を図るようにすることの重要性について理解させること、さらに、これらの問題の解決を図るためには、環境保全対策が国や地方公共団体の重要な課題であり、これまで様々な取組がなされてきたこと、我々の生活の在り方を見直し個人や企業が責任ある行動をとるようにする必要があることに気付かせることを意味している。

「社会保障の充実」については、日本国憲法第25条の精神に基づく社会保障制度の基本的な内容を理解させ、その一層の充実を図っていく必要があることを理解させるとともに、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら、これからの福祉社会の目指すべき方向について考えさせることを意味している。

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」（内容の取扱い）こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進に

ついて、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

「国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる」については、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり、公正であったり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について具体的に考えさせることを意味している。

「財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる」については、財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ、財政が国民福祉の観点に立って行われるべきものであることを踏まえながら、財政支出に対する要望は広範多岐にわたり、そのための財源の確保が必要であるが、国や地方公共団体の財源は無限にあるわけではないことに気付かせ、これらの学習の上に立って、財源の配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせることを意味している。その際、アの「市場経済の基本的な考え方」で学習した「経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われる」という考え方を生かしながら扱うとともに、「少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせる」（内容の取扱い）ことが大切である。さらに、少子高齢社会における社会保障とその財源の確保の問題をどのように解決していったらよいか、税の負担者として自分の将来とかかわらせて考えさせるなどして、考えたことをまとめさせたり、説明させたりする活動を取り入れるなどの工夫も大切である。

「租税の意義と役割」については、統計資料などを有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴にも触れ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせることを意味している。また、「国民の納税

の義務」については、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者として租税の使いみちなどについて理解と関心を深めさせるなど納税者としての自覚を養うことが重要である。

(3) 私たちと政治

この大項目は、民主主義の基礎には個人の尊厳と人権の尊重という考え方があり、それが法によって保障されていること、また、自らが自らを治めるという民主政治の基本となる考え方は、現代の国家においては国民によって選出された代表者が治めるといって代表民主制の仕組みに反映されていること、国や地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに主権者としての政治参加の在り方について考えさせ、民主主義に関する理解を深めさせることを主なねらいとしている。

特に、法や政治に関する内容の学習においては、単に法が規定している内容や政治制度についての理解で終わることなく、なぜそのような規定があるのか、その規定を設けた基本的な考え方や意義を理解させたり、なぜ現在このような制度が設けられているのか、その制度を成り立たせている基本的な考え方や意義を理解させたりすることが大切である。

また、内容の「(1) 私たちと現代社会」の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」の学習の成果を生かし、政治に関する様々な事柄や課題について、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させたり、考えさせたり、判断させたりするようにする。さらに、理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を、まとめさせたり発表させたりするように指導することをねらいとしている。

以上のねらいに基づき、この大項目における二つの中項目は、次のような観点から内容が構成されている。

「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」では、民主的な見方や考え方の基礎が養えるように、人間の尊重についての考え方を、民主社会においてすべての人間に保障されるべき価値を内容としてもつ基本的人権を中心に深めさせる。また、各人の人権を守り社会生活を営む規範となることに法の意義があること、そして、そのような法に基づいて政治を行うことによって基本的人権を保障することを目指しているこ

とを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。その上で、日本国憲法の基本的原則を理解させる。

「イ 民主政治と政治参加」では、住民自治を基本とした地方自治の基本的な考え方を理解させるとともに、国会を中心とする我が国の政治の仕組みのあらましを理解させ議会制民主主義の意義について考えさせる。また、多数決の原理とその運用の在り方の理解を深めさせる。さらに、公正な裁判の保障について理解させる。

以上のような大項目のねらいと内容構成の趣旨を踏まえ、現実の政治に対する関心を高め、身近で具体的な事例を取り上げて学習を展開し、政治的な事象をとらえる見方や考え方の基礎を養うとともに、将来国政に参加する公民としての意欲と態度を育てるように配慮することが大切である。

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

(内容の取扱い)

ア アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。

この中項目は、人間の尊重とはどういうことか、それはどのような方法で実現できるのか、なぜ法に基づいて政治が行われることが大切なのか、などについて理解させるとともに、天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させることを主なね

らいとしている。

また、内容の全般にわたって、「日本国憲法の基本的な考え方を理解させる」（内容の取扱い）としており、この中項目では、日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要である。また、日本国憲法が、基本的人権の規定とそれを保障する政治機構を主な内容としていることなど、日本国憲法の構成を大きくとらえさせることが大切である。

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させる」については、民主主義は個人の尊厳を基礎とし、すべての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めさせることを意味している。その際、人間が生まれながらにもつ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせるとともに、それを保障している法の意義について理解させる。

「民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ」については、民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上を目指し、国民の意思のあらわれとして国民の代表によって構成されている議会によって制定されるものであり、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っていることを、理解させることが大切である。したがって、「法に基づく政治」が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させる。

「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる」については、日本国憲法が最高法規であることに着目させ、法の意義及び法に基づく政治の理解を踏まえ、日本国憲法に基づく政治によって、国民の自由と権利が守られ、民主的な政治が行われるということについて考えさせることを意味している。

「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め」については、まず、基本的人権の尊重が日本国憲法の基本的原則となっていることについて、二つの点から理解させることを意味している。

一つは、基本的人権の理念が、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、

過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであること、いま一つは、基本的人権の理念が、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容をもっているので社会生活を具体化する有効な指針となることである。すなわち、現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されているが、その際、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となると考えられるのである。

次に、国民主権については、国の政治を最終的に決定する権限が国民にあることを述べたものであり、代表民主制においては、その権力が国民の代表者によって行使されることを理解させることを意味している。

そして、平和主義については、日本国民は、第二次世界大戦その他過去の戦争に対する反省と第二次世界大戦の末期に受けた原爆の被害などのいたましい経験から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国の安全と生存を保持しようと思い、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したことについて理解させることを意味している。

「天皇の地位と天皇の国事に関する行為」については、国民主権と関連させながら、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であることと、内閣の助言と承認によって行われる天皇の国事行為の特色について理解させることを意味している。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国

民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

(内容の取扱い)

イ イについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 調査や見学などを通して具体的に理解させること。

(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。

この中項目は、自治とは何か、議会制民主主義を取り入れているのはなぜか(なぜ議会を通して政治を行うのか)、民主政治をよりよく運営していくためにはどのようなことが必要かについて理解させたり、主権者として政治に参加することの意義について考えさせたりすることなどを主なねらいとしている。

「地方自治の基本的な考え方について理解させる」については、住民自治を基本とする地方自治の考え方について理解させることを意味している。すなわち、地域社会における住民の福祉は住民の自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること、そして、このような住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治の仕組みや働きを貫いている基本的な考え方であることについて理解させることを意味している。

また、このことを理解させるために、身近な地方公共団体の政治について取り上げるとともに、住民の権利や義務に関連させて扱うことにより、地域社会への関心を高め、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てることが大切である。さらに、日本国憲法における地方自治の保障の重要性にも気付かせることも大切である。

「地方公共団体の政治の仕組みについて理解させる」については、地方公共団体の政治についても代表民主制の仕組みが取り入れられており、住民の代表として選出さ

れた執行機関の最高責任者である首長と、同じく住民の代表として選出された議員によって構成される議会の二つの機関の関係を中心に理解させることを意味している。

「国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせる」については、民主政治とそれを支える国民という観点から基本的事項について理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせることを意味している。

すなわち、国会については、主権者である国民の代表者によって構成される国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であることを理解させるとともに、内閣については、国会が国権の最高機関であることと関連させて、我が国が議院内閣制を採用していること、衆議院の総選挙が行われれば必ず内閣は総辞職し、民意を反映した新しい内閣ができる仕組みを取っていることについて理解させることを意味している。その際、近代国家の多くが権力分立制を取り入れていることや、それが、政治権力が特定の者に集中し、乱用されることを防止し、国民の自由や権利を守る上で大切なものであることを理解させることが大切である。

政党については、それが同じ政治上の主義・主張を有する者により組織され、政策を示し多くの人々の合意を得て政権を獲得しそれを実現しようとする団体であり、議会制民主主義の運営上欠くことのできないものであることについて理解させることを意味している。その際、現在の政党への関心を高めるように扱い、特定の政党の由来や綱領の細かい事柄に触れないようにすること、政党には様々な立場があり、それぞれ国民から支持されていることを理解させるなど適切な指導が必要である。

これらのことを踏まえ、このような国民の代表者によって構成される議会で国民の意思を決定する議会制民主主義が我が国の政治の原則となっていること、また国民の意思が国政の上に十分反映されてこそ、すべての国民が自由と豊かな生活を保障されるようになること、したがって、議会制民主主義を守り、発展させようとする努力が必要であることについて考えさせることが大切である。

「多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる」については、まず、多数決が民主的な議決方法として、国会における審議の際に国家の意思決定の方法として用いられているほか、国政をはじめとする多くの場において用いられることに着

目させて、その理由について十分に考えさせて理解させることを意味している。その際、内容の(1)のイの「社会生活における物事の決定の仕方」についての学習と関連させながら、多数決の原理が国民のための政治に結び付くには十分な説得と討論が前提とされること、そのためには言論の自由が保障されなければならないことについて、十分に理解させること、さらに、多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、多数決でも決めてはならないことがあることについても理解させることが大切である。

「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」については、法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させることを意味している。その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である。

また、「裁判員制度についても触れ」（内容の取扱い）ながら国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせることが大切である。

「民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」については、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成や国民の政治参加が必要となること、また、国民の意思が国政や地方の政治に十分反映させることが必要であり、国民一人一人が政治に対する関心を高め、主権者であるという自覚を深め、主体的に社会に参画することが大切であることについて考えさせることを意味している。例えば、世論を形成し、国民の意思を政治に反映させるに当たっては、選挙、住民運動、政党の役割やマス・コミュニケーションの働きが大きいこと、そして、言論、出版その他の表現の自由の保障や主権者としての良識ある主体的な判断力の育成が民主政治にとって大切であることを、国民の政治参加と関連付けて考えさせるなどの工夫が大切である。その際、内容の(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」で学習したことを踏まえて、考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせた

りするなどの工夫をすることが大切である。

「選挙の意義」については、それが、主権をもつ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせることを意味している。

その際、具体的な事例を取り上げて関心を高めさせるとともに、正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について十分に考えさせることが大切である。

これらの議会制民主主義に関する学習を通して、民主政治が権力分立により国民の自由や権利を守るとともに、国民の意思の反映を図る仕組みをもっていること、また、国民の積極的な政治参加により民主政治を推進することが大切であることを理解させ、人間を尊重し自由と権利を保障する民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養うことが大切である。

(4) 私たちと国際社会の諸課題

この大項目は、国際社会に対する理解を深めさせ、国際社会における我が国の役割について考えさせるとともに、人類の一員としてよりよい社会を築いていくために解決しなければならない様々な課題について探究させ、自分の考えをまとめさせることを主なねらいとしている。

その際、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるとともに、人類の福祉の増大を図り、現在及び将来の人類がよりよい社会を築いていくために解決すべき課題について考え続けていく態度を育てることが大切である。

特に、国際政治に関する内容の学習においては、単なる国際機構名などの知識の習得に終わることなく、なぜ現在このような国際機構が設立され活動しているのか、どのような目的をもって活動しているかなどを理解させることが大切である。

また、国際社会における我が国の役割を考えたり、課題を探究したりする際には内容の「(1) 私たちと現代社会」の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」の学習の成果を生かして、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させ

たり考えさせたり，判断させたりするようにする。さらに，理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を，まとめさせたり発表させたりするように指導することを主なねらいとしている。

以上のねらいに基づき，この大項目における二つの中項目は，次のような観点から内容が構成されている。

「ア 世界平和と人類の福祉の増大」では，国家間相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力，国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切であることを認識させ，国際社会における我が国の役割について考えさせることを主なねらいとしている。その際，世界平和の実現と人類の福祉の増大にかかわって，日本国憲法の平和主義と我が国の安全と防衛，核兵器などの脅威など世界平和にかかわる問題について考えさせるとともに，世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。

「イ よりよい社会を目指して」では，持続可能な社会を形成するという観点から課題を設定し，探究させ，自分の考えをまとめさせることを主なねらいとしている。

なお，この中項目は，社会科のまとめとして位置付けられているため，社会科の学習全体を通して習得した知識・技能を活用して，自分の意見をまとめさせることが大切である。また，その際，適切かつ十分な授業時数を配当することが必要である。

以上のような大項目のねらいと内容構成の趣旨を踏まえ，現実の国際社会に対する関心を高め，身近で具体的な事例を取り上げて学習を展開し，国際社会に関する事象をとらえる見方や考え方の基礎を養うとともに，将来人類の一員としてよりよい社会を築いていく意欲と態度を育てるように配慮することが大切である。

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ，国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際，日本国憲法の平和主義について理解を深め，我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに，核兵器などの脅威に着目させ，戦争を防止し，世界平和を確立するた

めの熱意と協力の態度を育てる。また、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる。

(内容の取扱い)

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地理的分野，歴史的分野との関連を図り，その学習の成果を生かす工夫を行うこと。

(イ) 「世界平和の実現」については，領土(領海，領空を含む)，国家主権，主権の相互尊重，国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。

(ウ) 「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で，国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ，それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

(エ) 国際社会における文化や宗教の多様性についても触れること。

この中項目は，世界平和と人類の福祉の増大のために，世界の国々ではどのような協力が行われているか，我が国はどのような協力を行っているかを理解させたり，どのようなことができるかなどについて考えさせたりすることを主なねらいとしている。

また，内容の全般にわたって，「地理的分野，歴史的分野との関連を図り，その学習の成果を生かす」(内容の取扱い)ことに留意するとともに，世界平和の実現にかかわって，日本国憲法の平和主義と我が国の安全と防衛，核兵器などの脅威など世界平和にかかわる問題について考えさせることが必要である。

「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については，国際政治は国際協調の観

点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土(領海, 領空を含む), 国家主権, 主権の相互尊重, 国際連合の働きなど基本的な事項」(内容の取扱い)を踏まえて理解させることとしている。すなわち, 固有の領土(領海, 領空を含む)をもち, 対外的に独立を守る権利(主権)をもつ国家は, 国際社会において, 原則的に平等の地位を与えられており, すべての国家の主権が相互に尊重されなければならないことを理解させること, そして, 国際的な相互依存関係の深まりの中において, 国際連合の総会, 安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら, 国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させ, 我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。

その際, 国家間の問題として, 領土(領海, 領空を含む)については我が国においても未解決の問題も残されており, 平和的な手段による解決に向けて努力していること, 国際社会において, 国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させる。

また, 地理的分野, 歴史的分野における学習の成果を踏まえ, 「国際社会における文化や宗教の多様性についても触れ」(内容の取扱い)ながら, 国家間の相互の協力や各国民の相互理解と協力が世界平和の実現と人類の福祉の増大にとって大切であることについて認識させることを意味している。

また, 「国家間の相互の主権の尊重と協力」に関連して, 国際理解と国際協力に対して積極的に取り組む意欲を高めるとともに, 小学校における学習の上に立って, 国旗及び国歌がそれぞれの国の象徴であること, 国旗及び国歌は国によって定められ方が様々であり我が国においては法律によって「日章旗」が国旗であり「君が代」が国歌であることが定められていること, 国家間において相互に主権を尊重し協力し合っていく上でそれらを相互に尊重することが大切であることを理解させる。また, 国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通じ, それらを相互に尊重することが国際的な儀礼として定着していることを理解させる。これらの指導を通じ, 我が国のみならず諸外国の国旗及び国歌を尊重する態度を育てるよう配慮する必要がある。

「国際社会における我が国の役割について考えさせる」については, グローバル化してきた国際社会における我が国の役割はどのようなものかを考えさせることを意味

している。

「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」については、まず内容の「(3) 私たちと政治」の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」における平和主義の原則についての学習との関連を図り、日本国民が、第二次世界大戦その他過去の戦争に対する反省と第二次世界大戦の末期に受けた原爆の被害などのいたましい経験から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国の安全と生存を保持しようと思い、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したこと、そして人類が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存することを心より願っていることについて理解を深めさせることを意味している。

その上で、各国が自国の防衛のために努力を払っていることに気付かせるとともに、歴史的分野における学習との関連を踏まえつつ、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割、日米安全保障条約などにも触れながら、平和主義を原則とする日本国憲法の下において、我が国の安全とアジアひいては世界の平和をいかにして実現すべきか、また、さらに我が国が行っている世界の平和と人類の福祉に貢献している様々な国際貢献について考えさせることを意味している。

「核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」については、核兵器をはじめとする様々な脅威の増大に着目させ、ひとたび戦争が起これば、それは人類を破滅させる危険があることや、文化や宗教、民族などの違い、経済格差などの様々な要因によって地域紛争などが多発していることを認識させ、日本国民は、憲法の平和主義に基づいて、戦争や地域紛争を防止し平和を確立するために率先して努めなければならない使命をもっていることについて、理解させることを意味している。以上のことを通して、戦争や地域紛争を防止し世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるように指導し、人間の生命の尊さ、平和の尊さを自覚させることが大切である。

「地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な

協力などが大切であることを理解させる」については、「地球環境」にかかわっては、内容の(2)のイの「公害の防止など環境の保全」の学習との関連を図りながら、環境汚染や自然破壊が、地域や国家の問題であるとともに、地球規模の問題となっていること、「資源・エネルギー」にかかわっては、資源・エネルギーが不足してきていること、一層の省資源、省エネルギー及びリサイクルなどの必要性が求められていること、新しい資源・エネルギーの開発やその利用が必要であること、「貧困」にかかわっては、先進国と発展途上国との経済的な格差ばかりではなく発展途上国間においても経済的な格差があることとともに、貧困の背景には発展途上国においては人口の急増があることなどに気付かせ、それらの課題を解決し、人類の福祉の増大を図るためには、例えば、政府開発援助(ODA)をはじめとする我が国の国際貢献を取り上げ、経済的、技術的な協力などが大切であることを具体的に理解させることを意味している。

イ よりよい社会を目指して

持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。

(内容の取扱い)

イ イについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目させ、世界的な視野と地域的な視点に立って探究させること。

(イ) イについては、社会科のまとめとして位置付け、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

社会科のまとめとして位置付けられたこの中項目は、私たちがよりよい社会を築いていくためにはどうしたらよいのかについて、持続可能な社会を形成するという観点から、課題を設けて探究し、自分の考えをまとめさせ、これから社会参画をしていく

ための手掛かりを得ることを主なねらいとしている。この観点が今回の改訂において盛り込まれたのは、国際連合の決議にも示されているように、社会の持続可能な発展のためには教育の果たす役割が重要であるからである。指導に当たっては、公民的分野で学習してきた成果の活用に加えて、「地理的分野，歴史的分野の学習の成果を活用するとともに，これらの分野で育成された能力や態度が，更に高まり発展するようにする」（内容の取扱い(1)ア）ことに留意することが必要である。探究する課題の設定にかかわっては、「身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目」（内容の取扱い）させるなどの工夫を行い，適切に設定させることが大切である。これらの点を踏まえた上で，課題を探究させ，その解決のための方法について，自分の考えをまとめさせることを求めているのである。したがって，今までに習得した知識や技能に基づいて学習が展開されるため，他の中項目とは異なり，具体的な内容は示していない。

「持続可能な社会を形成する」については，ここでは将来の世代のニーズを満たすようにしながら，現在の世代のニーズを満たすような社会の形成を意味している。その際，世代間の公平，地域間の公平，男女間の平等，社会的寛容，貧困削減，環境の保全と回復，天然資源の保全，公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となるものであり，環境の保全，経済の開発，社会の発展を調和の下に進めていくことが必要であることを理解させる。

なお，課題の探究については，一定の方法があるわけではないが，一般に，課題の設定，資料の収集と読取り，考察とまとめ，といった手順が考えられる。

その際，例えば，中間発表，ディベート，議論，プレゼンテーションなどをさせ，最終的にはレポートを提出させることが考えられる。また，科学的な探究の過程や思考の過程を論理的に表現することができるよう指導することも大切である。レポートの作成については，例えば，「探究のテーマ」，「テーマ設定の理由」，「探究の方法」，「探究の内容（調べて分かったこと）」，「探究のまとめ（気付いたこと・考えたこと）」，「参考資料」等の項目を設けて記述させるなどして，一つのまとまったものに仕上げ，生徒に成就感をもたせることが大切である。

また課題を探究させるに当たっては，対立と合意，効率と公正などの見方や考え方

から検討するようになることにも留意する必要がある。

さらに、「社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようにする」(内容の取扱い(1)ア)が必要である。そして、これらの学習を通じて、国や地方公共団体の取組、地球規模での努力や国際協力や国際協調などが大切であることを理解させ、自らの生活を見直すとともに、現在及び将来の人類がよりよい社会を築いていくために解決すべきこととして、これらの課題を考え続けていく態度を育てることが必要である。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された能力や態度が、更に高まり発展するようにすること。また、社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようにすること。

この項の前段は、公民的分野の指導に当たっては他の二分野の学習で養われた地理的な見方や考え方、歴史的な思考力及び学び方にかかわる技能を発展的に活用し、それらを一層高めるようにすることが公民的分野の目指す能力や態度の育成及び社会科の目標の達成にとって重要であることを従前と同じく述べたものである。

このことは、地理的分野と歴史的分野の学習の基礎の上に公民的分野の学習を展開するという教科の基本的な構造にもかかわっているので、学習指導上、基本的に配慮すべきものである。

とりわけ、今回の改訂においては、三分野の関連を図り社会科のまとめとして、内容の(4)の「イ よりよい社会を目指して」を新たに設けているので、その趣旨を十分理解して学習指導を展開することが必要である。

次に、後段の指摘であるが、これは社会的事象が相互に関連し合っているという特質を踏まえて、内容の大項目又は中項目の一部に偏重した学習を展開することのないようにし、内容のまとまりに留意して指導を行うよう注意を促したものである。

特に、分野全体の見通しをもったまとまりのある学習を展開するに当たっては、この分野を貫く基本目標である目標の(1)に十分留意することが必要である。すなわち、「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ」、「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」という

ことを基本的な視点にして、内容の(1)から(4)のそれぞれの指導内容と全体との有機的な関連を図る必要がある。

また、目標の(2)で「現代社会についての見方や考え方の基礎を養う」ことが新たに示されたことについても、指導計画の上で十分配慮する必要がある。すなわち、内容の「(1) 私たちと現代社会」は、生徒が生きている現代社会を概観し、その特色に気付くとともに、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養うことにより、政治や経済の諸問題を考えるための枠組みを身に付けさせることをねらいとして構成されている。そして、内容の「(2) 私たちと経済」、「(3) 私たちと政治」、「(4) 私たちと国際社会の諸課題」は、この「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」を踏まえて学習が行われるように構成されている。このような全体の構成の趣旨に十分留意して内容の(1)から(4)の関連を図る必要がある。

以上のことに留意し、それぞれの大項目の指導に当たっては、目標(1)のねらいとともに、目標の(2)に示された学習の観点と内容構成の趣旨を踏まえ、四つの大項目の内容相互の関連に十分留意した指導計画の作成を図ることが大切である。

イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること。その際、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせるようにすること。

今日、グローバル化、情報化の進展をはじめとして社会は大きく変化しており、今後、国民が生活上の様々な新しい問題に直面していくことが予想される中で、国民生活上の諸問題は、国民経済の動向や政治の運営の在り方に関連して生ずるものが多い。したがって、国民が変化する社会の中で様々な問題に主体的に対応していくためには、現代の政治や経済などについての見方や考え方の基礎をしっかりと養っておくことが一層必要となるのである。そのため、「具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること」に重点を置いた学習指導の展開が求められているのである。

ここでいう政治や経済についての見方や考え方とは、政治的、経済的な諸事象をとらえる概念的な枠組みと考えることができる。また、手にした情報を解釈するとき、この枠組みが、例えば「個人の尊厳」「人権の尊重」「自治の考え方」「国民主権」「市場経済の基本的な考え方」など社会的事象の関連や本質、意義をとらえ説明する政治や経済の基本的な考え方や概念によって形成されていれば、その解釈はよりの確なものとなり、社会的事象をよりよくとらえることが可能となる。

中学校の段階においては、このような政治や経済の基本的な考え方や概念を具体的な事例を通して学び、生徒が今までもっていた政治や経済についての見方や考え方の中に新たに組み入れることによって、自らの見方や考え方を成長させることが大切であり、さらに、生涯にわたる学習を通して成長させ続けようとする態度を育てることが大切である。

なお、内容の(1)から(4)には、政治や経済の基本的な考え方や概念が、中学生の段階で身に付けるべきものとして示されているので、前節までの解説を踏まえ、生徒が十分理解し納得して身に付けることができるよう指導内容の構成を工夫して指導することが大切である。

また従来から高度で抽象的な内容や細かな事柄が網羅的に扱われ、用語の解説や制度についての解説に陥りがちになっているという指摘があった。しかし大切なことは、なぜそのような制度や仕組みをつくったのか、なぜそのような仕組みがあるのかということであり、制度や仕組みそのものを詳細に説明して理解させることではない。例えば「金融」については、「なぜ金融機関はあるのか」「金融機関にはどのような役割があるのか」などについて扱い、網羅的、専門的な用語の説明に陥らないようにすることが大切である。

ウ 分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考えさせる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

今回の学習指導要領の改訂では、言語活動の充実、基礎的・基本的な知識、概念や技能の確実な習得とそれらを活用して課題を解決する「思考力・判断力・表現力等の育成」などが求められている。その際、言語活動を充実させることが特に必要となる。

言語活動は、コミュニケーションや感性・情緒の基盤であると同時に、論理や思考などの知的活動においても重要な役割を果たしている。また、基本的な概念などの理解や活用においても重要な役割を果たすものとなるのである。そこで指導に際しては、言語活動の充実に留意しつつ、指導計画にレポートの作成や議論などを位置付けることが求められる。

その際、例えば、レポートの作成において、視点を明確にして事象の差異点や共通点を報告すること、事象を概念や法則などを用いて解釈し説明すること、情報を分析して論述すること、議論などを通して互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させることなどを通して思考力・判断力・表現力等の育成を図ることなどの工夫が必要である。

特に「(4) 私たちと国際社会」の「イ よりよい社会を目指して」については、十分に時間を確保して指導をすることが大切である。また、自分とかわらせて考えさせ、考えたことを説明させる学習活動を取り入れるなどの工夫も必要である。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっての配慮事項は、次のとおりである。

(1) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。

ここで指摘されている配慮事項は、以下のようにまとめることができる。

① 小学校社会科の内容との関連を図る。

② 各分野相互の関連を図り、第1学年から第3学年までを見通した全体的な指導計画を作成し、全体として目標が達成できるようにする。

①については、小学校の第3学年及び第4学年は地域社会の学習、第5学年は我が国の国土と産業の学習、第6学年は我が国の歴史と政治、国際理解の学習を主題にして構成、展開している。

第3学年及び第4学年は、目標、内容が2学年まとめて示されており、地域社会の社会的現象について、自分たちが住んでいる地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会の一員としての自覚をもち、地域社会に対する誇りと愛情を育てる内容になっている。これらの学年では、特に中学校社会科の地理的分野の(2)の各項目、歴史的分野の(1)のイの項目と密接な関係がある。また、公民的分野でも身近な生活から具体例を取り上げて学習することを重視していることから、その基礎となるこれらの学年の学習に着目することが望まれる。

第5学年は、我が国の国土と産業にかかわって、我が国の国土と産業の様子や特色を総合的に理解できるようにするとともに、国土の環境保全や自然災害の防止の重要

性、我が国の産業の発展と社会の情報化の進展についての関心と国土に対する愛情を育てる内容になっている。これらの学習は、中学校社会科では、特に地理的分野、公民的分野の学習とのかかわりが深い。

第6学年は、我が国の歴史、政治及び国際理解の三つの項目から構成されており、我が国の歴史や政治の動き、我が国の関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割について理解できるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情や、平和を願う日本人として世界の人々と共に生きていこうとする自覚を育てる内容となっている。これらの学習は、それぞれ歴史的分野、公民的分野、地理的分野の学習とのかかわりが深い。

なお、小学校社会科では、以上のような内容を様々な学習方法を工夫して指導することに努めている。その結果、基礎的な知識や技能のみならず、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いている。したがって、単に学習内容だけでなく学習方法にも着目し、また、生徒の興味・関心や能力、態度にも配慮して、中学校社会科の各分野の学習が効果的に行われるようにしなければならない。

②については、地理的分野と歴史的分野を並行して学習させ、その基礎の上に公民的分野を学習させるというこの教科の基本的な構造を踏まえて、各分野の学習が調和のとれたものにするにより、教科の目標が達成できるようにしなければならない。特に、今回の改訂では、第3学年において歴史的分野と公民的分野の学習が設けられているが、このような考え方にに基づき、最初に歴史的分野の学習を行い、それが終了してから公民的分野の学習を行うこととなる。また、各分野はそれぞれの特質に応じて知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指している。そのため、学習活動として言語活動を取り入れ、その充実を図っている。それだけに、相互補完の関係を踏まえ、各分野の特質に応じた学習指導を展開するとともに、他分野の位置付けや役割に留意し、全体として調和がとれるようにする必要がある。各分野の有機的な関連を生かすところに社会科の意味があるのであって、社会科の基本的な性格をしっかりと認識することが大切である。

(2) 各分野の履修については、第1，第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野120単位時間，歴史的分野130単位時間，公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

ここで示されている配慮事項の前段において、「第1，第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年においては歴史的分野及び公民的分野を学習させること」とあるのは、「地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造」を踏まえてこの教科の履修について述べたものであり、第1学年と第2学年では地理的分野と歴史的分野を並行して学習させ、さらに第3学年では最初に歴史的分野について学習することとしている。したがって、地理的分野は第1，第2学年あわせて120単位時間履修させ、歴史的分野については第1，第2学年あわせて90単位時間，第3学年の最初に40単位時間履修させ、その上で公民的分野を100単位時間履修させることになる。

「これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること」と示したのは、第1学年，第2学年の社会科の授業時数は、それぞれ105単位時間であるが、これを地理的分野と歴史的分野に適切に配分するためには、従前同様に工夫が必要となるからである。

(3) 知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事項・事柄を厳選して指導内容を構成するものとし、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。また、生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして、適切な課題を設けて行う学習の充実を図るようにすること。

この配慮事項の前段は、社会科が長い間解決を迫られてきた課題であり、それへの具体的な対応を求めたもので、従前からの内容と同じことを述べている。今回の改訂に際しては、中央教育審議会の答申は、社会科について、基礎的・基本的な知識、概念が十分に身に付いていない状況を指摘し、その改善を要請している。このため、今回も各分野とも内容の厳選に努め、細かな事象を網羅的に羅列する学習にならないようにしている。したがって、指導内容の構成に当たっては、「2 内容」及び「3 内容の取扱い」の趣旨を理解し、各項目のねらいを十分把握するとともに、指導内容の厳選に努める必要がある。

「基本的な内容が確実に身に付くように指導する」とは、各項目において指導内容を検討するに当たって、例えば諸地域や各時代の細かな構成要素を網羅的に扱ったり、諸要素の成因を細かく追究したり、用語や概念を細かく列挙してその解説のみの指導に陥ったりするような扱いは避け、各項目のねらいや生徒の特性等に十分配慮して、基本的な事項・事柄を精選して扱う必要があるということを意味している。

この配慮事項の後段は、「適切な課題を設けて行う学習」を一層充実させることについて示したものである。こうした学習を充実させるのは、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するとともに、生涯学習の基礎を培う趣旨から、自ら学ぶ意欲や課題を見だし追究する能力や態度を育成することが重要であると考えからである。また、これによって、言語活動の充実を図ることを意味している。

「生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため」の部分には、「適切な課題を設けて行う学習」を実施するねらいを述べたものである。この学習は、単に生徒の興味・関心を高めることにとどまらず、自ら課題を見だし、自ら学び自ら考え、課題を解決する力を育成することを目指している。したがって、生徒の特性等を考慮して学習の内容や方法を検討し、生徒の主体的な学習を促すような構成、展開を工夫することが大切である。

「各分野において」とあるのは、この学習が特定の分野のみで行うのではなく、地理的分野、歴史的分野、公民的分野のそれぞれにおいて実施するものであることを意味している。

「第2の内容の程度や範囲に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして」

の中の「第2の内容の程度や範囲に十分配慮しつつ」とは、一般に課題を設けて行う学習は、設定した課題によって関連ある様々な事柄が派生的に取り扱われ、結果として学習内容が高度になったり過多になったりしやすいことから、指導内容や課題の設定に関しては学習指導要領で示した各分野の内容の程度と範囲に十分配慮する必要があることを示したものである。

また、「事項を再構成するなどの工夫をして」とは、「適切な課題を設けて行う学習」が特に別の内容を用意するのではなく、学習指導要領で示した内容の中で課題を設けて行う学習に適したものを選び、それを構成し直すなどの工夫をして行うものであることを意味している。なお、事項とは、実際の指導内容においては中単元や小単元に当たると想定されることから、数単位時間を配当して課題を見だし追究するかたちで展開できるよう工夫することが望まれる。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

学習指導要領の第1章総則の第1の2においては、「学校における道德教育は、道德の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」と規定されている。

これを受けて、社会科の指導においては、その特質に応じて、道德について適切に指導する必要があることを示すものである。

社会科においては、目標を「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」と示している。

我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。また、

国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自由・権利と責任・義務との関係を正しく認識し、権利・義務の主体者として公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養うことは、主として集団や社会とのかかわりに関する内容などと密接なかかわりをもつものである。

次に、道徳教育の^{かなめ}要としての道徳の時間の指導との関連を考慮する必要がある。社会科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。また、道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を社会科で扱う場合には、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、社会科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高めることが大切である。

2 資料等の活用と作業的、体験的な学習

2 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、地図や年表を読みかっ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする。その際、情報モラルの指導にも配慮するものとする。

社会科が学習対象にしている社会的事象は、それをとらえる観点によって大きく変化することから、ともすると恣意的な考察や判断に陥る恐れがある。このため、多面

的・多角的な思考とともに、諸資料に基づいて考察することを重視しており、次のように、各分野の目標の一つに、資料活用の技能・表現に関することを掲げている。

地理的分野では「様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる」(目標(4))、歴史的分野では「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」(目標(4))、公民的分野では「様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」(目標(4))と示している。

資料の活用について「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の配慮事項として示したのは、そうした三分野の目標を受けて、指導の全般にわたって適切な資料活用を促す学習活動を展開することを重視しているからである。

なお、今回の改訂においても、「作業的、体験的な学習」についてはこれを重視している。これは、自らの直接的な活動を通して社会的事象をとらえ、認識を深めていくことを期待しているからである。また、言語活動の充実を図る観点から、「観察や調査」についてその「過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表する」とし、表現力の育成を引き続き重視している。それは、過程を含めて結果を整理し報告書にまとめたり発表したりする活動は、諸資料の収集、選択、処理に関する技能を高めるばかりでなく、豊かな表現力を育成する上でも重要だからである。それだけに、今回の改訂の趣旨を踏まえてより一層授業改善に努めることが望まれる。

さらに、学校教育の情報化の進展に対応する観点から、「資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用」することが大切である。コンピュータや情報通信ネットワークの活用は、様々な情報を多様な方法で生徒に提示することにより、生徒の興味・関心を高めることが可能となる。また、生徒による主体的なコンピュータや情報通信ネットワークの活用は、知識や概念の習得や、資料の収集、処理、情報の共有や交流、発表などを通して社会科学習をより豊かなものにする可能性をもっている。そこで、指導に際しては、コンピュータや情報通信ネットワークの積極的な活用が期待される。また、生徒にコンピュータや

情報通信ネットワークを活用させる際には、情報モラルの指導にも配慮することが大切である。

3 政治及び宗教に関する事項の取扱い

3 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

ここでは、政治及び宗教に関する事項を扱う際に留意すべきことが示されている。政治及び宗教に関する教育については教育基本法第14条、第15条の規定に基づいて、適切に行うよう特に慎重に配慮することが必要である。

政治に関する教育については、良識ある公民として必要な政治的教養を尊重して行う必要があるとともに、いわゆる党派的政治教育を行うことのないようにする必要がある

また、宗教に関する教育については、宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位を尊重して行う必要がある。このうち、宗教に関する一般的な教養については、宗教の役割を客観的に学ぶことの重要性に鑑み、今回の教育基本法改正により、追加されたものである。なお、国・公立学校においては特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行うことのないようにする必要がある。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度，宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は，教育上尊重されなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

中学校学習指導要領解説社会編作成協力者（五十音順）

（職名は平成20年6月末日現在）

青柳慎一	埼玉県久喜市立太東中学校教諭
伊藤純郎	筑波大学大学院教授
入子彰子	東京都文京区立本郷台中学校教諭
岩田一彦	兵庫教育大学大学院特任教授
岩谷俊行	東京都杉並区立向陽中学校長
大澤利彦	埼玉県教育委員会学校管理幹
大杉昭英	岐阜大学教授
鴛原進	愛媛大学准教授
木村真冬	お茶の水女子大学附属中学校教諭
久山将弘	岡山県総合教育センター指導主事
児玉典久	埼玉県加須市立加須北中学校教頭
佐藤洋	東京都立桜修館中等教育学校教諭
篠原総一	同志社大学教授
関裕幸	東京都立小石川中等教育学校教諭
館潤二	筑波大学附属中学校教諭
中西仁	立命館大学准教授
橋本康弘	福井大学准教授
樋口雅夫	広島経済大学講師
堀内一男	跡見学園女子大学教授

国立教育政策研究所においては、次の者が本書の作成に携わった。

二井正浩	教育課程研究センター総括研究官
谷田部玲生	教育課程研究センター総括研究官

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

高橋道和	初等中等教育局教育課程課長
牛尾則文	初等中等教育局視学官
江口勇治	初等中等教育局教育課程課教科調査官
大倉泰裕	初等中等教育局教育課程課教科調査官
中尾敏朗	初等中等教育局教育課程課教科調査官
吉開潔	初等中等教育局教育課程課教科調査官